

(別冊)

社会・援護局関係主管課長会議資料

「新たな生活困窮者自立支援制度について」

平成26年3月3日（月）

社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室

目 次

	頁
I. 新たな生活困窮者自立支援制度創設の背景	1
II. 生活困窮者自立支援法の成立に至る経緯	2
III. 生活困窮者自立支援法の概要	4
IV. 法施行に向けた平成26年度の取組	
1. 法施行に向けた取組のポイント (対象者の考え方、体制構築に向けたポイント)	8
2. 生活困窮者自立促進支援モデル事業	12
3. 生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業	15
4. 新制度を担う人材の養成	17
5. 生活困窮者自立支援統計システムの構築に向けた調査・設計	23
V. 住宅支援給付事業	24
VI. 法施行に向けた今後のスケジュール	26
VII. 地方自治体への依頼事項	27

[参考資料]

(参考1) 生活困窮者自立支援法	29
(参考2) 生活困窮者自立支援法の公布について(通知)	39
(参考3) 生活困窮者自立支援法の概要等	53
(参考4) 平成25年度補正予算及び平成26年度予算案における 生活困窮者自立支援制度関連予算の概要	71
(参考5) 平成26年度「生活困窮者自立促進支援モデル事業」及び 「生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業」 実施要領	78
(参考6) モデル事業の実施状況調査等の中間とりまとめ 結果	103
(参考7) モデル事業実施自治体の具体的取組事例	128
(参考8) モデル事業実施自治体ブロック会議の実施状況	136
(参考9) その他	138

I. 新たな生活困窮者自立支援制度創設の背景について

現在、生活保護受給者は約 216 万人を超え、とりわけ稼働年齢層の増加が顕著である。また、非正規雇用労働者や年収 200 万円以下の給与所得者も増加しており、生活困窮に至るリスクの高い層が増加している。さらに、生活保護受給世帯のうち、約 25%の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給しているという調査結果にも見られるように、いわゆる「貧困の連鎖」も生じている。

こうした中で、厚生労働省においては、平成 21 年のリーマンショックに端を発した雇用・失業情勢の悪化を踏まえ、住宅手当緊急特別措置事業（現在の住宅支援給付事業）や総合支援資金の貸付制度を創設するなど、生活困窮者支援の基盤を整備してきたところである。

こうした取組に加え、一部の地方自治体では、先進的に生活困窮者の自立支援に取り組む、効果を上げている事例も見られる。

しかしながら、いわゆるこうした「第 2 のセーフティネット」は全国で十分に整備されているとは言い難く、先進的な取組は一部の地域に留まっているほか、生活困窮者を包括的に支援する仕組みや、財源が十分ではないなどの課題がある。社会保障制度や労働保険制度といった「第 1 のセーフティネット」では救済できない生活困窮者が増加するとともに、血縁や地縁の希薄化も指摘されており、今日、「第 2 のセーフティネット」を充実・強化することが求められている。

また、我が国においては、少子高齢化の進行等により、既に人口は減少局面に入っており、これに伴い、今後、労働力人口も減少することが見込まれている。こうした中で、稼働能力がありつつも、就労できない者が多数存在することは、活力ある経済社会を維持していく上で、大きな損失である。

以上を踏まえ、全国において、生活困窮者の自立に向けた支援が確実かつ適切に実施されるよう、新たな生活困窮者自立支援制度の創設を企図したものである。

Ⅱ. 生活困窮者自立支援法の成立に至る経緯について

厚生労働省においては、上記のような制度創設の背景を踏まえ、平成 24 年 4 月、社会保障審議会に学識経験者、地方自治体関係者、現場の実践者等からなる「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置した。

特別部会では、現場の実践者等の取組についてヒアリングを行うなど、12 回にわたる審議を経て、平成 25 年 1 月 25 日に報告書を取りまとめられた。

この報告書では、生活保護制度の自立助長機能を高めることと併せて、生活保護に至る前の段階における生活困窮者支援制度の導入を図ることにより、新たな生活支援体系を構築すべきであると提言している。さらに、この新しい生活支援体系は、以下のとおり 4 つの視点に立つとともに、その具体的ななかたちとして、3 つの支援の在り方を提示している。

○ 新しい生活支援体系の 4 つの視点

- ① 自立と尊厳：すべての生活困窮者の社会的経済的な自立を実現するための支援は、一人一人の尊厳と主体性を重んじたものでなければならない。
- ② つながりの再構築：孤立している人々が多様なつながりを再生・創造できることを目指し、そのつながりを人々の主体的な参加の基盤とする。
- ③ 子ども・若者の未来：次世代が可能なかぎり公平な条件で人生のスタートを切ることができるように、その条件形成を目指す。
- ④ 信頼による支え合い：制度に対する国民の信頼を強めるため、生活保護制度の情報を広く提供しつつ、信頼を損なう制度運用の実態があれば是正していく。

○ 新しい生活支援体系の 3 つの具体的ななかたち

- ① 包括的・個別的な支援：地域における多様なサービスをできる限り一括して提供する。生活困窮者それぞれの事情に応じた個別的な支援を提供する。
- ② 早期的・継続的な支援：訪問型も含めた早期対応を図る。個々人の段階に応じたサービスが提供されるよう、継続的な支援を行う。
- ③ 分権的・創造的な支援：民間の柔軟で多様な取組が活かされ、国や地方自治体がこれを支える。地域ごとの多様な条件に応じて創造的な取組を行う。

なお、平成 24 年 8 月には、社会保障・税一体改革に関連して、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、改革の基本的な考え方等を定めた「社会保障制度改革推進法」（平成 24 年法律第 64 号）が成立している。同法附則第 2 条においては、「生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組む」旨が盛り込まれた。

これらを踏まえ、地方自治体等の関係者とも協議を行いつつ、新たな生活支援体系を構築するための法律の検討を進め、平成 25 年 5 月に「生活保護法の一部を改正する法律案」とともに、「生活困窮者自立支援法案」を第 183 回通常国会に提出した。同国会においては、衆議院本会議で可決されたものの、最終的には参議院で審議未了の上、廃案となった。

その後、引き続き生活困窮者の自立の促進が大きな課題であることを踏まえ、同年 10 月に、「生活保護法の一部を改正する法律案」とともに、第 183 回国会に提出したものと同内容の「生活困窮者自立支援法案」を第 185 回臨時国会へと提出した。

同法案は、同国会において審議が進められ、11 月 13 日の参議院本会議での可決後、12 月 6 日には衆議院本会議で可決・成立し、同月 13 日に公布されたものである。

Ⅲ. 生活困窮者自立支援法の概要について【参考 1（P29）～3 参照】

1. 生活困窮者自立支援法の目的（第 1 条）

生活困窮者自立支援法は、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

2. 生活困窮者の定義（第 2 条第 1 項）

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

3. 必須事業の実施（第 4 条及び第 5 条）

福祉事務所設置自治体は、以下の事業を必ず実施しなければならない。

なお、自立相談支援事業については、事務の全部又は一部を福祉事務所設置自治体以外の者に委託することが可能。

（1）自立相談支援事業

事業概要	生活困窮者からの相談に応じ、①生活困窮者が抱える課題の評価・分析、②自立に向けたプランの作成、③生活全般にわたる包括的な支援を行うための関係機関との連絡調整等の支援を行う。（第 2 条第 2 項）
対象者要件	具体的な所得・資産等の要件は定めない。
国庫負担	3 / 4 （第 9 条第 1 項第 1 号又は第 3 号）

（2）住居確保給付金

事業概要	離職により住宅を失った又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう、有期で家賃相当額を支給する。（第 5 条第 1 項）
対象者要件	※ 現行の住宅支援給付事業の支給要件を基本としつつ、今後、省令等において収入・資産要件等を設定する予定。

	(参考) 住宅支援給付の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・収入要件 (東京都区の場合、月収) 単身世帯：13.8万円未満 2人世帯：17.2万円以下 ・資産要件 単身世帯：50万円以下 2人世帯：100万円以下
国庫負担	3 / 4 (第9条第1項第2号又は第4号)

4. 任意事業の実施 (第6条)

福祉事務所設置自治体は、以下の事業を実施することができる。

なお、これらの事業については、事務の全部又は一部を福祉事務所設置自治体以外の者に委託することが可能。

(1) 就労準備支援事業

事業概要	直ちに一般就労が困難な生活困窮者に対して、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため、生活自立、社会自立段階からの訓練等を有期で実施する。(第2条第4項)
対象者要件	※ 今後、省令において、世帯収入が住民税非課税相当以下であることを設定する予定。
国庫補助	2 / 3 (第9条第2項第1号)

(2) 一時生活支援事業

事業概要	住居を持たない生活困窮者に対して、一定期間宿泊場所や委嘱の提供等を行う。(第2条第5項)
対象者要件	※ 今後、省令において、世帯収入が住民税非課税相当以下であることを設定する予定。
国庫補助	2 / 3 (第9条第2項第1号)

(3) 家計相談支援事業

事業概要	家計に課題を抱える生活困窮者に対して、①家計収支等に関する課題の評価・分析、プランの作成、②家計表の作成等を通じた家計管理支援、③必要な場合の貸付のあっせん等の支援を行う。(第2条第6項)
対象者要件	具体的な所得・資産等の要件は定めない。
国庫補助	1 / 2 (第9条第2項第2号)

(4) 学習援助事業

事業概要	生活困窮家庭の子どもに対して、学習の援助等の支援を行う。 (第6条第1項第4号)
対象者要件	※ 地域の実情に応じ、事業実施主体が対象者を設定。
国庫補助	1 / 2 (第9条第2項第2号)

(5) その他事業

事業概要	必須事業及び上記①～④までに掲げる事業のほか、福祉事務所設置自治体は、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業を実施することができる。(第6条第1項第5号)
対象者要件	※ 地域の実情に応じ、事業実施主体が対象者を設定。
国庫補助	1 / 2 (第9条第2項第2号)

5. 就労訓練事業者の認定 (第10条)

都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、以下の就労訓練事業を行う事業者について、一定の基準に適合するものを認定する。

事業概要	一般就労が困難な生活困窮者に対して、個々人ごとの就労支援プログラムに基づき、清掃、リサイクル、農作業等の作業機会の提供を通じた訓練等を行い、就労に必要な知識及び能力の向上を図る。
対象者要件	具体的な所得・資産等の要件は定めない(自立相談支援事業において、就労訓練事業の対象とすることが適当であるかどうかを判断する。)
国庫補助	なし ※ 認定事業者による自主事業としての位置付けのため、運営費補助はなし。ただし、今後、本事業の立ち上げ支援や税制優遇等については検討。

6. 施行期日等

(1) 施行期日 (附則第1条)

平成27年4月1日

(2) 検討規定（附則第2条）

法律の施行後3年を目途として、施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を実施。

(3) 施行前の準備（附則第3条）

就労訓練事業者の認定の手續その他の行為は、施行日前に実施が可能。

IV. 法施行に向けた平成26年度の取組について

1. 法施行に向けた取組のポイント（対象者の考え方、体制構築に向けたポイント）

生活困窮者自立支援法は平成27年度から施行することとしているが、平成26年度は、新制度施行に向けた準備を行う重要な1年である。各地方自治体におかれては、新制度の円滑な施行が図られるよう、制度の背景や趣旨を十分ご理解いただいた上で、特に必須事業である自立相談支援事業や住居確保給付金の実施に遺漏のないよう、万全の準備をお願いしたい。

なお、新制度施行に向け、検討すべきと考えられるポイントを以下に記述するので、これらを踏まえつつ、施行に向けた準備を進めていただきたい。

(1) 生活困窮者自立支援法の対象となる「生活困窮者」の考え方について

- 生活困窮者自立支援法の対象となる「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（法第2条第1項）である。
- その上で、住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業については、具体的な所得・資産要件を定めることとしているが、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、所得・資産に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要である。
 - ※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮することが重要である。
- 法の目的は、生活困窮者の自立の促進を図ることにある。このため、必要な方にその状態に応じた就労支援を行うなど、包括的な支援により支援効果を最大限高めていくことが必要である。一方同時に、支援は生活困窮者の状態に応じて個別に検討するとともに、制度のめざす自立には、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立も含まれることに留意することが必要である。

また、生活困窮者が自立するためには、働く場などを拡大していくことも必要であり、また例えば地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、新制度では、生活困窮者支援を通じた地域づくりも目標の一つであり、孤立状態の解消などにも配慮することが重要である。

- このように、自立相談支援事業においては、生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な支援を行うが、一方で、自立相談支援機関において対応可能な範囲を超えないようにすることが必要である。

この点、生活困窮者への支援は、当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要であり、相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援することが重要である。また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

- なお、対象者の考え方については、以上のとおりであるが、生活困窮者からの相談を排除することなく対応することを前提に、とりわけ制度の立ち上げ当初においては、地域の実情に応じ、より重点的に対応する者を設定することは可能である。

(2) 生活困窮者支援の体制構築に向けたポイント

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者支援の体制整備に当たっては、以下の5つの検討課題について、地域における社会資源の状況等を踏まえつつ、十分な検討の上、段階的かつ着実に進めていくことが重要である。

検討課題1：法の趣旨の理解

- 新制度は、我が国の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護の手前の段階にある生活困窮者の自立を支援する仕組み。
- 制度運営における目標は、
 - ・生活困窮者の自立と尊厳の確保
 - ・生活困窮者支援を通じた地域づくり
- その具体的なすがた（特徴）は、
 - ・包括的な支援
 - ・個別的な支援
 - ・早期的な支援
 - ・継続的な支援
 - ・分権的・創造的な支援
- こうした制度の理念を十分理解した上で体制整備を行うことが必要。
- 対象者は、
 - ・現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（学習支援事業を除き生活保護受給者以外の生活困窮者（※））

- ・ その上で、上記理念に照らし、複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止める。

※ モデル事業においては、生活保護受給の有無に関わらず事業の対象としている。法施行後は生活困窮者自立支援制度と生活保護制度が一体的に運用できるよう、国において検討。

検討課題2：庁内体制の構築

- 主管部局の決定は、法の趣旨に即した包括的な支援を行うことができる体制を構築しつつ、支援効果を最大限高めるという観点から検討。

※ モデル事業においては、生活保護、地域福祉、商工労働、市民生活等の担当課が主管課となっている。また、新しい部署を設置するなどの体制を検討している地方自治体もある。

- こうした観点から、福祉部局内のみで検討するのではなく、全庁的に検討することが望ましい。

- いずれの部局が担当するにしても、関係部局と緊密に連携することが必要であり、部局横断的な体制を設定。

※ 連携が必要となる関係部局の例：福祉関係課（保護担当、地域福祉担当のほか、高齢福祉、障害福祉、児童福祉の各担当）、保健医療関係課、住宅関係課、商工労働関係課、教育委員会・教育関係課、税務課、保険・年金関係課、水道課、市民生活関係課、人権担当課

- また、対象者の早期把握のため、税・保険料や公共料金の担当と連携し、気になる生活困窮者が自立相談支援事業につながるよう紹介ルールを設定。

検討課題3：実施方法の検討

- 各事業は、直営方式も委託方式も可能。地域の実情や当該地方自治体の体制整備に関する長期構想に応じて戦略的に検討。

- 自立相談支援事業については、新しい相談窓口を創設することも可能なほか、福祉事務所、地域包括支援センター、障害相談支援事業所、消費者相談窓口等既存の相談窓口の機能拡大によることも考えられ、幅広い候補から検討。

※ 既存相談窓口の機能拡大は、サービスの集約化により利用者の利便性に寄与。

- 自立相談支援事業を委託する場合は、
 - ・ 包括的な支援が可能であるか
 - ・ 就労に向けた支援が期待できるか、逆に支援内容が就労支援に偏らないかなどに特に留意。真に実効性のある委託先を慎重に検討。
- 包括的な支援を可能とするため、一つの法人のみならずいくつかの法人が自立相談支援事業を担えるよう、委託方法を工夫するという事も考えられる。
- 委託の場合であっても、いわゆる「丸投げ」とならないようにする。行政には支援決定や支援調整会議への参画が求められる点や、不足する社会資源の強化・開発には行政が主導的な役割を担う必要があることに留意。

検討課題4：関係機関との連携体制の確保

- 自立相談支援事業は、就労準備支援事業や家計相談支援事業などの法定事業のほか、法外のさまざまな制度・機関を上手に活用して、包括的な支援を展開。
(自立相談支援事業がすべて抱え込むのではない。行政においては、生活困窮者自立支援制度と他の福祉雇用分野のさまざまな取組と政策協調を図る。)
- 自立相談支援事業の運営機関、福祉事務所、ハローワークの3者は特に緊密に連携する体制を構築。
- そのほか、例えば、学校や教育委員会、地域若者サポートステーション、ひきこもり地域支援センター、社会福祉協議会、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、消費生活相談窓口、更生保護施設、商工会議所等、多岐にわたる関係機関との連携体制を一つひとつ着実に構築。
- 民生委員や自治会、ボランティアといったインフォーマル部門も、生活困窮者の発見や見守りには重要であり、ネットワークを構築。

検討課題5：協議の場の設定

- 包括的な支援体制、ネットワークを構築するには時間も要するが、まずその第一歩として、関係者が協議する場を設定。
 - ・ まずは庁内のプロジェクトチームの立ち上げ
 - ・ その後、外部を含む中核となる関係者が集まる場を設定。体制整備の進展に応じ、徐々にメンバーの拡充も検討。
- 外部関係者も集まる協議の場については、まずは既存の協議会の活用から検討。
- このような「協議の場」が制度施行後には、支援調整会議として機能することも考えられる。

2. 生活困窮者自立促進支援モデル事業【参考4（P71～）参照】

(1) 平成26年度の進め方について

「生活困窮者自立促進支援モデル事業」については、新たな生活困窮者自立支援制度の施行に向け、各種支援を試行的に実践するとともに、地域の体制整備を行うことを目的として、今年度のセーフティネット支援対策等事業費補助金に約30億円を新規計上したものであり、今年度においては68か所の地方自治体で実施していただいているところである。

平成26年度においては、制度施行に向け、地域の体制整備を加速する必要があることから、その実施箇所数を大幅に拡充するため、平成25年度補正予算において緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業分）520億円の内数として115億円を確保したものである。

本モデル事業の執行方針については、既にお示ししているとおり（下記参照）であるので、各地方自治体におかれては、こうした趣旨をご理解いただいた上で、積極的な取組をお願いしたい。なお、平成26年度における本モデル事業の実施要領については、今年度の実施要領を一部修正の上、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）管理運営要領の別紙4として、お示ししているところであるので、本モデル事業を実施する地方自治体におかれては、これに従い、適正な事業運営を確保していただきたい。

【参考5（P78～）参照】

また、本モデル事業を実施する地方自治体には、今後、課題の整理等のため、必要な調査への協力などをお願いすることになるので、特段の御配慮をお願いしたい。（後述Ⅶ参照）

平成26年度における生活困窮者自立促進支援モデル事業の執行方針

1. 実施主体

- ・ 福祉事務所を設置する市町村又は都道府県

2. 財源

- ・ 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）115億円

3. 事業内容

- ・ 福祉事務所を設置する市町村又は都道府県は、①の事業を行うことに加え、地域の実情を踏まえて②～⑤までの事業を選択して実施する。
- ・ ただし、都道府県が行う場合については、③の事業のみを行うことも可能である。
 - ① 自立相談支援モデル事業（必須事業）
 - ② 就労準備支援モデル事業
 - ③ 就労訓練推進モデル事業
 - ④ 家計相談支援モデル事業
 - ⑤ 学習支援その他の生活困窮者自立支援事業

4. 補助の対象となる事業

- ・ 福祉事務所を設置する市町村又は都道府県が平成 26 年度に行う事業（平成 25 年度中に行う準備経費を含む。）であって、厚生労働大臣と協議を行ったもの。

5. 補助基準額

- ・ 以下を基準額とし、これにより難い特別の事情がある場合は厚生労働大臣に協議を行うものとする。（ただし、基準額以内の自治体を優先的に採択することとする。）
 - ① 事業実施自治体の人口が 5 万人未満の自治体：2,000 万円以内
 - ② 事業実施自治体の人口が 5 万人以上 30 万人未満の自治体：4,000 万円以内
 - ③ 事業実施自治体の人口が 30 万人以上 50 万人未満の自治体：6,000 万円以内
 - ④ 事業実施自治体の人口が 50 万人以上の自治体：8,000 万円以内

※ 当該基準額は 12 か月の実施期間を想定しているものであるため、実際の実施予定期間がこれに満たない場合は、当該実施予定期間を勘案して協議を行うこと。

※ 人口については、自治体内全域の人口とし、平成 25 年 4 月 1 日現在を基準とすること。

6. 補助対象経費

- ・ 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費）、使用料、賃貸料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託費、備品購入費（価格 30 万円以上の備品を除く）、負担金、補助金

また、本モデル事業に係る予算の執行に当たっては、以下に該当する地方自治体について、まずは今年度内に所要額を各都道府県に配分することとしているので、基金条例の改正、予算への計上等所要の準備をお願いしたい。

- ① 平成25年度に既にモデル事業を実施（68地方自治体）しており、平成26年度においても引き続き継続してモデル事業を実施する地方自治体
- ② 平成26年4月から6月末までの間に新規にモデル事業を実施する予定であり、地方自治体における平成26年度当初予算に、事業実施に必要な予算を計上することとしている地方自治体

なお、来年度7月以降にモデル事業を実施を希望する地方自治体の取扱いについては、追ってお示ししたい。

（2）平成25年度の実施状況について【参考6（P103）～7参照】

今年度における本モデル事業の実施状況や成果等については、各地方自治体のご協力の下、以下のとおり社会福祉推進事業による調査・研究事業とも連携を図りつつ、把握に努めているところである。

平成25年度における生活困窮者自立支援制度関連の調査・研究事業

- 生活困窮者自立促進支援モデル事業における成果分析に関する調査
- 相談支援機関設置・運営指針の作成に関する調査
- 新たな相談支援事業の実施・運営に関する調査・研究事業
- 生活困窮者の就労支援に関する研究事業
- 家計相談支援の効果的な事業運営を行うためのマニュアル策定に関する調査研究
- 子ども・若者の生活困窮支援に関する研究事業
- 新たな生活困窮者支援制度のモデル計画作成及び自治体職員研修事業 等

これらの調査・研究事業では、事業の実施形態や相談者の属性、支援によりみられた個人の状況の変化や地方自治体における取組事例等の情報を収集しており、これらの結果については、制度施行に向け、自立相談支援機関等の設置・運営指針の作成など、運用面での検討に活かしていくこととしている。

(3) 平成25年度モデル事業担当者ブロック会議の開催結果について

【参考8 (P136～) 参照】

今年度においては、本モデル事業の進捗状況を把握するとともに、実施方法等について地方自治体間で情報共有・意見交換を行う場として、「モデル事業担当者ブロック会議」を全国6ブロックで各3回実施してきたところである。

ブロック会議では、各地方自治体における体制構築に向けた取組の進捗状況の確認を行うとともに、対象者の考え方やその把握方法、関係機関との具体的な連携方法など、地方自治体が直面している諸課題について活発な意見交換を行った。

また、こうした意見交換を行う中で、モデル事業の実施に当たって参考となる取組事例を収集し、これらについて地方自治体へ情報提供してきたところである。

今後、ブロック会議でいただいたご意見も踏まえながら、制度の詳細について引き続き検討を進めていくこととしている。

なお、来年度におけるブロック会議の取扱いについては、後述のⅦ参照のこと。

3. 生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業【参考4 (P75) 参照】

「生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業」については、新制度の実施主体となる福祉事務所設置自治体（900地方自治体）において、地域における生活困窮者や社会資源の実態把握、利用手続等に係る事務処理体制の整備など、制度施行に向け、一時的に発生する自治体の事務を支援することを目的として、今般、新規に創設することとしたものである。

本事業については、平成25年度補正予算において緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業分）520億円の内数として50億円を確保したものである。

本事業の執行方針についても、既にお示ししているとおり（下記参照）であるので、各地方自治体におかれては、こうした趣旨をご理解いただいた上で、本事業を積極的にご活用いただきたい。なお、本事業の実施要領については、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）管理運営要領の別紙5として、お示ししているところであるので、本事業を実施する地方自治体におかれては、こ

れに従い、適正な事業運営を確保していただきたい。【参考5（P101）参照】

平成 26 年度における生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業の執行方針

1. 実施主体

- ・ 福祉事務所を設置する市町村又は都道府県

2. 財源

- ・ 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）50 億円

3. 事業内容

- ・ 福祉事務所を設置する市町村又は都道府県は、以下の事業の全部又は一部を実施する。
 - ①関係団体との連絡会議の開催等庁内・庁外の連携体制を構築するための事業
 - ②制度の説明パンフレットの作成等新制度の普及・啓発を図るための事業
 - ③地域における生活困窮者の実態把握のための調査・研究を行う事業
 - ④施行準備に係る事務負担の増加に対応した臨時雇用職員を配置する事業
 - ⑤中間的就労事業者の参入促進を図るための事業
 - ⑥その他上記以外で施行準備のために新たに必要となる費用に対応するための事業

4. 補助の対象となる事業

- ・ 福祉事務所を設置する市町村又は都道府県が平成 26 年度に行う事業（平成 25 年度中に行う準備経費を含む。）であって、厚生労働大臣と協議を行ったもの。

5. 補助基準額

- ・ 以下の基準額の範囲内とする。
 - ①事業実施自治体の人口が 5 万人未満の自治体：150 万円以内
 - ②事業実施自治体の人口が 5 万人以上 10 万人未満の自治体：200 万円以内
 - ③事業実施自治体の人口が 10 万人以上 30 万人未満の自治体：400 万円以内
 - ④事業実施自治体の人口が 30 万人以上 50 万人未満の自治体：600 万円以内
 - ⑤事業実施自治体の人口が 50 万人以上 70 万人未満の自治体：800 万円以内
 - ⑥事業実施自治体の人口が 70 万人以上 100 万人未満の自治体：1,000 万円以内
 - ⑦ 事業実施自治体の人口が 100 万人以上の自治体：1,200 万円以内

※ 人口については、自治体内全域の人口とし、平成 25 年 4 月 1 日現在を基準とすること。

6. 補助対象経費

- ・ 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費）、使用料、賃貸料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託費、備品購入費（価格 30 万円以上の備品を除く）、負担金、補助金

なお、本事業の実施に係る経費については、実施を希望する全地方自治体について、年度内に所要額を各都道府県に配分することとしているので、この点についても、基金条例の改正、予算への計上等所要の準備をお願いしたい。

4. 新制度を担う人材の養成【参考 4（P76）参照】

（1）自立相談支援事業を担う人材の養成について

自立相談支援事業の実施に当たっては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者に対し、包括的かつ継続的な支援が適切に行えるよう、十分な専門性を有する支援員（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）を養成していくことが重要である。

このため、平成26年度から当分の間、国において直接、計画的に養成研修を行うこととし、平成26年度予算案においては、当該養成研修の実施に必要な費用として約4,000万円を計上しているところである。なお、国が行う養成研修の実施状況を踏まえつつ、一定期間経過後は、都道府県単位で実施することについて、検討していくこととしている。

平成26年度に実施する養成研修は、自立相談支援事業に従事する主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種、それぞれを対象として実施することとし、各職種に求められる資質を高めることができるよう、専門的かつ実践的な研修内容とすることを検討している。

自立相談支援事業に従事する各支援員は、原則として養成研修を受講する必要があると考えているが、新制度施行段階においては、研修を受講していない場合であっても業務に従事することができるよう、一定の経過措置を講ずる予定である。

また、主任相談支援員については、自立相談支援機関の相談業務全般のマネジメントや、他の支援員の指導・育成、支援困難ケースへの対応等の高度な相談支援技術が求められることから、養成研修の受講に加え、一定の資格又は実務経験を必要とすることを検討している。この点についても、新制度施行段階で要件を満たしていない場合であっても業務に従事することができるよう、一定の経過措置を講ずることを検討している。

なお、平成26年度に実施する養成研修の実施方法等については、現段階において、以下の「自立相談支援事業従事者養成研修事業実施要綱（案）」のとおり検討を進めているところであるので、ご了解願いたい。本養成研修の具体的な開催日程や募集時期等の詳細については、追ってお示しする。

自立相談支援事業従事者養成研修事業実施要綱（案）

1. 目的

生活困窮者の自立を促進するため、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題の評価・分析、自立支援計画（以下「プラン」という。）の策定、プランに基づく各サービスの提供をはじめ、地域の関係機関とのネットワーク構築、社会資源の活用・開発等を行うため、相談及び就労支援等の援助技術を習得することにより、自立相談支援事業に従事する者の資質の確保・向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体

養成研修事業の実施主体は、国とする。

なお、養成研修事業は公募手続きを経た上で適当な団体に委託して実施する。

3. 実施内容

(1) 主任相談支援員養成研修

ア. 研修対象者

平成 26 年度生活困窮者自立促進支援モデル事業の自立相談支援モデル事業において主任相談支援員として配置されている者（今後、配置しようとする者も含む。）

なお、今回の対象者の選定に当たっては、平成 27 年 4 月時点で以下の①から③までのいずれかに該当する者であることを考慮の上、検討すること。

- ① 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師として保健、医療、福祉、就労、教育等の分野における業務に5年以上従事している者であり、かつ、生活

- 困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に3年以上従事している者
- ② 生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に5年以上従事している者
- ③ 相談支援業務に準ずる業務として、実施主体である地方自治体の長が認めた業務に5年以上従事している者

イ. 日程

平成26年7月から8月までの間で開催を予定。

ウ. 研修内容

共通カリキュラム及び主任相談支援員養成研修カリキュラムに基づき、指定のテキストを使用した養成研修を受講するものとする。

(2) 相談支援員養成研修

ア. 研修対象者

平成26年度生活困窮者自立促進支援モデル事業の自立相談支援モデル事業において相談支援員として配置されている者（今後、配置しようとする者も含む。）

なお、対象者の選定に当たっては、相談支援業務に従事している者（従事していた者も含む。）など、生活困窮者への相談支援を適切に行うことができる人材であることを考慮の上、検討すること。

イ. 日程

平成26年9月から10月までの間で開催を予定。

ウ. 研修内容

共通カリキュラム及び相談支援員養成研修カリキュラムに基づき、指定のテキストを使用した養成研修を受講するものとする。

(3) 就労支援員養成研修

ア. 研修対象者

平成26年度生活困窮者自立促進支援モデル事業の自立相談支援モデル事業において就労支援員として配置されている者（今後、配置しようとする者も含む。）

なお、対象者の選定に当たっては、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援業務に従事している者（従事していた者も含む。）など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であることを考慮の上、検討すること。

イ. 日程

平成26年11月から12月までの間で開催を予定。

ウ. 研修内容

共通カリキュラム及び就労支援員養成研修カリキュラムに基づき、指定のテキストを使用した養成研修を受講するものとする。

4. 実施時間数

各研修について、それぞれ6日間（42時間）とする。

なお、前期（3日）と後期（3日）に分けて実施することを想定している。

5. 受講者数

各研修について、それぞれ240名程度を定員とする。

6. 修了証書の交付等

研修事業受託団体は、研修修了者に対して、研修修了番号、研修修了年月日、修了者の氏名等必要事項を記載した修了証書を交付するものとする。

7. 費用負担

各研修の参加に必要な費用のうち、旅費については、生活困窮者自立促進支援モデル事業の対象経費として補助することができるものとする。なお、各研修に必要な教材費等は受講者の負担とする。

このほか、就労準備支援事業や家計相談支援事業等についても、今後、人材養成の在り方について検討していくこととしている。

（2）自立相談支援事業従事者養成研修カリキュラム（案）について

自立相談支援従事者養成研修のカリキュラムについては、共通カリキュラムに加え、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員それぞれの個別カリキュラムを受講する体系とすることを検討している。それぞれのカリキュラムの内容については、現時点において、以下のとおり検討しているので、ご了承ください。

① 共通カリキュラム

科目	目標	形式・時間数
生活困窮者支援の基本的な考え方について	生活困窮者自立支援制度創設の背景及び制度の概要、生活困窮者支援の理念について理解する。	講義：1.5時間
生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の重要性について	自立相談支援事業の目的、機能、支援の流れ、各支援員の役割について理解する。	講義：2時間
	各支援員に求められる倫理や基本姿勢について理解する。	講義：1.5時間 演習：2時間

生活困窮者支援に必要なと考えられる視点について	対象者の特性を踏まえた支援のあり方や、健康・保健、権利擁護、個人情報保護など支援に必要なと考えられる視点について理解する。	講義：1.5時間 演習：2時間
生活困窮者支援における社会資源の活用と連携・協働について	生活困窮者支援に関係する各制度・施策やその他の社会資源の活用、それらとの連携・協働の目的とその方法について理解する。	講義：1.5時間 演習：2時間
相談支援の展開について	生活困窮者の自立支援計画について、基本的な考え方等について理解する。	講義：1.5時間 演習：2時間
就労支援の実施方法について	生活困窮者の就労支援について、基本的な考え方等について理解する。	講義：1.5時間 演習：2時間

※計 21 時間（講義 11 時間、演習 10 時間）

② 主任相談支援員養成研修カリキュラム

科目	目標	形式・時間数
職員の資質向上と職場（組織）づくりについて	職員の育成・教育について学習するとともに、スーパービジョンの手法等、主任相談支援員に求められる役割について十分に理解する。	講義：3時間 演習：4時間
	高度な相談支援（支援困難ケースへの対応）について、具体的な支援の考え方やその手法について理解する。	講義：1時間 演習：2時間
生活困窮者支援を通じた地域づくりについて	生活困窮者支援を通じた地域づくりの考え方を学習するとともに、地域の関係機関・関係者との協働・連携のあり方について理解する。	講義：2時間 演習：2時間
	地域の社会資源の状況把握、地域に不足する社会資源の開発等の考え方やその手法について理解する。	講義：3時間 演習：4時間

※21 時間（講義 9 時間、演習 12 時間）

③ 相談支援員養成研修カリキュラム

科目	目標	形式・時間数
相談支援の展開について	生活困窮者の一連の相談支援プロセス（対象者の把握・アウトリーチ、相談受付（利用申込）アセスメント、自立支援計画の策定、支援サービスの提供、モニタリング、自立支援計画の評価、支援の終結、支援調整会議等）についての考え方やその手法について理解を深めるとともに、プロセスの各段階における基礎的な援助技術を習得する。	講義：6時間 演習：8時間
	上記の講義や演習を踏まえ、事例を通じて、具体的な支援の考え方や手法についてより理解を深める。	演習：7時間 ※演習のまとめに係る講義の時間も含む。

※21時間（講義6時間、演習15時間）

④ 就労支援員養成研修カリキュラム

科目	目標	形式・時間数
就労支援の実施方法について	生活困窮者に対する就労支援の意義や重要性、就労支援に必要とされる基本的な知識等について学習するとともに、生活困窮者の就労支援に係る相談の進め方や、ハローワーク・協力企業等との連携について理解する。	講義：6時間 演習：8時間
	上記の講義や演習を踏まえ、事例を通じて、具体的な支援の考え方や手法についてより理解を深める。	演習：7時間 ※演習のまとめに係る講義の時間も含む。

※21時間（講義6時間、演習15時間）

(3) 養成研修実施に当たっての留意事項

平成26年度における養成研修の実施に当たって、当該年度に生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する地方自治体におかれては、今後、養成研修の対象者の推薦をお願いする予定である。

また、養成研修事業を受託する団体が作成する修了者名簿については、今後、自立相談支援事業の各支援員の配置に必要な研修受講履歴の確認や受講者本人からの問い合わせ等に速やかに対応することが必要であることから、養成研修修了後に各地方自治体において管理することを検討しているので、その際は必要なご協力をお願いしたい。

5. 生活困窮者自立支援統計システムの構築に向けた調査・設計

【参考4（P77）参照】

「生活困窮者自立支援統計システム」については、自立相談支援事業において実施することとなるアセスメント・プラン情報のデータベース化を図るとともに、全国的な制度の実施状況を円滑かつ迅速に把握し、生活困窮者の適切な支援や事業の評価に資するよう、これを統計処理することを目的として、政府共通プラットフォーム上に構築することを検討しているところである。

平成26年度においては、当該システムの構築に向けた調査・設計を行うため、平成26年度予算案に約2,800万円を計上している。

当該システムの詳細については、来年度に行う調査・設計に係る検討状況を踏まえ、随時情報提供をしていくこととしているので、ご了知願いたい。

なお、現段階では、当該システムは、全国統一的な運用が行えるよう、国が一括して開発することを検討していくこととしている。

V. 住宅支援給付事業について

住宅支援給付事業は、離職等により住宅を喪失した者等が住まいを確保し、安心して就職活動ができるよう、家賃に充てるための費用を支給するとともに、各実施主体に配置されている住宅確保・就労支援員が一定の就労支援を併せて行う事業である。

平成 25 年度においては、就労支援機能をさらに強化するため、支給要件や就職活動条件を見直したところである。なお、本事業を創設した平成 21 年 10 月以降の実績は以下のとおりとなっている。

【住宅支援給付（住宅手当）実績】

平成 25 年 11 月末現在

実績	支給決定件数 (新規決定分)	常用就職者数※	常用就職者率
平成21年度	19,741	1,546	7.8%
平成22年度	37,151	15,525	41.8%
平成23年度	24,161	13,176	54.5%
平成24年度	19,382	11,344	58.5%
平成25年度	8,016	6,227	77.7%
計	108,451	47,818	

※ 東日本大震災の被災等により、平成 23 年 3 月～5 月の間、一部市については、含まれていない。

※ 常用就職者数：雇用契約において、期間の定めがない又は 6 か月以上の雇用期間が定められているもの。

平成 26 年度における本事業の取扱いについては、平成 25 年度補正予算により、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）の実施期限を延長したところであり、今年度と同内容の事業として引き続き継続することとしている。

本事業は、毎年度着実に就職率を延ばしており、生活保護に至らないためのセーフティネットとして一定の効果を発揮している一方で、支給決定件数は減少傾向を示しているところである。このため、平成 26 年度においても、引き続き、ハローワークや社会福祉協議会との一層の連携を図るとともに、改めて地域住民に対する周知徹底を図り、本事業のより効果的な利用促進に取り組んでいただくようお願いしたい。

また、平成 27 年度以降については、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金として恒久制度化され、福祉事務所設置自治体を実施しなければならない必須事業

として位置付けられることとなる。新制度においては、自立相談支援事業により、個々の生活困窮者の状況を適切に把握した上で、住居確保給付金の支給に加え、就労準備支援事業や家計相談支援事業など、他の事業による必要な支援も併せて行うこととしている。これにより、さらに包括的な支援が可能となるものであり、一層効果的な自立促進が期待できるものである。

住居確保給付金の支給要件や手続方法など、制度の詳細については、今後、関係機関と調整しつつ、検討していくこととしている。各地方自治体には、これらの検討に当たって、制度の実効性と適正な運用が確保されるよう、実態把握等へのご協力をお願いする予定である。また、各地方自治体におかれては、円滑な制度移行のため、制度施行後の体制の在り方等について必要な検討をお願いしたい。

VI. 法施行に向けた今後のスケジュールについて

生活困窮者自立支援法の施行に向け、現段階で想定している主なスケジュールは以下のとおりであるので、ご了解願いたい。

事項	平成26年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成27年 1月	2月	3月
政省令等				政省令・告示(案)、各事業のガイドライン、行政事務のマニュアル(仮称)(2次案)作成				最終案提示(政省令・告示、関係通知、行政事務のマニュアル(仮称))		政省令・告示公布		関係通知発出
予算等	H27予算検討(国庫基準、交付税)			H27予算要求				H27予算内示				交付要綱発出
全国自治体		都道府県による取組(年数回の会議等)				全国担当者会議①		全国担当者会議②		全国部局長会議		全国課長会議
		施行準備進捗調査(各事業の実施意向調査含む)【年数回】										
モデル事業実施自治体	モデル事業自治体説明会【4/24、25】											
	帳票に基づく支援実績の回収【毎月】											
			モデル事業開始時調査						モデル事業終了時調査			
人材養成	研修カリキュラム提示	研修テキスト完成		主任相談支援員研修(前期・後期)		相談支援員研修(前期・後期)		就労支援員研修(前期・後期)				
その他	法に基づく各事業の在り方の調査研究											

※ 現段階のイメージであり、今後変更があり得る。

なお、平成26年度にモデル事業を実施する地方自治体を対象に、4月24日(木)及び25日(金)に平成26年度モデル事業担当者連絡会議の開催を予定しているが、来年度におけるモデル事業実施自治体は相当数に上がることが予想されることから、同内容の説明を2回行う方向で検討(開催場所は厚生労働省講堂で調整中)している。会議の詳細については、決まり次第、追って連絡するので、モデル事業の実施を希望する地方自治体におかれては、まずは日程の確保をお願いしたい。

VII. 地方自治体への依頼事項について

平成26年度は、平成27年4月の新制度施行に向けた準備期間として重要な1年であることから、厚生労働省においては、施行準備段階における諸課題を把握・整理し、地方自治体ともこれらを共有しつつ、施行準備事務をバックアップしていくこととしている。

このため、現段階において、以下の取組を行うことを検討しているため、地方自治体におかれては、こうした趣旨をご理解いただいた上で、各種取組へのご協力に特段のご配慮をいただきたい。

なお、これらの詳細については、後日改めてお示ししたい。

(1) 地方自治体の施行準備状況の進捗の把握

新制度の施行後は、福祉事務所設置自治体においては、自立相談支援事業等の一部の事業の実施が義務付けられることとなり、平成27年4月1日の段階で自立相談支援事業の相談窓口を開所していること等が必須となる。このため、地方自治体における自立相談支援事業等の実施に向けた施行準備状況について、その進捗を定期的に把握するとともに、これらの結果を全国で共有することとしたい。

(2) 新制度施行段階における各種事業の実施意向・実施方法の把握

新制度の運営に必要な予算等の検討に資するため、以下の内容等を把握する。

- ① 自立相談支援事業の実施方法についての意向（直営・委託の別、単独実施・市と町村等による共同実施の別、実施地域の考え方等）
- ② 任意事業実施の意向の有無
- ③ 任意事業の実施方法についての意向（直営・委託の別、単独実施・市と町村等による共同実施の別、実施地域の考え方等）

(3) 都道府県における取組について

今年度においては、生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施状況等を地方自治体間で共有するため、国においてモデル事業担当者ブロック会議を実施したところであるが、平成26年度においては、モデル事業実施自治体は相当数に上ることが予想されることから、ブロック会議形式での情報共有・意見交換は困難であると考えている。

しかしながら、新たな制度を構築する必要があることから、施行に向け、地方自治体間での情報共有・意見交換を活発に行うことは重要であることから、平成26年度においては、各都道府県において、モデル事業を実施していない地方自治体も含め、担当者間の情報共有等が図られるよう、特段の取組をお願いしたい。なお、これには、以下のような取組があると考えられる。

- ① 定期的な都道府県主催の担当者会議の開催
- ② 好事例、各種様式、Q&Aなどの収集・作成・提供

特に、町村が都道府県から権限の委譲を受け、他の市町村との共同実施を検討する場合や都道府県と市とで圏域内の同一法人に委託する場合、現在、都道府県がモデル事業を実施している場合などには様々な調整が必要と考えられ、早めの対応が必要と考えられる。

なお、制度の施行に向けた全国会議については、9月～10月、12月末、2月～3月に開催することを検討しており、上記①の会議の開催を検討するに当たっては、これらも参考としつつ、複数回会議を行うなど、可能な限り丁寧な取組をお願いしたい。

また、会議の開催・参加費用については、生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業を活用して差し支えないものと考えている。

(参考1) 生活困窮者自立支援法

○ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業
- 二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業
- 三 生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上の

ために必要な訓練を行う事業をいう。

- 5 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。
- 6 この法律において「生活困窮者家計相談支援事業」とは、生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）をいう。

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第三条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関（次項第二号において単に「関係機関」という。）との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

- 2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
 - 一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。
- 3 国は、都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立

相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

第二章 都道府県等による支援の実施

(生活困窮者自立相談支援事業)

第四条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

- 2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(生活困窮者住居確保給付金の支給)

第五条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第二条第三項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(生活困窮者就労準備支援事業等)

第六条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 生活困窮者就労準備支援事業
- 二 生活困窮者一時生活支援事業
- 三 生活困窮者家計相談支援事業
- 四 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業
- 五 その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

- 2 第四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県等が行う事業につ

いて準用する。

(市等の支弁)

第七条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

- 一 第四条第一項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第五条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 前条第一項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 前条第一項の規定により市等が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号に掲げる事業の実施に要する費用
(都道府県の支弁)

第八条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 第四条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第五条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号に掲げる事業の実施に要する費用
(国の負担及び補助)

第九条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四分之三を負担する。

- 一 第七条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。）の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額
- 二 第七条の規定により市等が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用

三 前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

四 前条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。

一 前二条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第七条第三号及び前条第三号に掲げる費用の三分の二以内

二 前二条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第七条第四号及び前条第四号に掲げる費用の二分の一以内

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定

第十条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

2 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業（第十五条第二項において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）が第一項の基準に適合しないものとなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

第四章 雑則

（雇用の機会の確保）

第十一条 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業

訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

3 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、生活困窮者を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

（不正利得の徴収）

第十二条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（受給権の保護）

第十三条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十四条 租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

（報告等）

第十五条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付

金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。

3 第一項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提供等)

第十六条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

(町村の一部事務組合等)

第十七条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

(大都市等の特例)

第十八条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるもの

は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市又は中核市に関する規定として指定都市又は中核市に適用があるものとする。

（実施規定）

第十九条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第五章 罰則

第二十条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第二十一条 第四条第三項（第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 二 第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十条又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び
第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案
し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を
加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものと
する。

(施行前の準備)

第三条 第十条第一項の規定による認定の手續その他の行為は、この法律の施行前に
おいても行うことができる。

第四条～第十条 (略)

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、
政令で定める。

(参考2) 生活困窮者自立支援法の公布について
(通知)

- 生活困窮者自立支援法の公布について（平成25年12月13日付け職発1213第1号、能発1213第2号、社援発1213第4号。各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長あて厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長、社会・援護局長連名通知）

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）については、平成25年10月17日に第185回国会へ法案が提出され、同年12月6日に可決成立し、本日公布されたところである。

この法律の施行は、平成27年4月1日（一部は、公布日）であり、必要な政省令等については今後順次その内容を検討することとしているが、今般、法律の趣旨及び主要内容を下記のとおり通知するので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

また、本法の施行に当たって、生活困窮者に対する包括的な支援体制を構築するためには、貴都道府県等において、福祉関係部局のみならず、商工労働関係部局、住宅関係部局、教育関係部局、税・保険関係部局等との連携体制を構築することが重要であることから、幅広い関係部局間の連携にも特段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第一 法律制定の趣旨

現在、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しているほか、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加している。また、生活保護受給世帯のうち、約25%の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給しているという調査結果にも見られるように、いわゆる「貧困の連鎖」も生じている。

こうした中で、生活困窮者の自立を促進するためには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第2のセーフティネットの充実・強化を図ることが必要である。

こうした観点から、厚生労働省においては、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しを一体的に検討するため、平成24年4月、社会保障審議会に「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置し、12回にわたる審議を経て、本年1月25日に同部会において報告書を取りまとめた。

この報告書を踏まえ、地方自治体等の関係者とも協議を行いつつ、新たな生活困窮者支援体系を構築するための法律の検討を進め、本年10月15日に「生活困窮者自立支援法案」を閣議決定し、同月17日に国会へと提出した。

本法律案は、本年11月12日に参議院厚生労働委員会で、同月13日に参議院本会議でそれぞれ可決され、12月4日には衆議院厚生労働委員会で、同月6日に衆議院本会議で可決され、成立したものである。

第二 法律の内容

1 総則（第1条から第3条まで関係）

（1）目的（第1条関係）

この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とするものとする。

（2）定義（第2条関係）

① 生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいうものとする。 （第2条第1項関係）

② 生活困窮者自立相談支援事業

次に掲げる事業をいうものとする。 （第2条第2項関係）

ア 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

イ 生活困窮者に対し、3に規定する認定生活困窮者就労訓練事業の利用についてのあっせんを行う事業

ウ 生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の内容等を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助等を行う事業

③ 生活困窮者住居確保給付金

生活困窮者のうち離職等により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権等を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいうものとする。 (第2条第3項関係)

④ 生活困窮者就労準備支援事業

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、一定の期間内に限り、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいうものとする。 (第2条第4項関係)

⑤ 生活困窮者一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供等を行う事業をいうものとする。 (第2条第5項関係)

⑥ 生活困窮者家計相談支援事業

生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいうものとする。 (第2条第6項関係)

(3) 市及び福祉事務所を設置する町村等の責務（第3条関係）

- ① 市及び福祉事務所を設置する町村（以下「市等」という。）並びに都道府県は、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有するものとする。こと。（第3条第1項及び第2項関係）
- ② 都道府県は、市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業等が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う責務を有するものとする。こと。（第3条第2項関係）
- ③ 国は、都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業等が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないものとする。こと。（第3条第3項関係）

2 都道府県等による支援の実施（第4条から第9条まで関係）

(1) 生活困窮者自立相談支援事業（第4条関係）

都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとし、当該事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができるものとする。こと。また、委託を受けた者等は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。こと。

(2) 生活困窮者住居確保給付金の支給（第5条関係）

都道府県等は、その所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第二の1の(2)の③に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。こと。（第5条第1項関係）

(3) 生活困窮者就労準備支援事業等（第6条関係）

都道府県等は、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業を行うことができるものとし、当該事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができるものとする。また、委託を受けた者等は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

(4) 市等及び都道府県の支弁（第7条及び第8条関係）

市等及び都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者就労準備支援事業等の実施に要する費用並びに生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用は、市等及び都道府県の支弁とするものとする。

(5) 国の負担及び補助（第9条関係）

① 国は、次に掲げるものの4分の3を負担するものとする。（第9条第1項関係）

ア 市等及び都道府県が支弁する生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用のうち当該市等及び当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数等を勘案して政令で定めるところにより算定した額

イ 市等及び都道府県が支弁する費用のうち、生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用

② 国は、予算の範囲内において、次に掲げるものを補助することができるものとする。（第9条第2項関係）

ア 市等及び都道府県が支弁する費用のうち、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用の3分の2以内

イ 市等及び都道府県が支弁する費用のうち、生活困窮者家計相談支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業の実施に要する費用の2分の1以内

3 生活困窮者就労訓練事業の認定（第10条関係）

雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業（以下「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができるものとし、都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が当該基準に適合していると認めるときは、その認定をするものとする。また、都道府県知事は当該認定に係る生活困窮者就労訓練事業（以下「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）が基準に適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

4 雑則（第11条から第19条まで関係）

（1）雇用の機会の確保（第11条関係）

- ① 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。 （第11条第1項関係）
- ② 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。 （第11条第2項関係）
- ③ 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法等の方法により提供するものとする。 （第11条第4項関係）

(2) 不正利得の徴収（第12条関係）

偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができるものとする。

（第12条第1項関係）

(3) 受給権の保護（第13条関係）

生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。

(4) 公課の禁止（第14条関係）

租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができないものとする。

(5) 報告等（第15条関係）

① 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができるものとする。（第15条第1項関係）

② 都道府県知事は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができるものとする。（第15条第2項関係）

(6) 資料の提供等（第16条関係）

① 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に関して必要があると認め

るときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができるものとする。こと。（第16条第1項関係）

② 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができるものとする。こと。（第16条第2項関係）

(7) 大都市等の特例（第18条関係）

この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市が処理するものとする。こと。

5 罰則（第20条から第23条まで関係）

偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者等に対し、所要の罰則を科すものとする。こと。

6 施行期日等

(1) 施行期日（附則第1条関係）

この法律は、平成27年4月1日から施行するものとする。こと。ただし、一部の規定については、公布の日から施行するものとする。こと。

(2) 検討（附則第2条関係）

政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。こと。

すること。

(3) 経過措置等（附則第3条から附則第11条まで関係）

この法律に施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

第三 その他の留意事項

この法律の成立に際して、衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会において、それぞれ別添1及び別添2のとおり附帯決議が付されているところであり、これらの趣旨を踏まえた適切な運用をお願いしたい。

(別添1)

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議

平成25年12月4日

衆議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、自立相談支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行うよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずるよう指導すること。
- 二、自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れのない支援を行うこと。また、そのために社会福祉士等の支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。
- 三、生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。
- 四、就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者支援制度を始めとする他の関連施策との整合性と連続性とを図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。
- 五、いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接

な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。

六、本法に規定された各種施策を実施する費用について、地方自治体の負担分を含め、財政上の措置を適切に講ずるよう努めること。また、地方自治体における取組を通じて得られた好事例を広く周知することにより、本法に規定された各種施策が着実かつ効果的に実施されるようにすること。

七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を發揮できるように、必要な情報の提供や、研修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。

右決議する。

(別添2)

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議

平成25年11月12日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、自立相談支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行うよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずるよう指導すること。
- 二、自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れのない支援を行うこと。また、そのために支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。
- 三、生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。
- 四、就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者支援制度を始めとする他の関連施策との整合性と連続性とを図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。
- 五、いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接

な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。

六、本法に規定された各種施策を実施する費用について、地方自治体の負担分を含め、財政上の措置を適切に講ずるよう努めること。また、地方自治体における取組を通じて得られた好事例を広く周知することにより、本法に規定された各種施策が着実かつ効果的に実施されるようにすること。

七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を發揮できるように、必要な情報の提供や、研修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。

右決議する。

(参考3) 生活困窮者自立支援法の概要等

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。
 - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」(有期)を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「**一定の基準に該当する事業であることを認定**」する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3/4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2/3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1/2**

施行期日

平成27年4月1日

※ 第185回国会で可決・成立。平成25年12月13日公布。

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

◆「住居確保給付金」の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労支援

就労に一定期間を要する者

◆就労準備支援事業

- ・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

早期就労が見込まれる者

◆「中間的就労」の推進

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成

◇ハローワークとの一体的支援

- ・自治体とハローワークによる一体的な就労支援体制の全国整備等により早期支援を推進

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し支援方針決定までの間衣食住を提供

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計相談支援事業

- ・家計再建に向けたきめ細かな相談・支援
- ・家計再建資金貸付のあつせん

子ども・若者支援

貧困の連鎖の防止

◆学習等支援

- ・生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

- ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業の関係

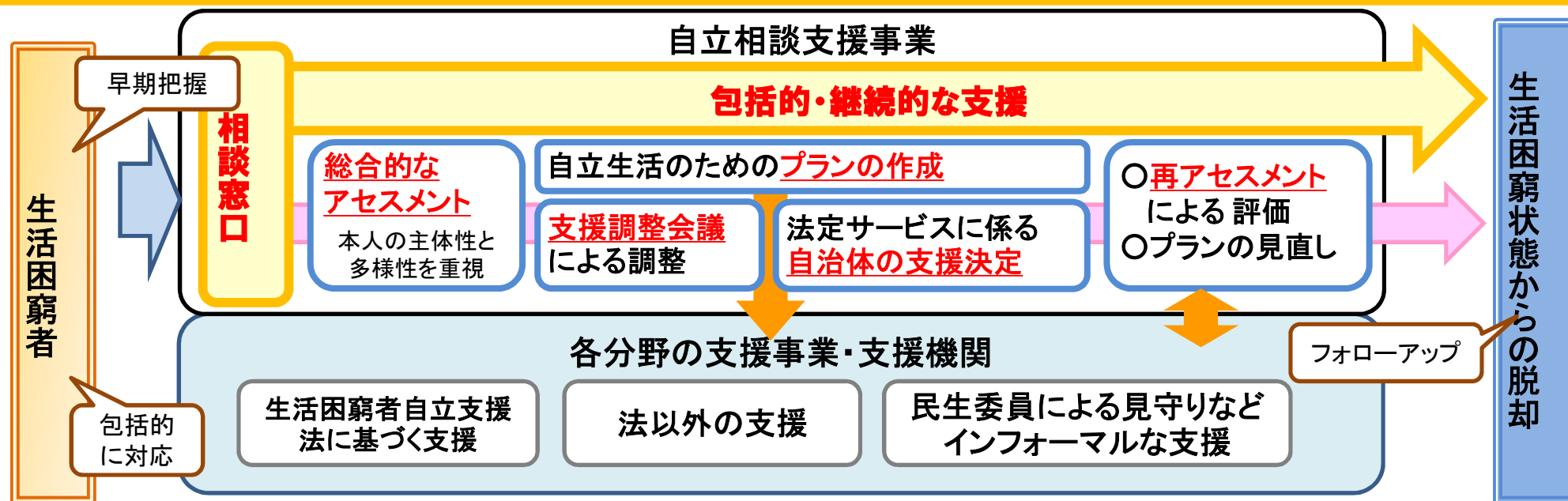
- 生活保護法は、現に保護を受けている者(法第6条第1項)、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者(法第6条第2項)が対象。
- 生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(法第2条第1項)が対象(要保護者以外の生活困窮者)。
 ※ ただし、子どもの学習支援事業については、生活保護受給家庭の子どもも、将来最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあることから、新法の対象。
- 新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業が連携して、連続的な支援を行うことが重要。また、自立相談支援事業において、生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につなぐ。

新法に基づく事業	生活保護法に基づく事業
生活困窮者自立相談支援事業	第55条の6に基づく被保護者就労支援事業
生活困窮者就労準備支援事業	第27条の2に基づき予算事業での実施を検討
生活困窮者家計相談支援事業	第27条の2に基づき予算事業での実施を検討 ※ 今回の見直しで自ら収入及び支出を適切に把握することを受給者の責務として位置づけている
生活困窮者の子どもの学習支援事業 その他の自立促進事業	生活保護受給者の子どもへの学習支援については、新法の対象
生活困窮者住居確保給付金	(住宅扶助)
生活困窮者一時生活支援事業 ※一定の住居を持たない者への宿泊場所供与等	(生活扶助、住宅扶助)

自立相談支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

自立相談支援事業の体制について(案)

- 自立相談支援事業については、以下の3職種を配置することを基本とすることを考えている。

職種	主な役割
主任相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成 ○ 困難ケースへの対応など高度な相談支援 ○ 社会資源の開拓・連携
相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者への相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメント、プラン作成 ・ 社会資源の活用を含む包括的な支援の実施 ・ 相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ
就労支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者への就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワークや協力企業などとの連携 ・ 能力開発、職業訓練、就職支援、無料職業紹介、求人開拓など

※ 自治体の規模等によっては、相談支援員が就労支援員を兼務することなども考えられ、配置のあり方について、今後更に検討。

住居確保給付金について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で住居確保給付金を支給。
- ※ 現行、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付事業（平成26年度末〔平成25年度補正予算案により1年延長〕までの時限措置）の制度化を図る。

（参考）現行の住宅支援給付制度の概要及び実績

➤ 支給対象者

離職後2年以内かつ65歳未満の者であって、①現在住居がない又は②住居を失うおそれのある者

➤ 支給要件（東京23区の場合）

- ①収入要件：（単身）月収約13.8万円未満、（2人世帯）17.2万円以下
- ②資産要件：（単身）預貯金50万円以下、（複数世帯）100万円以下
- ③就職活動要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

➤ 支給上限額（東京23区の場合）

単身：53,700円　　複数世帯：69,800円

➤ 支給期間

原則3か月間（就職活動を誠実にしている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

◆ 支給決定件数：136,631件（平成21年10月～平成25年3月実績）

◆ 常用就職（※）率：58.5%（平成24年度実績）

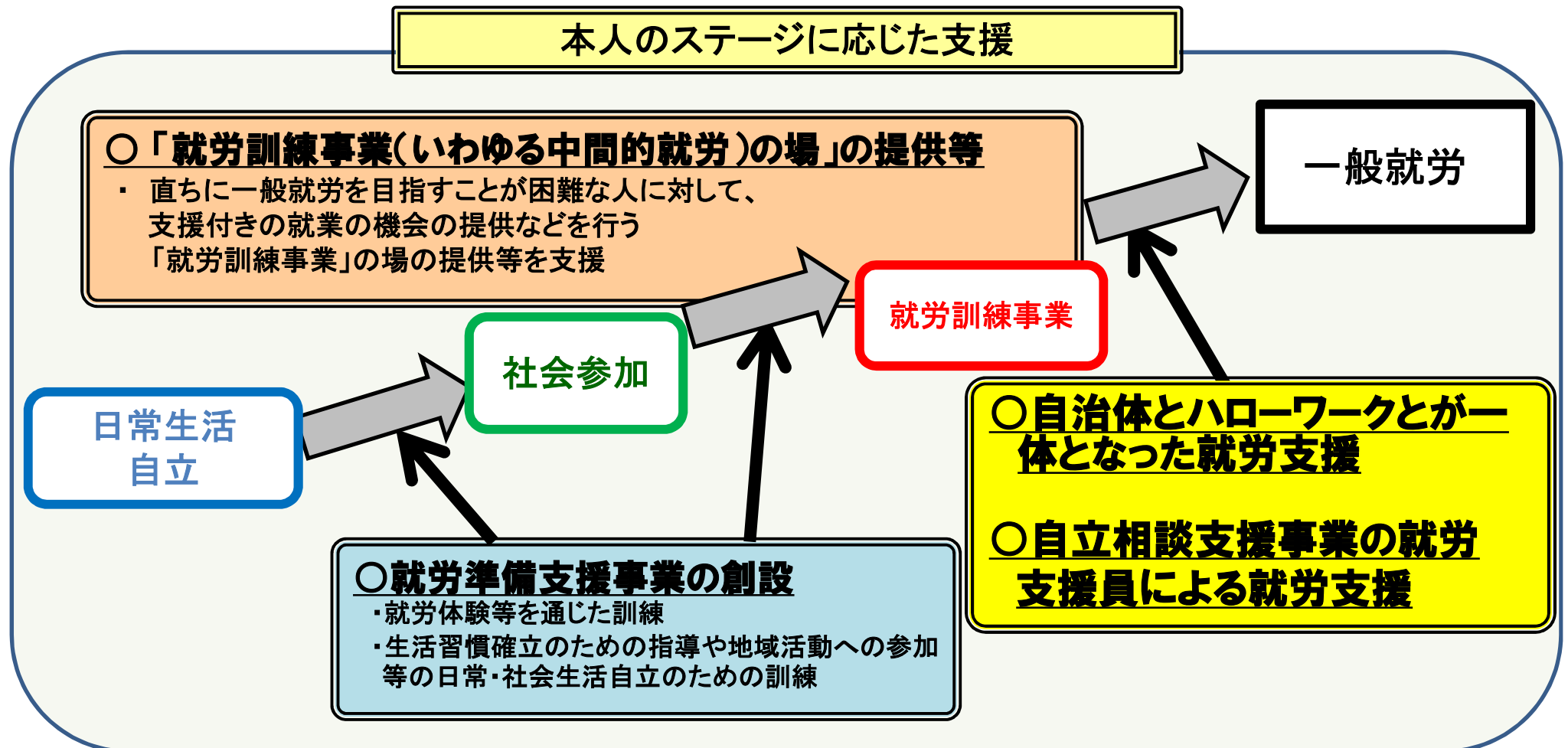
（※）期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められた雇用契約による就職者

期待される効果

- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

就労に向けた支援の充実・強化

- ◎ 生活困窮者の就労に向けた支援を充実・強化するため、就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。



生活困窮者の状態に応じた就労支援(案)

対象者の状態	支援主体・事業	支援内容
1. 一般的な職業紹介により早期に就労が可能な者	ハローワーク	一般的な職業紹介 ※公共職業訓練、求職者支援制度も利用。
2. 就労に向けた準備が一定程度整っており、個別の支援により早期の就労が可能な者	生活保護受給者等就労自立促進事業 ※自立相談支援事業の就労支援員とハローワークの担当者で構成される就労支援チーム	(ハローワーク) 担当者制による、キャリアコンサルティング、履歴書の作成指導、ニーズに応じた職業紹介、個別求人開拓、面接対策、就労後のフォローアップ 等 (自立相談支援事業の就労支援員) 対象者の選定、ハローワークへの支援要請等
3. 就労に向けた準備が一定程度整っており、ある程度時間をかけて個別の支援を行うことで就労が可能な者	自立相談支援事業の就労支援員	担当者制による、キャリアコンサルティング、履歴書の作成指導、ハローワークへの同行訪問、個別求人開拓、面接対策、就労後のフォローアップ 等
4. 就労への移行のため柔軟な働き方を認める必要がある者	就労訓練事業 (中間的就労)	支援付きの就労・訓練の場の提供 ※自立相談支援事業の就労支援員は、就労訓練事業者の開拓を実施。
5. 生活リズムが崩れている等の理由により、就労に向けた準備が整っていない者	就労準備支援事業 ※自立相談支援事業の就労支援員が、ボランティア、就労体験などの場の提供することもあり得る (就労準備支援事業に比べ簡素・軽微なものを想定)	就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施

※ 自立相談支援事業の就労支援員は、上記のほか、利用者の状態の定期的・継続的な確認を行う。

また、就労意欲が希薄等の理由により就労準備支援事業の利用に至らない者に対する就労意欲の喚起、セミナーの開催等必要な就労支援を実施。

就労準備支援事業について

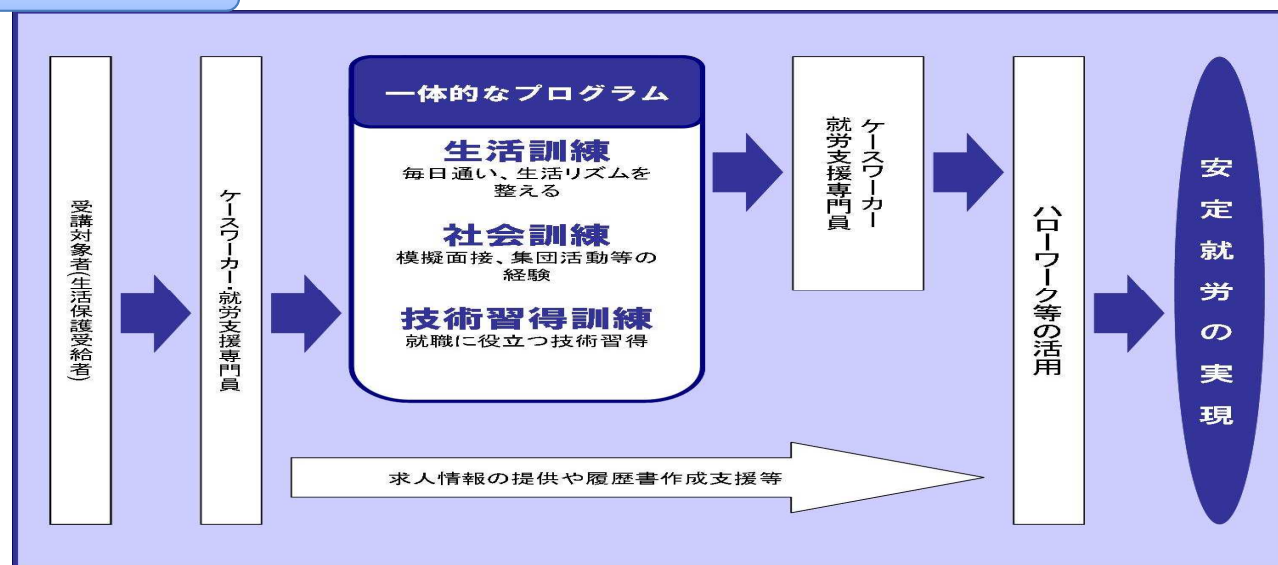
新事業の概要

- 一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業(就労準備支援事業)を創設。
- 福祉事務所設置自治体の事業(社会福祉法人等へ委託可)。6ヶ月～1年程度の有期の支援を想定。
- 生活習慣形成のための指導・訓練(生活自立段階)、就労の前段階として必要な社会的能力の習得(社会自立段階)、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援(就労自立段階)の3段階。事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等を想定。

支援のイメージ(現行の取組例)【横浜市】

横浜市における就労意欲喚起事業 (就労準備のための訓練)

- 中区保護課で、平成23年10月から新たな就労支援プログラムを開始。
- 平成24年9月現在、56人が受講し、うち48人が修了、29人が就職。



期待される効果

- 生活習慣の形成等、個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労に就くための基礎的な能力の習得が可能となる。

就労準備支援事業のモデル事業実施に関するガイドラインの概要

(平成25年7月30日付事務連絡)

1. 事業の趣旨

- 生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援。
- 実施主体は福祉事務所設置自治体。民間事業者への委託も可能。

2. 対象者像について

- 6ヶ月から1年の計画的・集中的な支援により一般就労に就くことが可能であると見込まれるが、「就労の意思又は能力が希薄である」「決まった時間に起床・就寝できない、昼夜逆転している等、生活習慣の形成・改善が必要である」「コミュニケーション能力等、社会参加能力の形成・改善が必要である」等、ハローワークにおける職業紹介、職業訓練等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難な者を想定。
- 具体的には、自立相談支援事業におけるアセスメントの中で、一般就労に向けた準備（訓練）が必要であると判断され、行政による支援決定を受けた者が対象。
- 公費を投入して実施するものであるため、対象者について一定の資産・収入要件を設定（ただし、モデル事業においては資産・収入要件は設定しない。）。

3. 支援の実施について

- ①生活自立支援（定時通所の促し、生活習慣形成のための計画作成等）、②社会自立支援（挨拶の励行など基本的コミュニケーション能力の形成、ボランティア活動への参加等）、③就労自立支援（就労体験、模擬面接、履歴書の作成指導等）を実施。支援を行うに際し、「就労準備支援プログラム」を個人ごとに作成。
- 実施期間については、概ね次のとおり。
 - ・ 生活自立支援段階・社会自立支援段階からのスタート → 1年以内
 - ・ 就労自立支援段階からのスタート → 6ヶ月以内
- 実施方法については、通所方式と合宿方式を想定。

4. 就労体験における留意事項について

- 就労準備支援事業における就労体験は、事業所において、実習等の形態により軽易な作業に従事するものであり、雇用契約を伴わないもの（作業に従事するか否かは、対象者の自由）。
 - ※ あらかじめ、対象者本人の自由意思に基づき、関係者間で就労内容や条件等を示した確認書を取り交わすこととし、その中で非雇用である旨の理解と合意を明確化。
 - ※ 作業内容、作業場所、作業シフト等の管理について、一般就労を行っている者と明確に区分することが必要。
- したがって、労働基準法をはじめとした労働関係法令は適用されないが、安全衛生面、災害補償面については、就労体験についても、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮を行うことが必要。
- また、従来、就労の場に就くこと自体が困難であった者が一般就労に就くことも念頭に置きつつ作業を行う点に着目し、工賃、報奨金等の形で一定金額を支払うことは、対象者の就労へのインセンティブを高める上でも重要。

5. 支援終了後の自立相談支援事業を行う者・ハローワークとの連携について

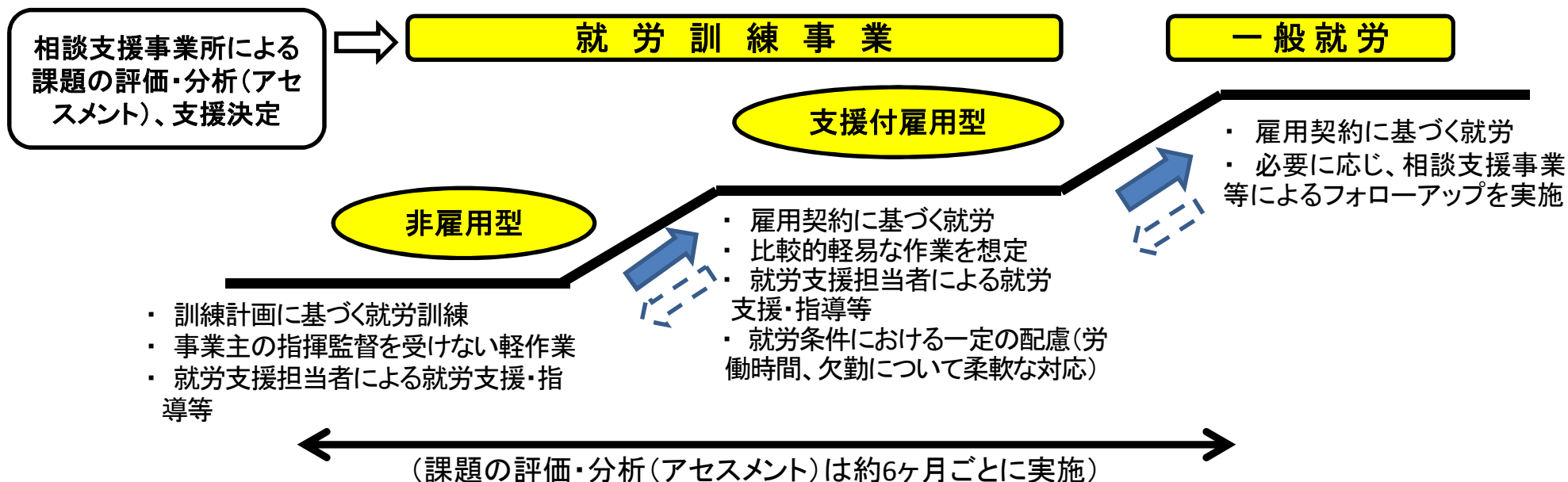
- 就労準備支援事業者は、支援終了後、自立相談支援事業者に状況を報告するとともに、対象者が一般就労に就くことができるよう、ハローワークを含む関係者と連携を図る。
- 支援終了後、なお一般就労に就くことが困難な者が就労訓練事業の利用を希望する場合には、円滑に就労訓練事業の利用が行われるよう、その実施者に当該者が重点的に改善すべき点について情報提供を行うなど必要な支援を行う。

就労訓練事業(いわゆる中間的就労)の推進について

新事業の概要

- 社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の自主事業として実施。軽易な作業等の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。
- 対象者としては、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を想定。
- 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組みとする。
- 立上げ時の初期経費の助成、税制優遇等を検討。

支援のイメージ



期待される効果

- 個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労や求職活動を行うための動機付け・準備が可能となる。

中間的就労のモデル事業実施に関するガイドラインの概要

(平成25年7月30日付事務連絡)

1 事業の趣旨

- 就労訓練（いわゆる中間的就労）は、一般就労と福祉的就労との間の就労形態として位置づけられ、雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者の一般就労を目的に、民間事業者が自主事業として実施するもの。
- 就労訓練としての就労形態は、①雇用契約を締結せず訓練として就労を体験する段階と、②雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う段階の二つを想定。

2 対象者像

- 自立相談支援事業のアセスメントにおいて、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方を認める必要があると判断される者が対象。

(例) いわゆるひきこもりの状態にある若しくはあった者又はニートの者、長期間失業状態が続いている者、未就職の高校中退者等

3 事業の在り方

- 就労訓練について、適切な内容の支援が行われる必要があること、また、労働力の不当な搾取（いわゆる「貧困ビジネス」）とならないよう留意する必要があることから、就労訓練事業所は、その事業内容、就労支援内容等が適切である旨の都道府県知事等による認定を受けることが必要（モデル事業においては、実施自治体が確認）。

4 就労内容

- 就労訓練においては、対象者の個々の適性を把握した上で、必要に応じて既存の業務を分解すること等により、対象者に適した作業を設定することが適当。
- また、就労形態についても、毎日の就労を求めないなど、個別の状況に応じたものとする必要がある。
- 適切な訓練の実施を確保するため、対象者ごとに就労支援プログラムを作成。就労支援プログラムについては、概ね3～6か月程度の期間を設定し、対象者との面談を経た上で見直し・更新を行う。

5 対象者の就労条件

- 就労訓練を雇用型として開始するか、非雇用型として開始するかについては、対象者の意向等を勘案しつつ、アセスメントに基づき自立相談支援事業において決定。
 - ※ 非雇用型として就労訓練を開始した場合であっても、定期的にあセスメントを行い、能力の上達度合い等に応じて、雇用型に移行。また、就労の状況に応じて就労内容を見直し、自立相談支援事業におけるアセスメントによる確認を経た上で一般就労が可能と認められた場合には、契約等の変更を行う必要がある。
- 雇用型の対象者については、賃金支払い、安全衛生、労働保険の取り扱い等については、他の一般労働者と同様、労働基準関係法令の適用がある。
- 一方、非雇用型の対象者については、労働者性がないと認められる限りにおいて、労働基準関係法令の適用対象外となる。非雇用型についても、就労開始前に、対象者本人の自由意思に基づき、関係者間で就労内容や条件等を示した確認書を取り交わすこととし、その中で非雇用である旨の理解と合意を明確化することが必要。
 - ※ 非雇用型については、作業内容、作業場所、作業シフト等の管理について、雇用型及び一般就労者と明確に区分することが必要。
- また、安全衛生面、災害補償面については、非雇用型の対象者についても、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮を行う必要がある。
- さらに、従来、就労の場に就くこと自体が困難であった者が一般就労に就くことも念頭に置きつつ作業を行う点に着目し、工賃、報奨金等の形で一定金額を支払うことは、対象者の就労へのインセンティブを高める上でも重要。

一時生活支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、省令で定める期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。

(参考)ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)の概要

(※緊急雇用創出事業臨時特例基金[住まい対策拡充等支援事業分]による平成26年度末[平成25年度補正予算案により1年延長]までの事業)

➤ 目的

ホームレス等に対し、緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止すること等によりその自立を支援する。

➤ 支援の内容

① 日常生活・健康面での支援

- ・ 緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止する。
- ・ 保健所等との連携の下で健康診断等を必要に応じて実施。

② 就労に向けた支援

- ・ 就労に関する情報の提供を行うとともに、就労意欲のある利用者に対して、緊急一時的な本事業から、更に、個々人の状況に応じたきめ細やかな就労自立に向けた支援を行う「ホームレス自立支援センター」の利用を促す。

③ その他

- ・ 福祉サービスの提供が必要な利用者に対して、福祉事務所等における支援が受けられるよう助言・指導を行う。

➤ 利用料

無 料

➤ 利用期間

原則3か月以内

◆ 実施自治体数 (H24.3月現在)

都道府県又は市町村が設置し、設置形態として、施設を設置する形態(施設型)と、旅館やアパートを借上げて設置する形態(借上型)がある。

- 施設型……全国で2自治体5施設(定員1,514人) ○ 借上型……全国で41自治体63施設(定員652人)

期待される効果

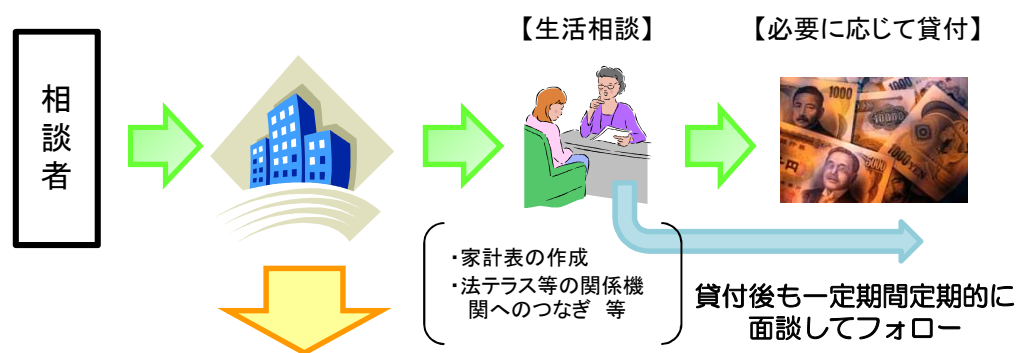
- **自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、入居中に、課題の評価・分析(アセスメント)を実施し、就労支援につなげるなど、現行以上の効果的な支援を行う。**

家計相談支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所を設置する都道府県又は市町村は、家計相談支援事業を任意で実施。家計相談支援事業は、
 - ① 家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)と相談者の状況に応じた支援計画の作成
 - ② 生活困窮者の家計の再建に向けたきめの細かい相談支援(公的制度の利用支援、家計表の作成等)
 - ③ 法テラス等の関係機関へのつなぎ
 - ④ 必要に応じて貸付のあっせん等を行う。
- 福祉事務所設置自治体が直接実施するほか、地域の社会資源の状況に応じて社会福祉協議会や消費生活協同組合等の貸付機関等に委託が可能。
- 具体的な支援を担う「家計相談支援員」を養成し、相談支援の質を確保。

支援のイメージ(現行の取組例)



平成23年度末までに貸倒処理となったケースは15人
(約560万円、対貸付残高比：0.97%)。

	グリーンコープ生協ふくおか		5生協合計	
	23年度	開業累計	23年度	開業累計
電話件数	2,054	11,296	3,406	15,626
面談件数	1,229	6,561	2,140	9,082
貸付希望件数	900	3,788	1,607	5,710
貸付件数	265	903	514	1,401
貸付金額(万円)	14,500	58,182	29,176	87,023
貸付残高(万円)	23,713	-	42,157	-
貸付平均額(万円)	54.7	64.4	56.8	62.1

※ 生活再生貸付事業は、グリーンコープ生協ふくおか、グリーンコープ生協くまもと、グリーンコープ生協おおいた、グリーンコープやまぐち生協、グリーンコープ生協長崎で実施。

期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。

子どもの学習支援等について

新事業の概要

- 統合補助金事業により、地域の実情に応じた柔軟な事業運営を行う。
- 例えば、生活困窮者の自立促進のための生活困窮家庭での養育相談や学び直しの機会の提供、学習支援といった「貧困の連鎖」の防止の取組や中間的就労事業の立ち上げ支援など育成支援等を行う。

支援のイメージ(現行の学習支援に関する取組例)

生活保護世帯等の子ども及びその保護者に対しては、日常的な生活習慣の獲得、子どもの進学、高校進学者の中退防止等に関する支援を総合的に行う事業が全国94自治体で実施(平成24年度)

埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業

- 【対象】埼玉県内(政令市以外)の生活保護受給世帯の中学生全員及びその保護者等
- 【運営】一般社団法人に委託して学習支援等を実施。教員OBなどの教育支援員が、定期的な家庭訪問を行い、子ども及び親に対して進学の助言等を行う。
- 県内17カ所で週1~3回の学習支援室を開催し、学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援も実施。
- 【実績】平成24年度は中学3年生の対象者782人のうち331人が参加。うち321人(97%)が高校へ進学。

高知市高知チャレンジ塾における学習支援

- 【対象】福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援を実施。
- 【運営】市が雇用した就学促進員(教員免許資格者)が定期的に家庭訪問し、保護者へ事業参加への働きかけ等を行う。
- 民間団体に委託して、教員OB・大学生などの学習支援員が週2回程度、市内5カ所で学習支援を実施。
- 【実績】平成24年度は生活保護受給世帯の生徒106人が参加。中学3年生43人のうち41人が高校へ進学。

期待される効果

- 地域の創意工夫により、実情に応じた生活困窮者支援が可能となる。
- 例えば、学習支援など効果的な事業に安定的に取り組むことができるようになる。

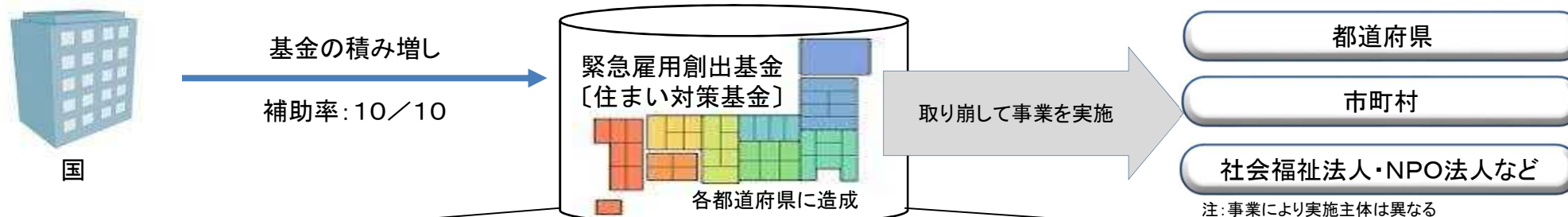
(参考4) 平成25年度補正予算及び平成26年度予算案における
生活困窮者自立支援制度関連予算の概要

地域社会におけるセーフティネット機能の強化(平成25年度補正予算)

(項) 地域福祉推進費 (目) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金

所要額: 520億円〔事業費: 国520億円〕

雇用と住居を失った低所得者等に対するセーフティネット構築のため、都道府県に造成している「緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)」の平成26年度末までの終期の延長及び所要額の積み増しを行い、若者等が社会に参加し、潜在能力を発揮するための社会的包容力の構築を進め、就労支援の強化等による自立の助長や福祉・介護人材の確保を図るとともに、住宅支援給付の継続やモデル事業の拡充などにより平成27年度に創設予定の新たな生活困窮者自立支援制度への円滑な移行を進める。



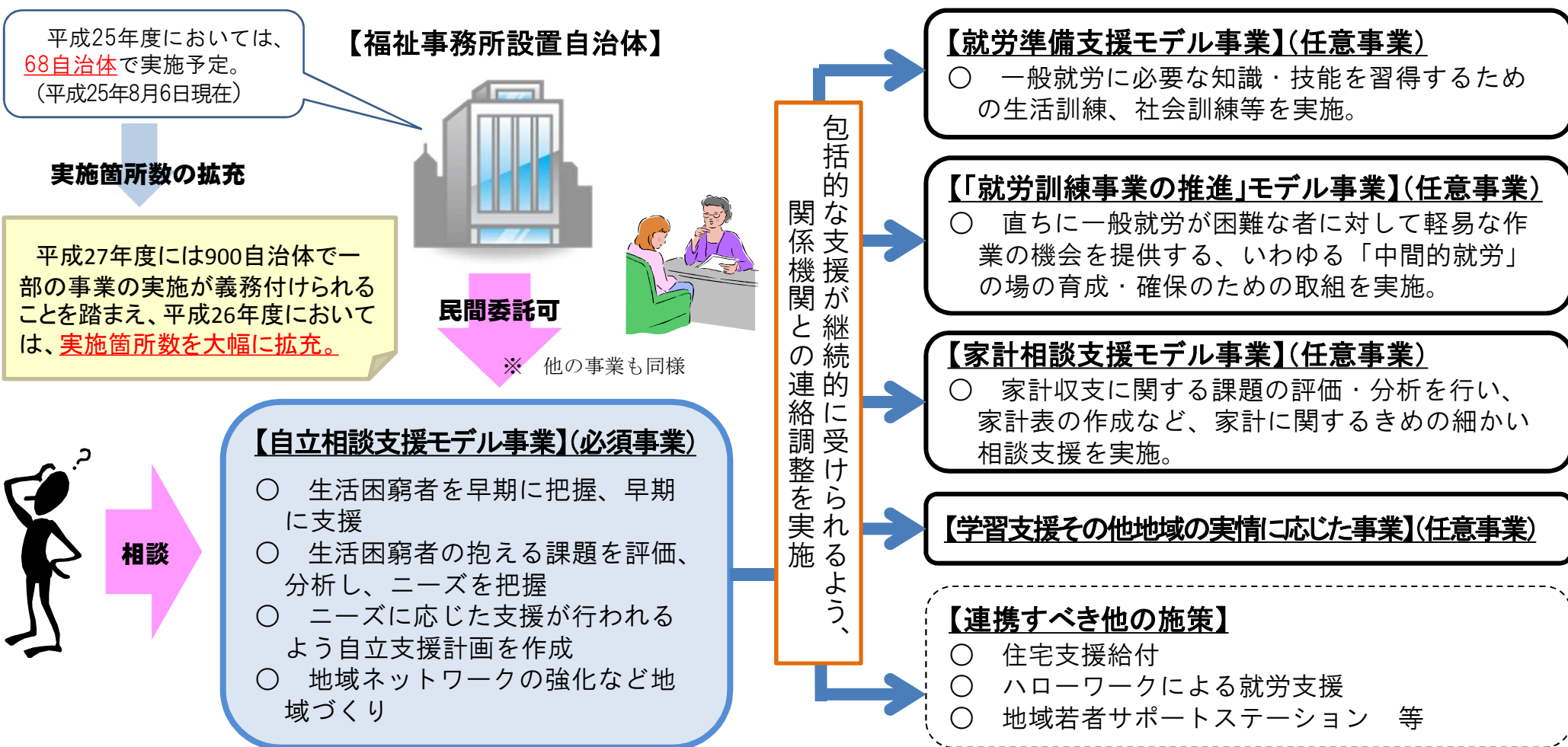
【主な対象事業】

- ・ **生活困窮者自立促進支援モデル事業**
新たな生活困窮者支援を先行的に実施するモデル事業の実施か所数を拡充し、制度の円滑な実施に向けた体制整備を進める
- ・ **生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業**
新制度の施行に向け、実施主体となる自治体の事務処理体制等の整備を進める
- ・ **住宅支援給付事業**
離職者等であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に住宅支援給付を支給
- ・ **自立支援プログラム策定実施推進事業**
福祉事務所に就労支援員等を配置するなど生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制の強化を図る
- ・ **生活福祉資金(特例貸付を含む)相談員等体制整備事業**
低所得世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るために必要な相談員等の体制整備を行う
- ・ **社会的包摂・「絆」再生事業**
失業者等の路上生活化防止や生活再建を図るとともに、地域において「絆やつながり」をもち続けることができるよう、住民ニーズの把握や見守り等の支援体制の構築など地域支援の仕組みによる社会的包容力の構築を推進するための取り組みを支援する

生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施箇所数の拡充

【平成25年度補正予算 緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)】115億円(補助率:定額)

- 新たな生活困窮者支援制度については、平成27年度から施行予定であることを踏まえ、平成25年度から実施している「生活困窮者自立促進支援モデル事業」の**実施箇所数を大幅に拡充**し、全国で先行的にこれらの取組を展開していくことを通じて、新制度施行に向けた**各自治体の体制整備を着実に進める**。



平成25年度生活困窮者自立促進支援モデル事業 実施自治体

(H25.10.1現在)

No.	都道府県	実施主体	開始時期	就労準備	就労訓練	家計	学習	その他
1	北海道	北海道	11月					
2		札幌市	1月	○	○			
3		旭川市	1月					
4		釧路市	4月					
5		岩見沢市	10月	○	○			
6	青森県	青森県	10月					
7	岩手県	岩手県	4月	○	○	○		
8		花巻市	10月			○		
9	秋田県	湯沢市	10月	○	○			
10	山形県	山形市	10月					
11	福島県	福島県	11月					
12	千葉県	千葉市	12月	○	○	○		
13		船橋市	4月					
14		柏市	4月	○		○		
15		野田市	4月			○		
16		佐倉市	10月	○	○	○		
17		香取市	10月	○		○		
18	東京都	足立区	4月					○
19		国分寺市	1月				○	
20	神奈川県	神奈川県	12月					
21		横浜市	4月 10月	○		○		
22		川崎市	12月			○		○
23		相模原市	10月	○	○	○		
24	新潟県	新潟県	4月	○		○		

No.	都道府県	実施主体	開始時期	就労準備	就労訓練	家計	学習	その他
25	富山県	氷見市	1月			○		
26	石川県	小松市	4月					
27	福井県	福井県	11月	○			○	○
28	長野県	長野県	4月					
29	岐阜県	岐阜県	4月	○	○	○	○	○
30	静岡県	富士宮市	10月			○		
31	愛知県	愛知県	10月					
32		長久手市	1月		○			
33	三重県	名張市	7月	○	○	○	○	
34		伊賀市	10月	○				
35	滋賀県	大津市	1月			○	○	
36		野洲市	4月			○		○
37		東近江市	10月			○	○	
38	京都府	京都府	4月	○				
39		長岡京市	5月	○			○	
40		京丹後市	4月	○	○	○	○	○
41	大阪府	大阪府	11月		○			
42		大阪市	1月	○	○	○	○	
43		豊中市	4月	○	○	○		
44		箕面市	4月	○	○	○	○	
45		柏原市	10月	○		○		
46		藤井寺市	10月					
47	兵庫県	神戸市	9月	○				
48	奈良県	奈良市	9月	○				

No.	都道府県	実施主体	開始時期	就労準備	就労訓練	家計	学習	その他
49	鳥取県	鳥取県	10月	○			○	○
50	島根県	島根県	4月	○	○	○		○
51	岡山県	岡山市	10月		○	○	○	
52	山口県	山口県	8月	○	○	○		○
53	徳島県	徳島県	9月	○	○	○		
54	香川県	丸亀市	11月	○	○	○	○	
55	高知県	高知県	11月					
56		高知市	11月				○	
57		須崎市	1月					
58		土佐清水市	1月				○	
59	福岡県	福岡県	11月		○			
60		福岡市	11月					
61	佐賀県	佐賀市	10月	○	○		○	
62	熊本県	熊本県	10月					
63		熊本市	11月	○			○	
64		菊池市	10月	○				
65	大分県	大分県	10月	○		○		○
66		臼杵市	10月	○	○	○		○
67	鹿児島県	日置市	4月	○				
68	沖縄県	沖縄県	4月 8月	○				

計 68団体

- ・ 道府県 21
- ・ 指定都市 10
- ・ 中核市 7
- ・ 一般市、区 30

※ 自立相談支援事業は必須事業として実施

生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業の創設

【平成25年度補正予算 緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)】50億円(補助率:定額)

- 新たな生活困窮者支援制度が施行されれば、実施主体となる福祉事務所設置自治体(900自治体)において、自立相談支援事業等の一部の事業の実施が義務付けられることから、地域における生活困窮者や社会資源の実態把握、利用手続等に係る事務処理体制の整備など、**新制度の施行に向け、一時的に発生する自治体の事務を支援**する。

新制度が施行されれば、900自治体で自立相談支援事業等の一部の事業の実施が義務付け。

【福祉事務所設置自治体】



施行に関する自治体事務負担の増加

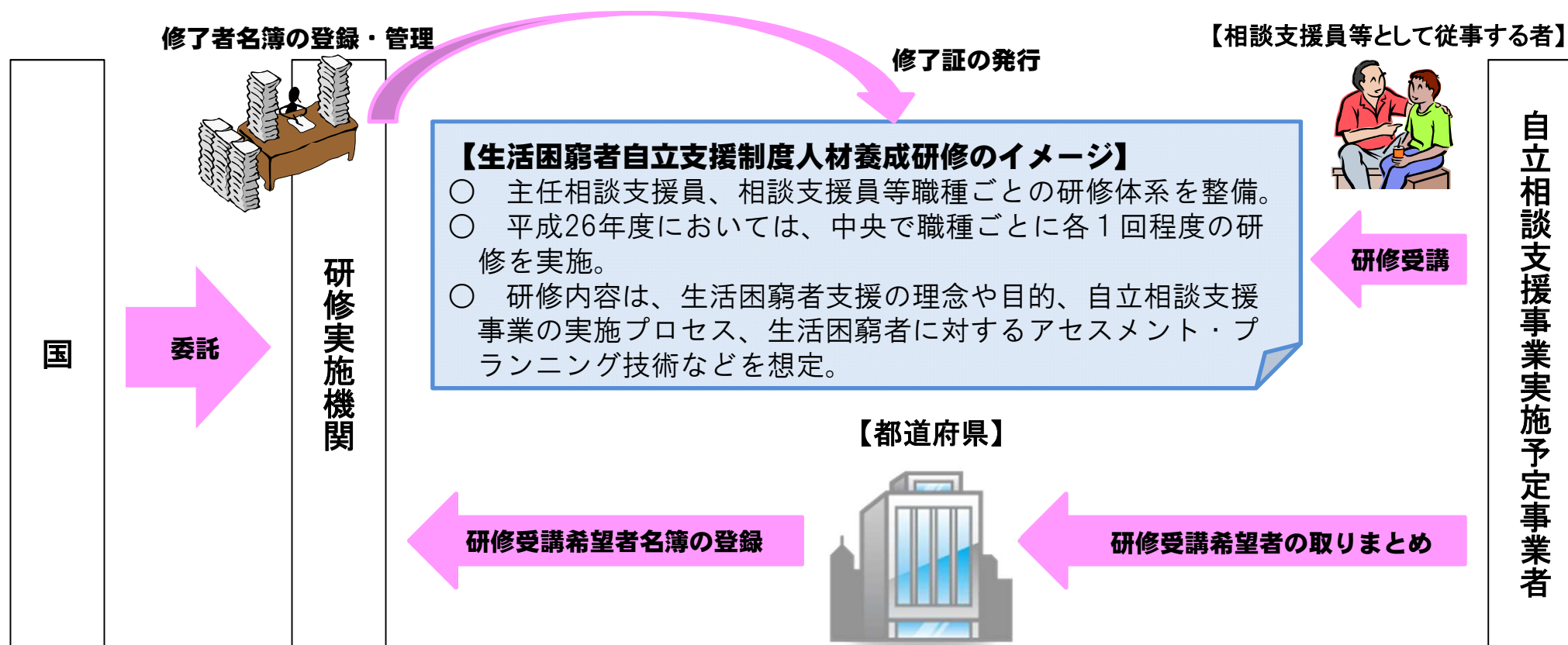
次の費用の一部を補助することにより、自治体事務の負担を軽減

- ① 関係団体からなる連絡会議を行い、施行に向けた課題を整理
- ② 制度利用者向けのわかりやすいパンフレットを作成・配布
- ③ 生活困窮者の実態調査を通じて、地域の中で必要な事業内容、事業量を検討
- ④ 施行準備に係る事務負担の増加に対応した臨時雇職員の配置
- ⑤ 中間的就労事業者開拓員を配置し、民間事業者に対する説明会や受入希望事業者への個別訪問を行うことにより、中間的就労事業者の参入を促進。
- ⑥ その他上記以外で施行準備のために新たに必要となる費用

生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業

【平成26年度予算案】 38,945千円(本省費)

- 新制度においては、生活困窮者が抱える複合的な課題を的確に評価・分析し、自立支援計画を策定するとともに、必要に応じて関係機関とも連携しながら包括的かつ継続的な相談支援を行うほか、地域における社会資源のネットワークを構築するなど、地域づくりも行うことが必要となる。
- このため、新制度を円滑に施行し、効果を上げるためには、こうした高い支援技術を有する人材を全国で確保することが必要であることから、当面、国が計画的に均質な内容の研修を実施することにより、質の高い人材の確保を進めて行く。

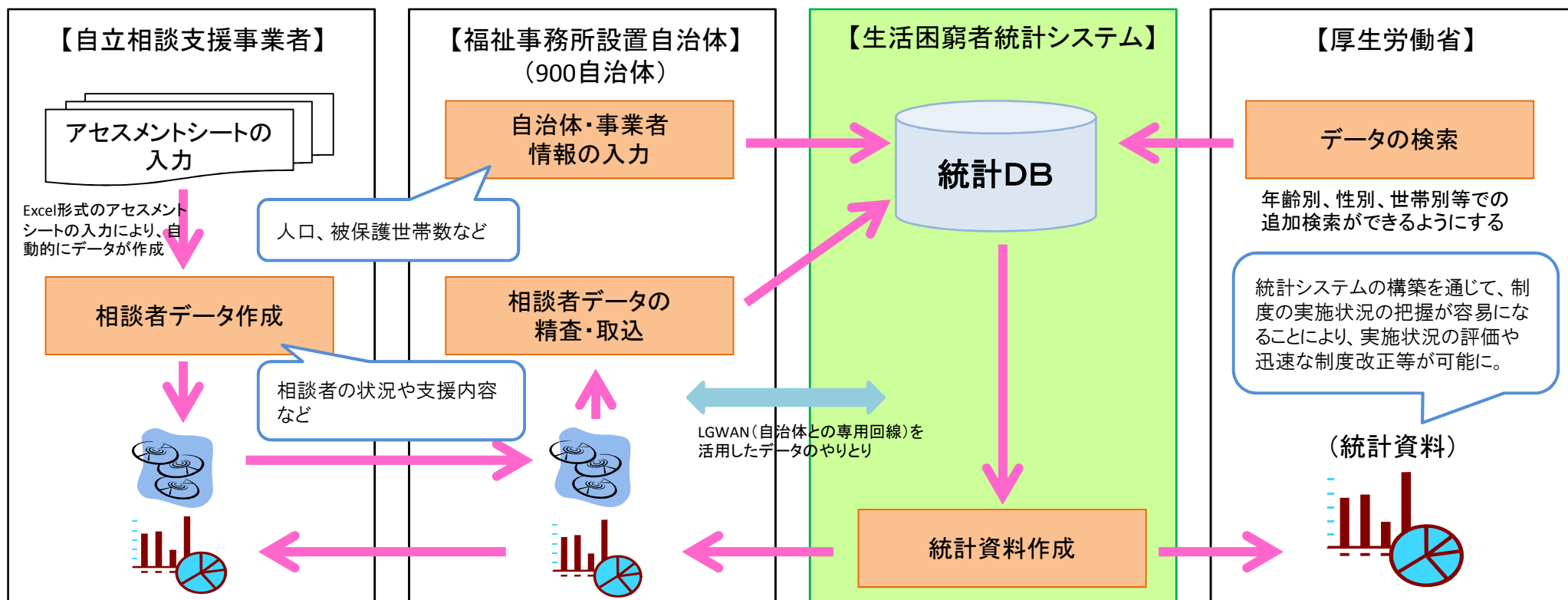


生活困窮者自立支援統計システムの調査・設計

【平成26年度予算案】 27,720千円(本省費)

- 現状、生活保護の手前の段階にある生活困窮者の網羅的なデータは存在しないことから、新制度を円滑に運営するためには、生活困窮者の状況やそれに応じた支援の実施状況、支援効果等を把握し、これらの客観的なエビデンスを踏まえ、最大限効果的な運用を行っていくことが必要である。
- このため、**制度の実施状況に関して基礎的なデータを把握するための「生活困窮者自立支援統計システム」**を調査・設計を行う。

【現時点の「生活困窮者自立支援統計システム」のイメージ】



(参考5) 平成26年度「生活困窮者自立促進支援モデル事業」及び「生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業」実施要領

(参考5) 緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分) 管理運営要領
別紙4「生活困窮者自立促進支援モデル事業実施要領」、別紙5「生活困窮者自立支援
制度施行円滑化特別対策事業実施要領」

(別紙4)

生活困窮者自立促進支援モデル事業実施要領

第1 目的

本事業は、生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行うとともに、就労その他の支援体制を整備することにより、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。この別紙4並びに別添1、別添3及び別添4において同じ。)に基づく新制度の円滑な施行を図ることを目的とする。

第2 実施主体

指定都市、中核市又は市区町村(広域連合及び一部事務組合等を含む。町村については福祉事務所を設置している場合又は都道府県と調整の上、市等と共同で実施する場合に限る。)及び都道府県とする。

なお、都道府県については、管内町村部(福祉事務所を設置している町村を除く。)において実施する場合、又は福祉事務所を設置している市区町村において支援体制を構築するために当該市区町村と連携して実施する場合に限るものとする。

ただし、実施主体が自ら実施するほか、第5の1に規定する「自立相談支援モデル事業運営要領」に基づく支援決定など実施主体となる自治体が行うべき事務を除き、事業の全部または一部を団体(宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体等を除く。)に委託することができる。

第3 対象者

生活困窮者であって、実施主体において、第4の1から4までのいずれかの支援が必要であると認める者

第4 事業の種類

実施主体は、以下の事業を実施する。

なお、事業の実施に当たっては、次の1に掲げる事業を必須とし、その他の事業については地域の実情に応じて実施する。ただし、都道府県が、管内市区町村が行う1に掲げる事業と適切に連携の上、2の(2)に掲げる事業のみを行う場合はこの限りではない。

1 自立相談支援モデル事業

(1) 生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者の相談に対応し、当該生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて個々人の状況にあった支援計画の作成等を行い、就労支援及び次の2から4までに掲げる事業又は「住宅支援給付事業」などの関係事業との連携による支援を包括的に行う事業。

(2) 福祉事務所や公共職業安定所、地域包括支援センター等の関係機関とのネットワークづくり、地域に不足する社会資源の開発等を行う事業。

2 就労促進のための支援事業

(1) 就労意欲の喚起のため、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所の就労体験など、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業。(就労準備支援モデル事業)

(2) 計画的かつ一貫した就労支援を行っても一般就労に就くことが困難な層に対し、支援付きの就労の機会を提供する就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)を行う事業者の育成支援を行う事業。 (「就労訓練事業の推進」モデル事業)

3 家計相談支援モデル事業

生活困窮者の家計の再建に向け、家計収支全体の改善を図る観点から、家計に関する相談に対応し、家計管理に関する指導、貸付けのあっせん等の支援を行う。

4 貧困の連鎖の防止のための学習支援その他地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業

第5 事業の運営

第4の1から3までに掲げる各事業の運営は次によるものとする。

1 自立相談支援モデル事業運営要領(別添1)

- 2 (1) 就労準備支援モデル事業運営要領（別添2）
- 2 (2) 「就労訓練事業の推進」モデル事業運営要領（別添3）
- 3 家計相談支援モデル事業運営要領（別添4）

第6 関係機関、関係事業との連携

生活困窮者に対する支援は、本事業に基づく支援のみならず、福祉事務所等の関係機関又は関係事業との連携に加え、次に掲げる事業等について、本事業に係る関係機関との協議の場で調整し、連携を確保した上で行うこと。

- 1 住宅支援給付事業
- 2 生活福祉資金貸付事業
- 3 公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業
- 4 地域若者サポートステーション事業
- 5 ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業

第7 情報提供

本事業は、法の施行に向けた取組みであることから、事業の支援効果について検証し、課題の把握を行うとともに、厚生労働省の指示に基づき必要な情報提供を行うものとする。

第8 補助基準額

本事業の補助基準額は、次表左欄に掲げる人口区分に従って、それぞれ同表右欄に掲げる補助基準額のとおりとする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、あらかじめ厚生労働大臣と協議の上、厚生労働大臣が必要と認めた額とすることができるものとする。

人口区分	補助基準額
事業実施自治体の人口が5万人未満の自治体	20,000千円以内
事業実施自治体の人口が5万人以上30万人未満の自治体	40,000千円以内
事業実施自治体の人口が30万人以上50万人未満	60,000千円以内

の自治体	
事業実施自治体の人口が50万人以上の自治体	80,000千円以内

第9 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、次のとおりとする。

給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費）、使用料、賃貸料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託費、備品購入費（価格30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金

第10 留意事項

本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講ずること。なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。

また、関係機関の間で情報共有を行うことについて支援対象者から支援開始時点等で同意を得ておくものとする。

自立相談支援モデル事業運営要領

1. 事業の目的

本事業は、法に基づく自立相談支援事業の円滑な実施に資するため、実施するものである。

(1) 現在、生活困窮者に対応する自治体の相談窓口は、地域によっては、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する要保護者に対応する福祉事務所以外は十分に整備されているとはいえない状況にあるなど、生活保護受給者以外の者への個別的な支援は全国統一的な制度として実施されていない。このため、生活保護に至る前の段階で早期に支援を行う体制を構築する。

(2) また、生活困窮者は、経済的な問題のみならず、精神的な問題、家庭の問題、健康上の問題など複合的な問題を抱え、それぞれの領域の問題が複雑に絡み合っている場合が多い。現状において、福祉の相談窓口は、福祉事務所のほか、高齢者、障害者、ひきこもりなど分野別に設置されているが、こうした現行の体制では、複合的な課題への対応が必ずしも十分とはいえない状況である。

このような複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立を促進するため、「包括的な支援」、「個別的な支援」、「早期的な支援」、「継続的な支援」、「分権的・創造的な支援」を実践し、生活困窮者の自立と尊厳の確保を目指すとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進することとする。

2. 事業の内容

自立相談支援モデル事業においては、概ね以下の業務を行う。

なお、本事業による相談支援は、実施主体が自ら行うほか、当該相談支援の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体に運営を委託することができる。

(1) 谷間のない包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える課題を全体として受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認（以下「アセスメント」という。）した上で支援計画（以下「プラン」という。）を策定する。

また、プランに基づく様々な支援が始まった後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、適切な就労支援も含め、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく（具体的な手順については下記4を参照されたい）。

(2) 関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発等

複合的な問題を抱える生活困窮者を早期に把握するため、地域での見守り体制構築や関係機関のネットワークづくりを行うとともに、地域に不足する社会資源の開発等を行う。

3. 職員の配置

(1) 配置職員について

実施主体が直営又は委託により生活困窮者の自立に向けた相談支援を行う機関（以下本運営要領及び別添2から別添4までにおいて「自立相談支援機関」という。）には主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員（以下「相談支援員等」という。）を配置することを基本とする。それぞれの職種における主な役割は以下のとおりである。

ア 主任相談支援員

自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメントや他の支援員の指導・育成を行い、また、支援困難ケースへの対応など高度な相談支援を行うとともに、社会資源の開拓・連携等を行う。

イ 相談支援員

生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ等を行う。

ウ 就労支援員

生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所や協力企業を始め、就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を行う。

(2) 留意事項

実施自治体の規模、人員等の状況により、相談支援員が就労支援員を兼務するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可能とする。

4. 相談支援の手順

生活困窮者に対する相談支援は以下の手順で実施する。（相談支援プロセスのイメージを参照）

(1) 生活困窮者の把握・相談受付

ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、来所による相談を受け付ける。

また、生活困窮者の中には自ら相談に訪れることが困難な者もいることが想定されることから、待ちの姿勢ではなく訪問支援等のアウトリーチを含めた対応を図る。この場合、まずは、地域や関係機関のネットワーク強化による生活困窮者の把握に努め、加えて、必要に応じて訪問や声かけなどを行う。

イ 相談受付時に、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、他制度や他機関へつなぐことが適当かを判断（振り分け）する。

ウ 本人への情報提供のみで対応が可能な場合や、明らかに他制度や他機関での対応が必要であると判断される場合は、情報提供や他機関へ適切につなぐことにより対応する。

エ 相談内容から、自立相談支援機関による支援が必要であると判断される場合は、本人から、本事業による支援プロセスに関する利用申込みを受けて、その同意を得るとともに、丁寧なアセスメントを行う。アセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、自立相談支援機関が継続してプランの策定等の支援を行うか、又は他制度や他機関へつなぐことが適当かを判断（スクリーニング）する。

なお、生活保護が必要と考えられる場合は、確実に福祉事務所につなげるものとする。

また、他制度や他機関へのつながりが適当と判断された者には、本人の状況に応じて適切に他の相談窓口等へつなぐとともに、必要に応じてつなぎ先の機関へ本人の状況について確認するなど、適宜フォローアップに努めるものとする。（なお、本人に関する個人情報を関係機関と共有するためには、本人の同意が必要であることに留意すること。また、いわゆる「相談のたらい回し」とならないよう関係機関との連携体制を構築することが重要である。）

(2) アセスメント・プラン策定

ア スクリーニングの結果、自立相談支援機関による継続的な支援が妥当と判断された者については、本人へのアセスメント結果を踏まえ、本人の自立を促進するための支援方針、支援内容、本人の達成目標等を盛り込んだプランを策定する。

なお、プランは本人と自立相談支援機関とが協働しながら策定するものであることから、プランの策定に当たっては、本人の意思を十分に尊重するものとする。

イ プラン策定前においても、必要に応じて、緊急的な支援（住宅支援給付、緊急小口資金貸付、緊急一時宿泊事業等）や、自立相談支援機関の就労支援員による就労支援その他の地域における様々な社会資源を活用した各種支援が受けられるよう、必要な調整を行うものとする。

ウ プランの内容は、次の（ア）から（オ）までに掲げる本事業に基づく支援のほか、（カ）から（サ）までに掲げる他の公的事業又はインフォーマルな支援など、本人の自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。

（ア）就労準備支援モデル事業

（イ）就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

（ウ）家計相談支援モデル事業

（エ）貧困の連鎖の防止のための学習支援その他地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業

（オ）自立相談支援機関の就労支援員による就労支援（就労意欲の喚起、履歴書の書き方や面接の受け方指導、公共職業安定所や地方自治体独自で実施している職業紹介事業への同行訪問などの支援）

（カ）公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業

（キ）住宅支援給付事業

（ク）生活福祉資金貸付事業

（ケ）地域若者サポートステーション事業

（コ）ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業

（サ）上記事業のほか、様々な公的事業による支援及び民生委員による見守り活動等のインフォーマルによる支援

エ 支援調整会議を開催し、プランの内容が適切なものであるか確認を行うとともに、プランに基づく支援に当たって、関係機関との役割等について調整を行う。

オ 実施主体は、支援調整会議（5参照）において（2）のウの（ア）から（ウ）までに掲げる事業（以下「就労準備支援モデル事業等」という。）が盛り込まれたプランが了承された場合には、就労準備支援モデル事業等については支援決定（6参照）を、（2）のウの（エ）、（オ）及び（キ）から（サ）までに掲げる事業等については支援内容等の確認を行う。なお、行政以外の自立相談支援機関にあつては、就労準備支援モデル事業等を含まないプランが支援調整会議において了承された場合、当該プランを行政に報告するものとする。

カ （2）のウの（カ）に掲げる事業につなぐ場合については、実施主体がプランの内容を確認し了承した後、自立相談支援機関は、支援決定等がなされた当該プランの写しとともに、必要書類を公共職業安定所に送付することにより、支援要請を行うものとする。

キ 自立相談支援機関は、実施主体の支援決定を受けたプランに基づき、具体的な支援サービスの提供等を行う。

（3）支援の実施・モニタリング・評価・再プラン策定・終結

ア プランに基づき、自立相談支援機関自ら支援を実施するほか、サービス提供者等や支援機関から適切な支援を受けられるよう本人との関係形成や動機付けの促しをサポートする。

イ 各支援機関による支援が始まった後も支援機関との連携・調整はもとより、必要に応じて本人の状況等を把握（モニタリング）する。

ウ 定期的なプランの評価は、以下の状況を整理し、概ね3ヶ月、6ヶ月、1年など本人の状況に応じ、支援調整会議において行う。

（ア）目標の達成状況

（イ）現在の状況と残された課題

（ウ）プランの終結・継続に関する本人の希望・支援員の意見等

エ 評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。例えば、就職（又は就労）後から一定期間については、本人の状況を適宜把握し、必要に応じ本人からの相談に応ずることができる体制を整えておくことが望ましい。なお、支援を終結した者の中には、今後、生活困窮者を「支援する側」の立場となる者もいることが考えられるため、こうしたピアサポートを推進するための仕組みを併せて検討する

ことも重要である。

オ 評価の結果、プランを見直して、支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの上、再度プランを策定する。

5. 支援調整会議

(1) 目的

支援調整会議は、プランの作成等に当たり、以下の4点を主な目的として開催するものである。

ア プランの内容が適切なものであるか合議体形式により判断すること

イ 参加者が、個々のプランに関する支援方針、支援内容、役割分担等について共通認識を醸成し、個々のプランを了承すること

ウ プラン終結時などにおいて評価を行うこと

エ 不足する社会資源について、地域の課題として認識し検討すること

※ エについては、個々のプランを検討する中で課題として表出することが考えられるが、支援調整会議では課題の整理にとどめ、別途、地域の諸課題について協議を行う場を設けて対応することも考えられる。その場合、新たに協議の場を設けるのではなく、地域資源に関する既存の協議の場を活用することも考えられる。

(2) 開催方法

具体的な開催方法については、相談者数や地域資源の状況など地域の実情に応じ会議開催のルールを定めるものとする。

例えば、会議の構成員を固定し定期開催する方式やケース（プラン）ごとに開催し必要な関係者のみが集まる方式、また、固定方式の定期開催をベースとして、ケース（プラン）に応じた随時開催を組み合わせる方式も一案として考えられ、地域の実情に応じて検討する。

なお、プランに就労準備支援モデル事業等が含まれている場合には、行政が支援決定をする役割を担うことから、行政担当者が支援調整会議に出席することが基本となる。

(3) 留意点

支援調整会議を効率的に開催するため、自立相談支援機関は支援調整会議を開催する前に、必要に応じてプランに盛り込むサービスの利用について、行政やその他の関

係機関・関係者との間で調整を行う。

なお、関係機関と情報共有を図るためには、本人の同意が必要となる。

6. 支援決定

(1) 行政は、プランに盛り込まれた就労準備支援モデル事業等の利用について、その可否を決定するために支援決定を行うこととする。また、併せて当該プランの内容が適切であるか否かを確認することとする。

(2) 行政による支援決定は、以下の手順により行うものとする。

ア 自立相談支援機関は支援調整会議で承認されたプランを行政に提出する。

イ 行政はプランに盛り込まれた就労準備支援モデル事業等の支援方針・支援内容等について確認するとともに、それらの事業の利用要件に該当しているかを確認する。

ウ プランに盛り込まれた就労準備支援モデル事業等について、利用要件に該当していることが確認できた場合は、行政内部において決裁し、決裁後、速やかに利用者へ支援決定の通知を行う。

※ 上記イにおいて、事業の利用要件に該当しないなど、支援決定ができない理由がある場合は、行政はその理由を速やかに自立相談支援機関に報告するものとする。報告を受けた自立相談支援機関は、本人と関係機関・関係者と再度プラン内容について確認・調整を行い、見直したプランを改めて行政に提出するものとする。

7. 関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発

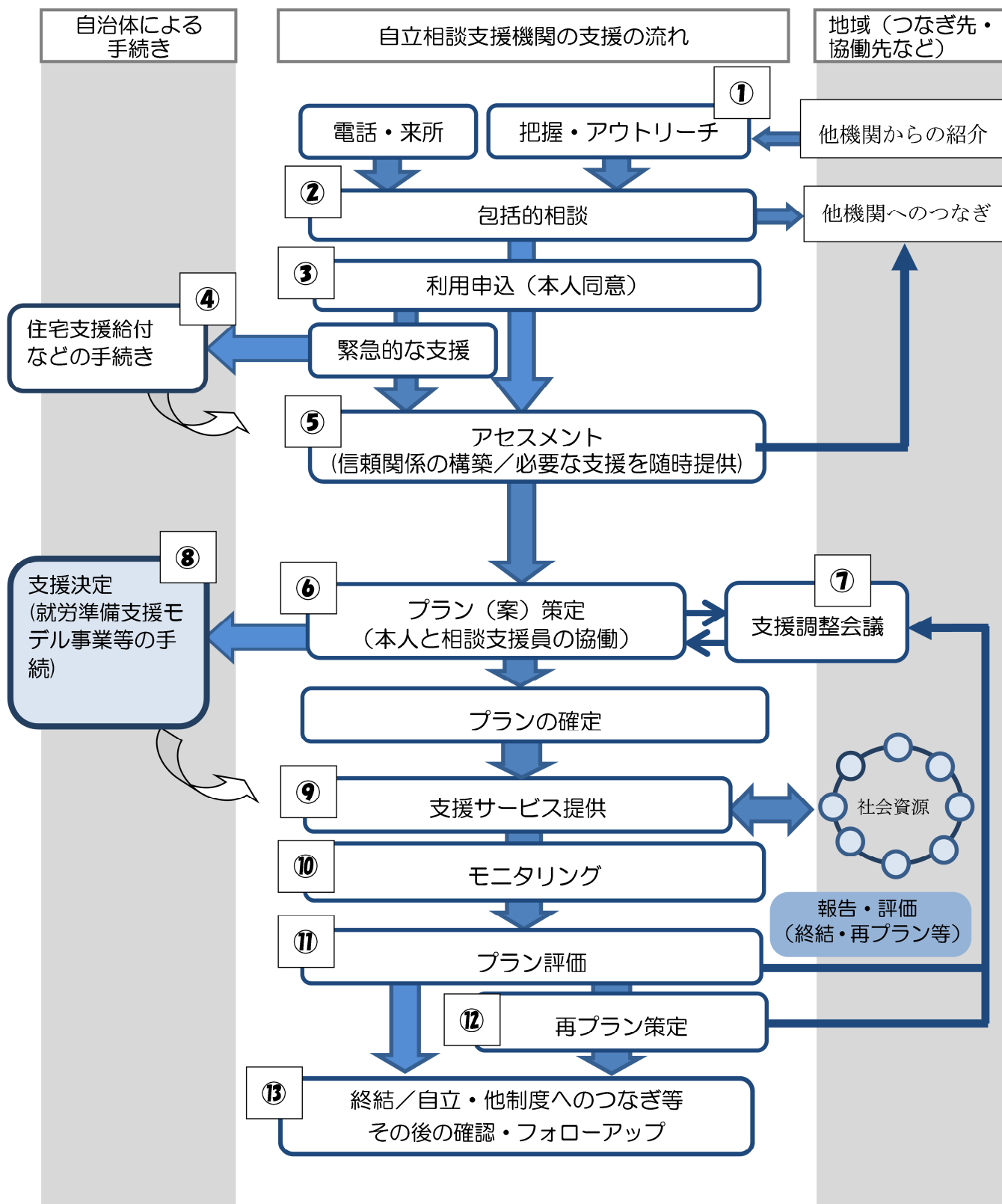
生活困窮者の自立に向け、包括的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が中心となって、支援調整会議その他の既存の合議体も活用して協議の場を設ける。また、効率的かつ効果的に生活困窮者を早期把握し、チーム支援を行うためには、関係機関との連携が重要であり、このためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図る必要がある。

また、自立相談支援機関が自ら又は当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じて把握した社会資源の不足については、支援調整会議その他の協議の場において地域の課題として認識した上で検討を行うとともに、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発を行う。

8. 留意事項

- (1) 相談支援に当たっては、別に定める「自立相談支援機関標準使用標準様式（アセスメントシート・プランシート等帳票類）」を使用することとし、利用者ごとに支援台帳を作成すること。
- (2) 福祉事務所の生活保護ケース診断会議等において、自立相談支援機関による支援が適当と判断されたケースについては、福祉事務所のケースワーカーと十分に連携を図り、効果的な支援を実施すること。
- (3) 福祉事務所を設置していない町村の共同設置による自立相談支援機関は、十分に都道府県の福祉事務所と連携を図りながら実施すること。
- (4) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

相談支援プロセスのイメージ



就労準備支援モデル事業運営要領

1. 事業の目的

生活困窮者の中には、長期失業者であって、生活習慣等に問題があり、直ちに公共職業安定所等を利用した求職活動を行うことが困難な者や就労経験がなく、求職活動のためのノウハウもないため、まずは社会参加・職場体験を通じた訓練を受けることが必要な者など、直ちに一般就労に就くことが難しい者がいる。これらの者が一般就労に就くためには、就労意欲の喚起やその前提となる動機付けも行いつつ、一般就労に向けた基礎能力の形成など、当該生活困窮者の状況に応じたいくつかの段階を設けることが必要である。このため、生活困窮者の一般就労に向けた一貫した自立支援を実施するものである。

2. 事業の運営主体

「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を実施する地方自治体が直接行う。ただし、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）、社団法人・財団法人、営利法人等へ委託することができる。

3. 事業の対象者

自立相談支援モデル事業における支援計画に基づき、就労準備支援を受けることが適当と判断された生活困窮者

4. 事業の内容

就労準備支援モデル事業においては、対象者となる生活困窮者の状況に応じて、以下の支援を個人又は複数人に対して行う。

(1) 生活自立支援訓練

社会参加に必要な生活習慣の形成や回復のため、定時に起床・出勤する習慣付けを行い、また、短時間の軽微な業務を通じた挨拶や言葉遣いなどの訓練を行い、自らの健康・生活管理を行う意識の醸成を行う。

(2) 社会自立支援訓練

就労の前段階として、社会的なつながりの重要性の認識と就労意欲の喚起を図るため、訓練を受けている者同士が協力して業務を行うことやボランティア活動への参加などの訓練を行い、社会参加能力の習得を目指す。

(3) 就労自立支援訓練

継続的な就労経験の場を提供し、一般就労に向けた技法や知識の取得及び公共職業安定所の利用法や面接の対応法などの訓練を行い、就労に向けた自覚を喚起させ求職活動に向けた準備を目指す。

5. 支援の実施期間

対象者の状況に応じ、概ね6ヶ月～1年の期間を設定する。

6. 就労準備支援担当者の配置

就労準備支援モデル事業を行う事業所は就労準備支援担当者を1名以上配置し（兼務可）、対象者の就労支援に関する以下の業務を担当する。

- (1) 生活自立支援訓練から就労自立支援訓練に至る個人ごとの支援プログラムの作成
- (2) 支援プログラムの達成状況の把握、助言指導
- (3) 一般就労に向けた相談支援
- (4) 自立相談支援機関との連絡や支援調整会議への参加
- (5) 生活支援、健康管理の指導 等

就労準備支援担当者は、生活困窮者の就労支援という業務内容を考慮し、人事・労務管理やキャリア・コンサルティング等について一定の知識を有する者であることが望ましい。

7. 留意事項

- (1) 就労準備支援モデル事業は、直ちに一般就労に就くことが困難な者に対し、自立相談支援モデル事業とは別に体制を整備し、手厚い就労支援を行うものである。こうした事業の趣旨を踏まえた適切な事業運営を行うこと。また、就労準備支援モデル事業における支援の内容、支援員の配置など事業実施の詳細については、別に定めるガイドラインに沿った事業実施を行うこと。

- (2) 就労準備支援の開始後においても、支援プログラムの達成状況について自立相談支援機関と情報を常に共有するとともに、自立相談支援機関によるモニタリング結果等を踏まえ、本人の状況に応じた支援を行うこと。
- (3) 就労準備支援に当たっての支援プログラムは別に定める様式を使用し、適切に管理すること。
- (4) 就労準備支援の終了は、支援プログラムの達成状況等を踏まえ、自立相談支援機関によるモニタリング結果等に基づき決定すること。また、就労準備支援の終了後においても必要に応じ自立相談支援機関の支援計画に基づき、一定期間のフォローアップも実施すること。
- (5) 対象者の状況に応じ、就労自立支援訓練を受けながら、自立相談支援機関と連携し一般就労に向けた就職活動を行うことが望ましい。
- (6) 就労準備支援の運営主体や実施場所は、モデル事業実施自治体や自立相談支援機関との連携等の観点から、モデル事業実施自治体の管内であることが望ましい。管内に適切な事業者がない場合等は、委託先事業所及び訓練の実施場所については、同一都道府県内あるいは隣接市区町村までとする。

「就労訓練事業の推進」モデル事業運営要領

1. 事業の目的

生活困窮者の中には、直ちに一般就労を求めることが難しい者もあり、段階的に一般就労に向けた支援付きの訓練の場を提供することが必要である。

このような就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）は担い手となる社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）、社団法人・財団法人、営利法人等（以下「法人等」という。）の自主事業として実施することとしている。

自治体においては、こうした就労訓練事業の育成支援を行い、生活困窮者の就労支援の多様化を図るために実施するものである。

2. 対象事業

就労訓練事業の推進のために地方自治体の行う次に掲げる事業。

- (1) 担い手となる法人等の支援職員等に対する「就労訓練事業」に関する研修等の実施
- (2) 「就労訓練事業」を実施するため、関係団体からなる協議会等の実施
- (3) 「就労訓練事業」を行う法人等への立上げ支援（就労訓練事業の受入に当たっての初度設備費の助成等）
- (4) その他「就労訓練事業」の推進に資する事業

3. 対象事業の運営主体

2の各号に掲げる事業について、「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を実施する地方自治体が直接行う。ただし、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）、社団・財団法人、営利法人等へ委託することができる。

4. 就労訓練事業の内容

(1) 対象者

自立相談支援機関の作成した支援計画に基づき、就労訓練事業を受けることが適当と判断された生活困窮者。

具体的には、就労準備支援モデル事業の利用を経ても、一般就労に就くことができない者や社会参加の場として利用することが適当な者などが対象となる。

(2) 支援の内容

就労訓練事業を行う事業者（以下「就労訓練事業者」という。）は、自立相談支援機関からの支援計画に基づいて受け入れた対象者について、軽易な作業等の機会を提供し、一般就労に向けた支援を行う。

支援は、個人ごとの就労支援プログラムを作成し、当該プログラムに沿って就労支援担当者の指導のもとに行う。

(3) 支援の実施期間

支援は原則として2年以内とする。また、概ね6ヶ月ごとに、自立相談支援機関と十分に協議し、支援プログラムの達成状況や本人の意向や状況等に応じて支援の内容等を見直すものとする。

(4) 就労支援担当者の配置

就労訓練事業者は、就労支援担当者を1名以上配置（兼務可）し、対象者の就労支援に関する業務を担当する。

5. 留意事項

(1) 就労訓練事業における支援の具体的な内容、対象者の労働者性の有無に関する留意事項など事業実施の詳細については、別に定めるガイドラインに沿った事業実施を行うこととし、各自治体においては、法人等が当該ガイドラインに沿った事業運営が行われるよう助言願いたい。

(2) 就労訓練事業については、本事業において実施したことをもって、法に基づく認定を受けたこととならないものである。

(3) 就労訓練事業者及びその実施場所は、モデル事業実施自治体や自立相談支援機関との連携等の観点から、モデル事業実施自治体の管内であることが望ましい。管内に適切な事業者がない場合等は、同一都道府県内あるいは隣接市区町村までとする。

家計相談支援モデル事業運営要領

1. 事業の目的

生活困窮者の家計の再生を図るためには、金銭給付や貸付といった一時的にその経済困窮の解消を図るのみでは十分でない場合も多く、むしろ、家計収支全体の改善等を図る観点から、家計等に関するきめ細かな相談支援（家計相談支援）を強化し、これに併せて必要に応じ貸付につなげていく仕組みが必要である。

本事業は、相談者自身の家計を管理する力を高めるとともに、必要に応じてより円滑に貸付を受けられるよう、貸付のあっせんを行うなど、法に基づく家計相談支援事業の円滑な実施に資するため、実施するものである。

2. 事業の運営主体

「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を実施する地方自治体が直接行う。ただし、生活福祉資金貸付事業を実施する都道府県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会、貸付事業を行う消費生活協同組合などの貸付機関、及び自立相談支援機関その他生活困窮者を支援するのに適当な団体にその運営を委託することができる。

3. 事業の対象者

失業や多重・過剰債務等により生活に困窮する者であって、家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善や家計を管理する能力を高める支援を受けることが適当と判断される者

4. 事業の内容

家計相談支援モデル事業は、以下の手順で実施する。

(1) 相談の受付・課題の把握

ア 本人からの相談のほか、自立相談支援機関や貸付機関等からの依頼等により、相談を受け付ける。自立相談支援機関や貸付機関等と連携し、相談者の利便性を考慮して行う。

イ 相談により、家計及び債務の状況や相談に至った経緯を把握する。

ウ 家計が崩れた原因や家計再生の可能性を分析し、自立相談支援機関と調整の上、自立相談支援機関での支援計画の策定の必要性及び他機関との連携の必要性について判断する。

(2) 家計支援計画の策定

ア 家計表を作成した上で、家計収支の改善や家計管理能力の向上等を図るため、具体的な家計支援計画を策定する。

イ 必要に応じて、債務整理や成年後見制度等を実施する支援機関、社会保障制度や公租公課に関する給付・減免等の制度窓口を紹介し、又はこれら機関との情報共有・調整を行う。

ウ 家計の再生に当たって、貸付が必要と判断される場合は、貸付機関をあっせんする。その際、可能な限り相談者の状況に応じた貸付金額、償還計画等について貸付機関との連携を確保する。

(3) 支援の実施、評価

ア 家計支援計画に基づき、家計収支の改善、家計管理の継続的な指導や相談者からの相談への対応を行う。

イ 必要に応じ、債務整理等を実施する機関、社会保障制度や公租公課に関する給付・減免等の窓口、貸付機関に同行するなど、他制度による適切な支援につながるよう関係機関との連携を確保する。

ウ 相談者の状況に応じて、定期的に生活状況や家計管理の状況を把握し、必要に応じて家計支援計画の見直しを行う。

5. 支援の終了

家計相談支援の終了については、家計支援計画を評価の上、相談者の家計管理能力や債務があればその償還状況等を勘案して個別に判断すべきである。その目安は、以下の点について評価を行い判断すること。

なお、支援の終了に当たっては、自立相談支援機関と調整の上、判断すること。

(1) 相談者の家計状況が改善し、自立した生活が見込まれること。

(2) 相談者が家計管理の重要性を認識していること。

(3) 相談者が収入に応じた家計の範囲を理解し、支出品目の優先順位を付けることがで

きていること。

(4) 相談者が今後2年から3年程度の家計の見通しをもつことができていること。

6. 家計相談支援員について

家計相談支援を行う支援員は、次のいずれかに該当する者が望ましい。

- (1) ファイナンシャルプランナーの資格を有する者
- (2) 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者
- (3) 金融機関に勤務経験を有する者
- (4) 社会福祉士の資格を有する者
- (5) その他(1)～(4)までに掲げる者と同等の能力を有するもの

7. 家計相談支援と自立相談支援機関等との連携について

家計相談支援モデル事業と自立相談支援機関等との連携については、家計相談支援モデル事業の委託先や家計相談支援員の配置先などの類型ごとに以下の例に応じて、円滑な連携を検討されたい。

(1) 自立相談支援機関が家計相談支援モデル事業を行う場合

- ア 家計相談支援員は貸付機関と十分な連携が図れるよう、貸付制度について十分理解した上で貸付機関の担当者とのネットワークを構築する。
- イ その際、貸付機関が、自立相談支援機関及び家計相談支援モデル事業の支援内容を理解し、貸付相談者のうち、当該支援が必要な者は適切に自立相談支援機関の窓口につなぐよう理解を深める。

(2) 貸付機関が家計相談支援モデル事業を行う場合

- ア 自立相談支援機関によるアセスメントが必要と考えられる者については、相談支援機関への連絡・情報共有を図り、自立相談支援機関で支援の必要性を判断し、それに基づき支援を行う。
- イ 自立相談支援機関との連携の充実を図るために、家計相談支援員を自立相談支援機関の窓口に着駐あるいは曜日単位での勤務とするなどの対応を検討する。

(3) 自立相談支援機関及び貸付機関以外の者が家計相談支援モデル事業を行う場合

- ア 相談者の状況に応じて、自立相談支援機関及び貸付機関と迅速に連携できる体制

を構築しておく。

イ 自立相談支援機関との連携の充実を図るために、家計相談支援員を自立相談支援機関の窓口に常駐あるいは曜日単位での勤務とするなどの対応を検討する。

8. 留意事項

(1) 家計相談支援の実施に当たっては、自立相談支援機関と連携し、自立相談支援機関において生活全般に渡る総合的なアセスメント・支援計画作成を行い、これに基づき、支援が行われるよう検討すること。

ただし、緊急的な対応が必要な場合などには、家計相談支援を先行して提供することは差し支えない。なお、その場合であっても、速やかに自立相談支援機関と情報を共有し、就労支援その他の支援を自立相談支援機関が行えるよう検討すること。

(2) 家計相談支援の開始後においても、家計支援計画の達成状況について、自立相談支援機関と常に情報を共有するとともに、自立相談支援機関の定期的なアセスメントに応じた支援を行うこと。

(3) 4の(2)ウの貸付機関については、生活福祉資金貸付事業を行う都道府県社会福祉協議会のほか、母子寡婦福祉資金等の公的貸付制度と連携することが考えられる。これらの公的貸付制度は、市町村民税非課税世帯を対象とするなど対象者が限定されていることから、これらの対象にはならない者が貸付けを受けることができるよう、公的貸付制度に加え、貸付事業を行う消費生活協同組合や貸付機関とも連携して行うことが考えられる。

生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業実施要領

第1 目的

本事業は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく新制度の施行に向け、実施主体となる自治体における事務処理体制等の整備を支援することにより、新制度の円滑な施行を図ることを目的とする。

第2 実施主体

指定都市、中核市又は市区町村（広域連合及び一部事務組合等を含む。町村については福祉事務所を設置している場合に限る。）及び都道府県とする。ただし、事業の全部又は一部を団体（宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体等を除く。）に委託することができる。

第3 事業内容

事業内容は、新制度の施行に向け、自治体が発行する以下の事業とする。

- 1 関係団体との連絡会議の開催等庁内・庁外の連携体制を構築するための事業
- 2 制度の説明パンフレットの作成等新制度の普及・啓発を図るための事業
- 3 地域における生活困窮者の実態把握のための調査・研究を行う事業
- 4 施行準備に係る事務負担の増加に対応した臨時雇用職員を配置する事業
- 5 地域における就労訓練事業を行う者の拡大に資する事業
- 6 その他施行準備のために新たに必要となる費用に対応するための事業

第4 補助基準額

本事業の補助基準額は、次表左欄に掲げる人口区分に従って、それぞれ同表右欄に掲げる補助基準額のとおりとする。

人口区分	補助基準額
事業実施自治体の人口が 5 万人未満の自治体	1, 5 0 0 千円以内

事業実施自治体の人口が5万人以上10万人未満の自治体	2,000千円以内
事業実施自治体の人口が10万人以上30万人未満の自治体	4,000千円以内
事業実施自治体の人口が30万人以上50万人未満の自治体	6,000千円以内
事業実施自治体の人口が50万人以上70万人未満の自治体	8,000千円以内
事業実施自治体の人口が70万人以上100万人未満の自治体	10,000千円以内
事業実施自治体の人口が100万人以上の自治体	12,000千円以内

第5 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、次のとおりとする。

給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費）、使用料、賃貸料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託費、備品購入費（価格30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金

(参考6) モデル事業の実施状況調査等の中間とりまとめ結果

モデル事業実施状況調査(開始時)集計結果(抜粋)について

調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業(自立相談支援機関設置・運営指針研究事業)において、自立相談支援機関の設置・運営に関する指針を作成するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体(68箇所)を対象に状況の調査を実施。

【実施機関】 一般社団法人北海道総合研究調査会

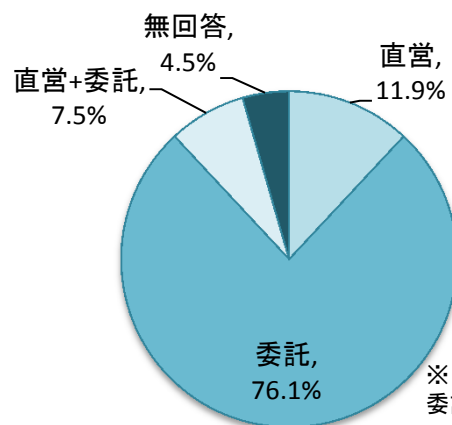
【調査期間】 平成25年10月21日～11月1日

【回収状況】 54箇所/68箇所(回収率79.5%)

1 実施形態

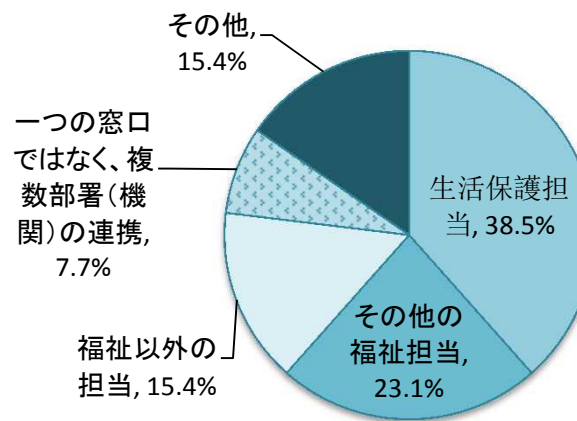
- 自立相談支援機関の設置について、委託が7割を超えており、委託先は、社会福祉協議会や社団法人や財団法人が多くなっている。直営の場合については、必ずしも生活保護担当部署だけでなく、福祉以外の部署が担当していたり、複数部署が窓口となっているなど、他の部署が担当する自治体も多い。
- 自立相談支援機関の設置場所については、役所内や受託した法人施設内が約半数となっており、他の施設や相談窓口と併設されている場合が多い。

(1) 自立相談支援機関の設置形態

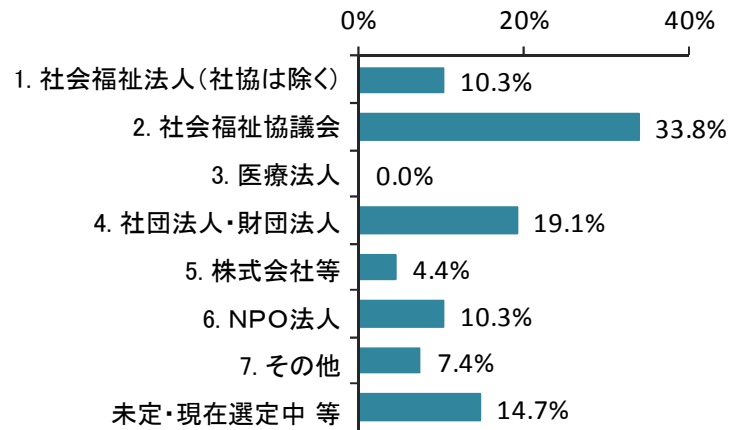


※ 調査の回収率が79.5%であるため、P28の委託先の割合と異なる

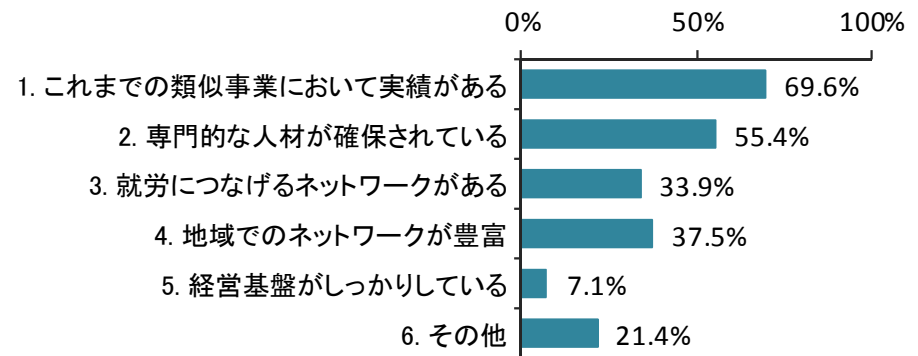
(2) 直営の窓口担当部署(設置形態が「直営」「直営+委託」を選択のみ)



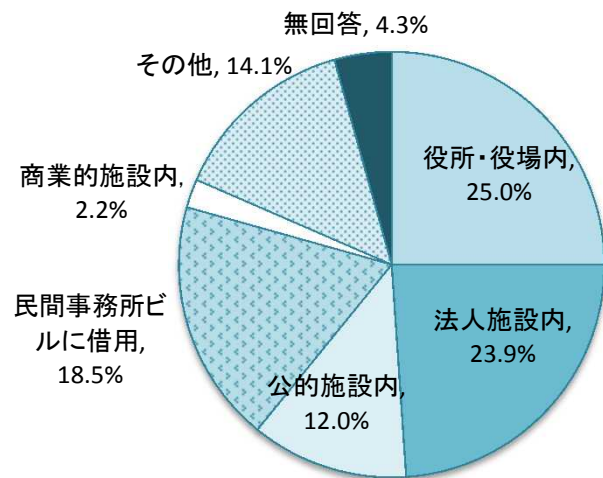
(3) 委託先 (設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ)



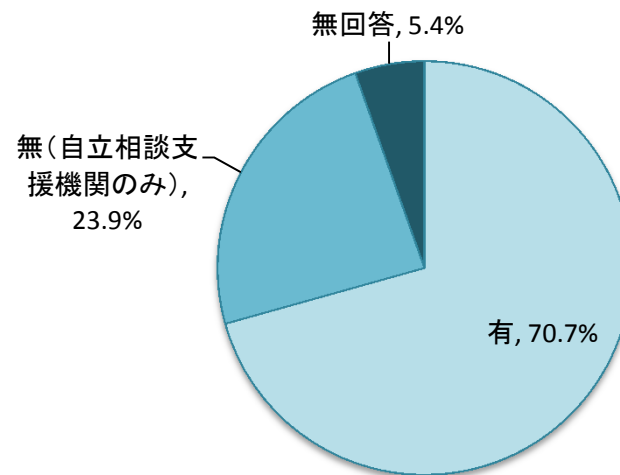
(4) 委託選定の決め手となった要因
(設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ)



(5) 自立相談支援機関の設置場所



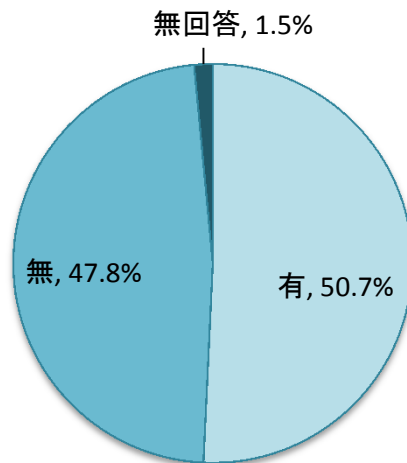
(6) 他の併設施設・相談窓口等の有無



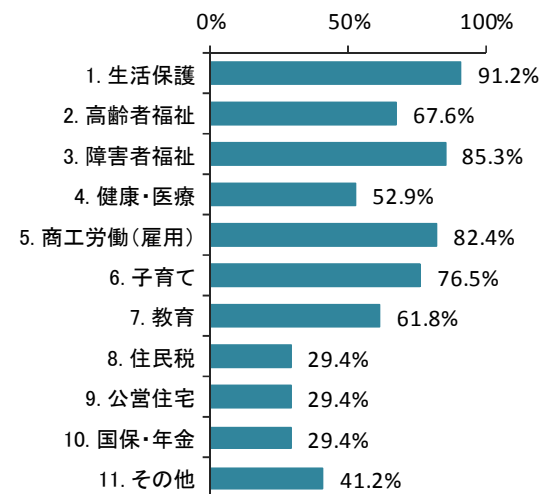
2 庁内体制の整備

- 庁内関係部署との協議の場を設置している自治体は約半数であり、福祉分野のみならず、雇用、子育て、税、住宅、産業など、様々な分野との連携が図られている。

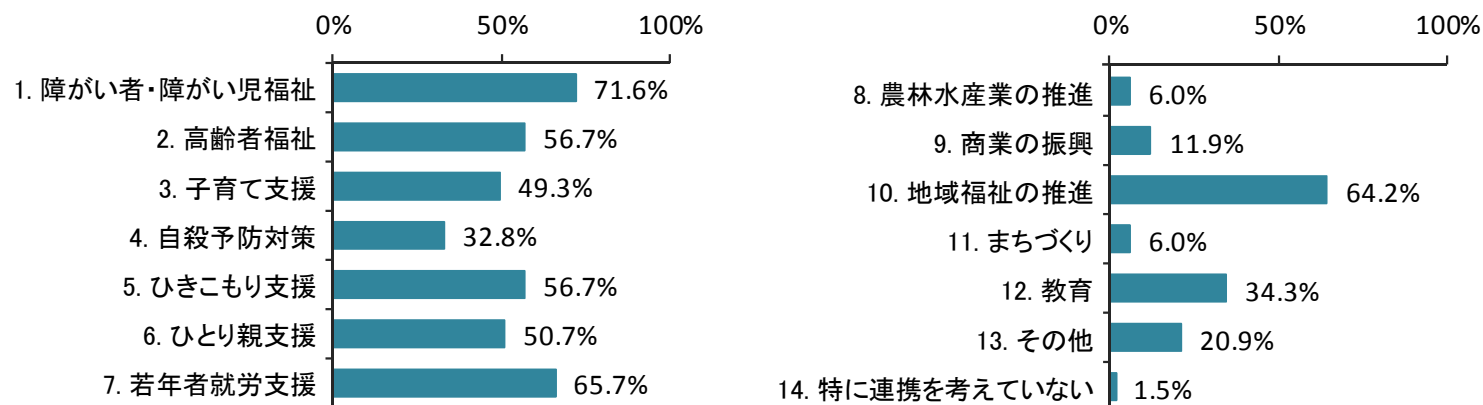
(1) 庁内関係部署との具体的な協議の場の設置状況



(2) 協議の場の参加部署・課（庁内との協議の場が「有」を選択のみ）



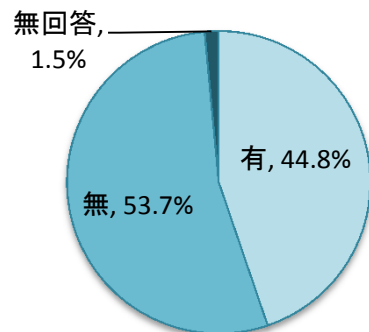
(3) モデル事業実施にあたり関連計画・施策と連携する、または連携を予定している分野



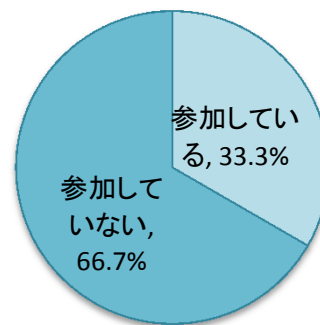
3 関係機関との連携体制

- 4割強の自治体で庁外の関係機関等との協議の場が設置されており、福祉事務所、ハローワークだけでなく、保健所や地域包括支援センター、民生委員・児童委員など様々な分野との連携が進められている。

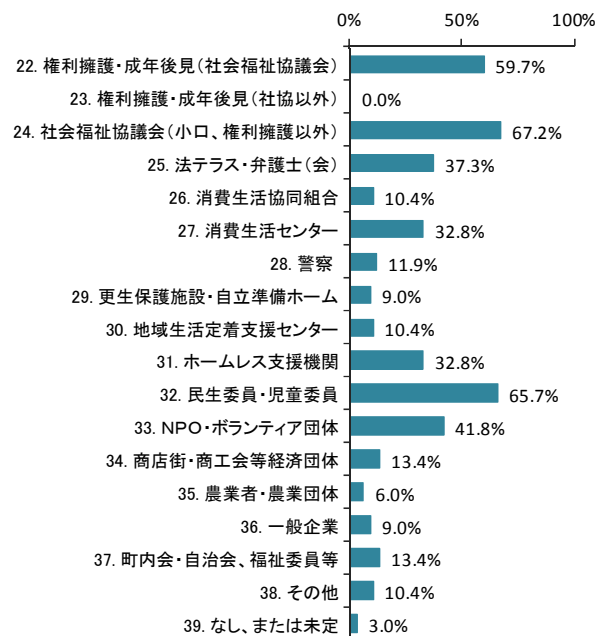
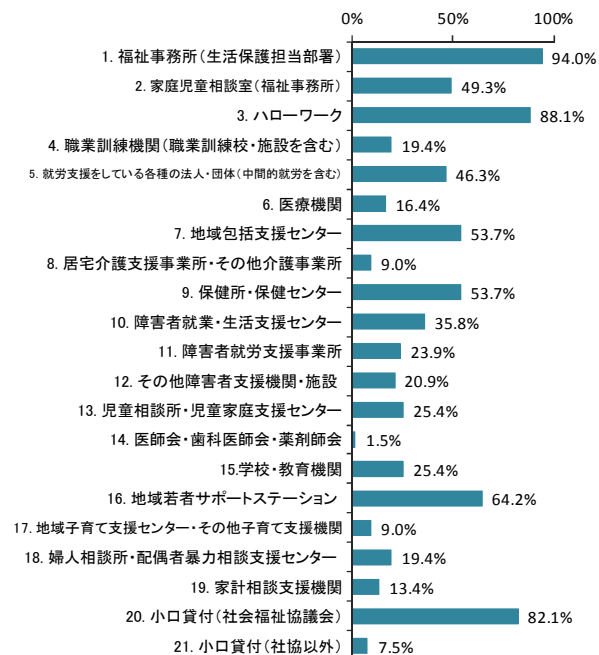
(1) 庁外の関係機関・関係者との協議の場の設置状況



(2) 有識者の協議の場への参加・参加予定



(3) 地域の生活困窮者支援体制構築にあたり連携を呼びかける機関



4 職員体制

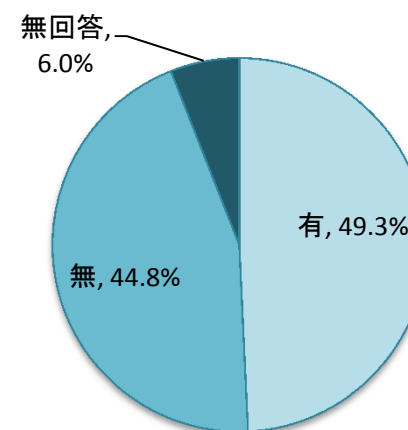
- 相談員の配置基準については今後検討されることになっているが、本年度のモデル事業においては、概ね人口に比例して配置職員数が増えている。
- 約5割の自治体が相談員のうち主に就労支援を担当する職員を配置している。
- 相談員が保有する資格としては、社会福祉士や社会福祉主事が多くなっている。

(1) 自立相談支援機関の職員配置予定（人口規模別）

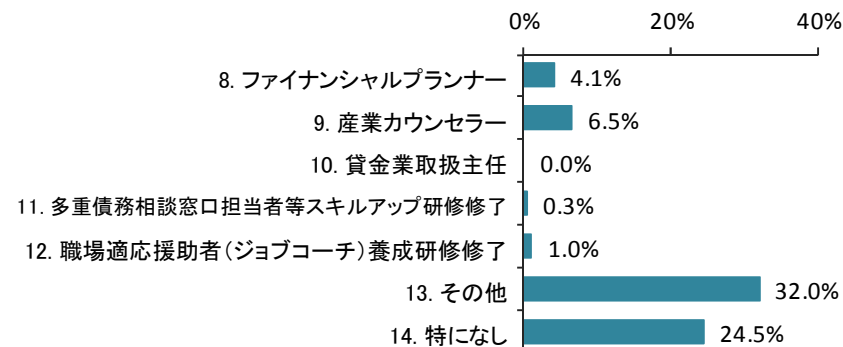
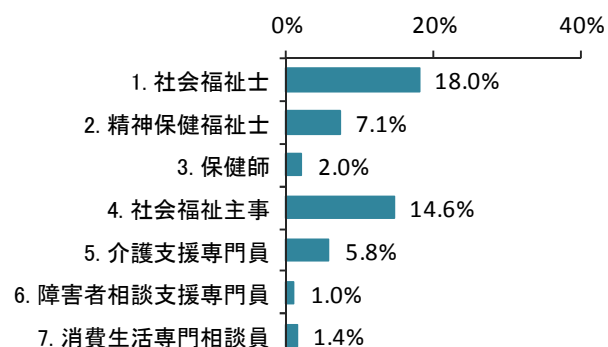
1圏域あたり平均職員数 単位：人

	職員数 (計)	相談支援に従事する職員		その他の事務職員	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤
5万人未満	3.4	2.7	0.4	0.3	0.0
5万人以上10万人未満	4.6	3.2	0.8	0.5	0.2
10万人以上30万人未満	4.6	2.6	1.5	0.5	0.0
30万人以上50万人未満	9.8	3.7	4.2	1.0	1.0
50万人以上100万人未満	7.9	6.4	0.7	0.3	0.4
100万人以上	11.8	6.1	4.1	1.3	0.2
全体	6.3	3.7	1.8	0.6	0.2

(2) 相談支援に従事する職員のうち、主に就労支援を担当する職員の有無



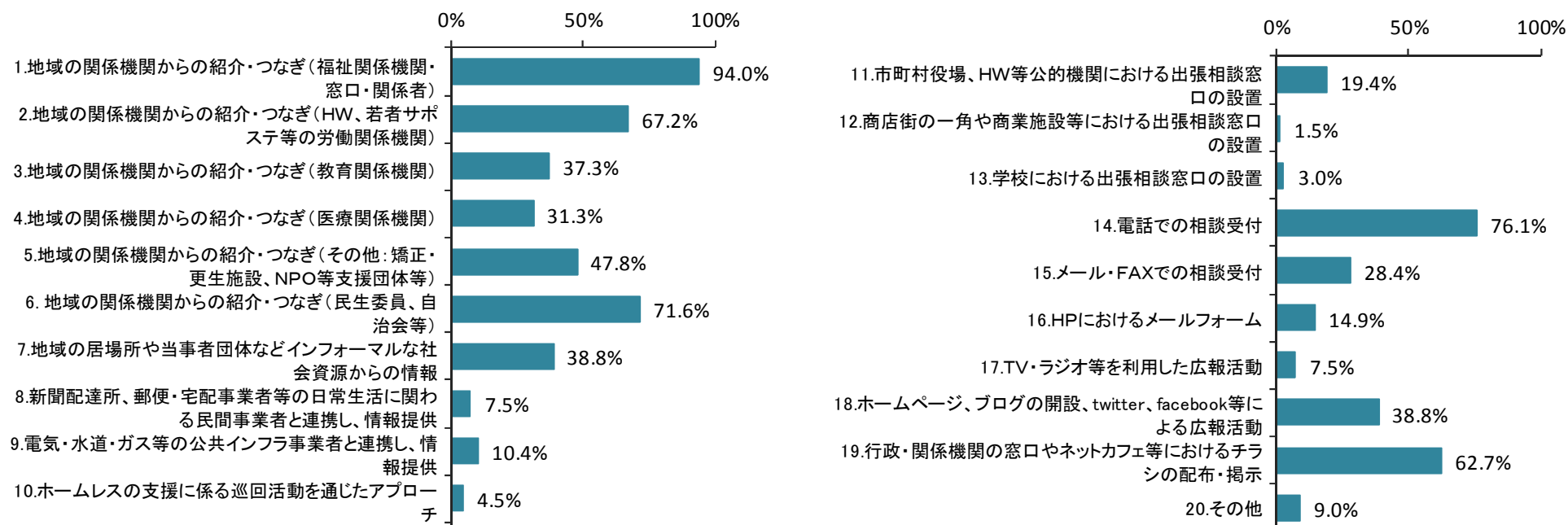
(3) 相談支援に従事する職員が保有する資格



5 把握・アウトリーチの方法

- 対象者の把握については、地域の関係機関から紹介・つながりを受けることや電話による相談が多く、また、公共料金の事業者との連携により、情報提供を受ける仕組みを構築している自治体も見受けられる。
- また、単に窓口で相談を待つだけではなく、ホームレス支援に係る巡回活動や出張窓口の開設などにより、積極的に生活困窮者を発見する取組を行っている自治体もある。

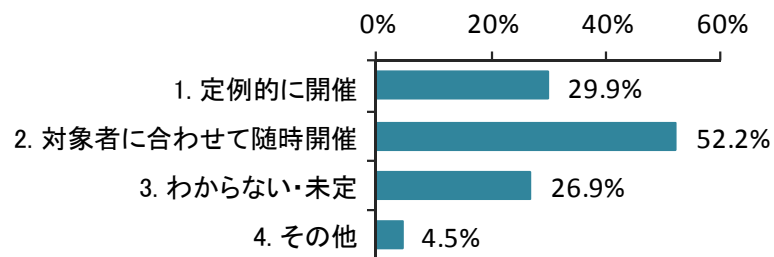
支援対象者の把握・アウトリーチの方法（複数回答）



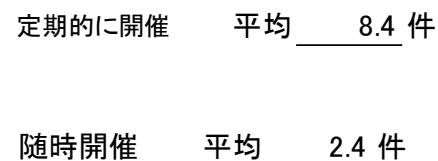
6 支援調整会議の実施

- 支援調整会議は、日程を決めて定期的を開催する場合と対象者に合わせて随時開催する場合があるが、随時開催の割合が多くなっている。また、定期的で開催されている会議の方が1回あたりの取扱いケース件数が多くなっている。

(1) 開催時期（複数回答）



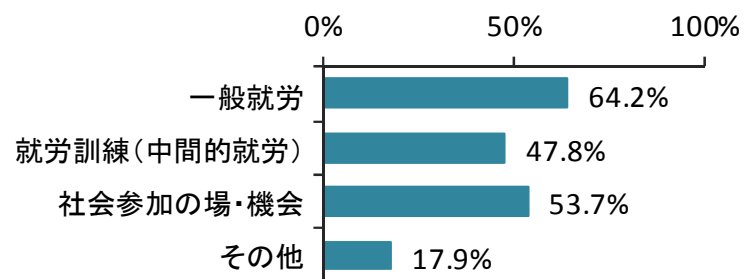
(2) 1回あたり取扱いケース件数



7 出口へのつなぎ

- 対象者に応じて、就労による自立だけでなく、社会参加の場も「出口」として想定されている。

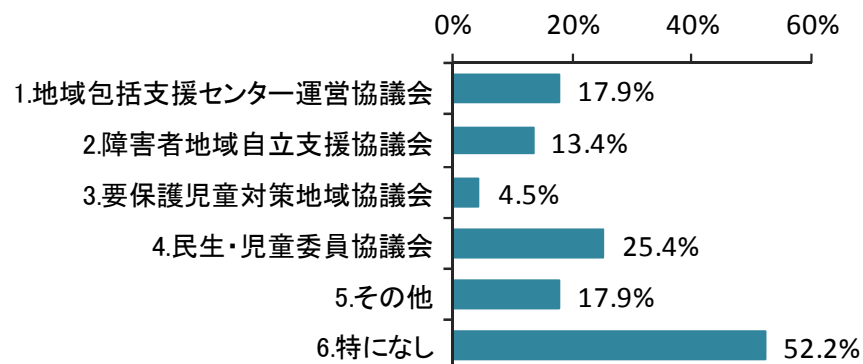
開始時に想定している（想定していた）「出口」



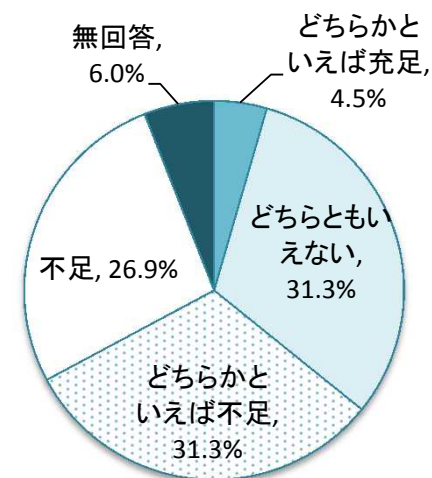
8 地域づくり

- 他の協議会等との関わりについて、高齢者や障害者、民生・児童といった既存の協議会等との連携が予定されている。
- 社会資源について、「どちらかといえば不足」「不足」としている自治体が約6割となっており、その中でも特に就労先（一般就労、中間的就労）が不足していると捉えている地域が多く、また、NPO等の支援団体が不足している地域もあり、公的な資源だけでなく、インフォーマルな資源も含めた資源の開発が必要である。

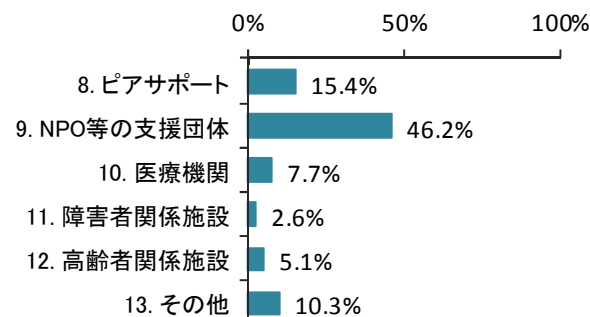
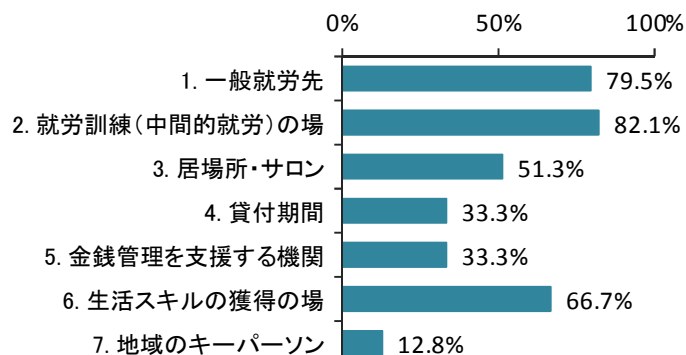
(1) 他の協議会等との連絡調整・報告の予定



(2) 地域における社会資源を行うための社会資源の状況



(3) 不足している社会資源（社会資源の状況が「どちらかといえば不足」「不足」を選択のみ）



モデル事業実施自治体における支援実績(中間報告)(抜粋)について

調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業（自立相談支援機関設置使用標準様式研究事業）において、自立相談支援機関において使用する標準様式を作成するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体（68箇所）を対象に支援状況の調査を実施。

【実施機関】 みずほ情報総研株式会社

【調査期間・対象】 平成25年8月～10月新規受付ケース

【回収状況】 20自治体から697ケース（11月10日報告分）

1 新規相談受付状況

- 自治体によって、モデル事業の開始時期や自立相談支援機関の設置状況などが異なるため、一概に人口規模で比較はできないが、月間平均で2～40件弱の新規相談受付があり、相談者は男性が多く、40歳代、50歳代が多くなっている。
相談経路については、関係機関・関係者による紹介が4割弱となっており、次いで本人による来所が24.1%と多くなっている。

(1) 新規相談受付件数（自治体別月間平均件数）

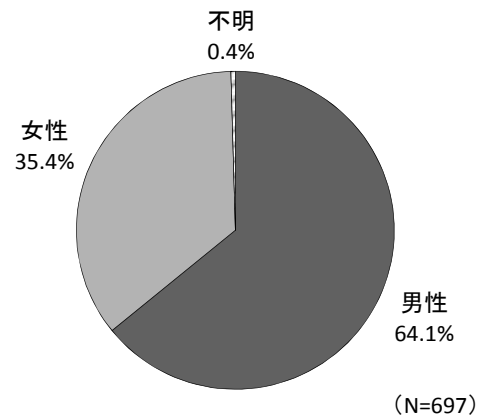
自治体名	人口 (千人)	8月	9月	10月	合計	月間 平均
北海道釧路市	180	11	5	5	21	7.0
北海道岩見沢市	87	-	-	2	2	2.0
千葉県船橋市	615	9	5	4	18	6.0
千葉県野田市	156	-	-	26	26	26.0
千葉県柏市	402	8	5	4	17	5.7
神奈川県横浜市	3,707	3	4	17	24	8.0
長野県	2,165	39	42	35	116	38.7
新潟県	2,361	23	27	39	89	29.7
石川県小松市	109	3	2	8	13	4.3
京都府京丹後市	59	6	11	12	29	9.7
京都府	2,587	21	20	12	53	17.7

(単位：件)

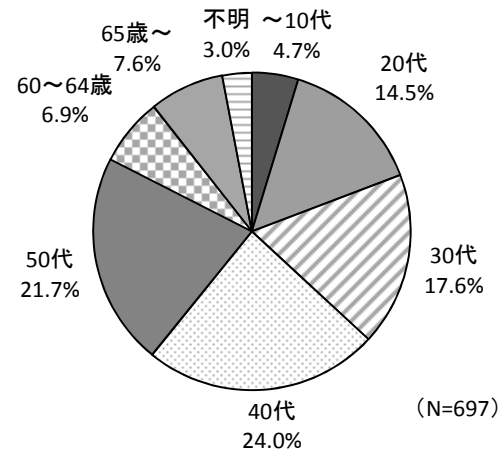
自治体名	人口 (千人)	8月	9月	10月	合計	月間 平均
奈良県奈良市	364	-	16	52	68	34.0
滋賀県東近江市	116	-	-	15	15	15.0
大阪府箕面市	133	7	7	4	18	6.0
兵庫県神戸市	1,555	-	-	2	2	2.0
徳島県	785	5	21	25	51	17.0
山口県	1,447	8	17	19	44	14.7
佐賀県佐賀市	236	-	-	2	2	2.0
熊本県菊池市	51	-	-	9	9	9.0
沖縄県	1,437	31	32	17	80	26.7
合計		174	214	309	697	

(2) 新規相談受付状況

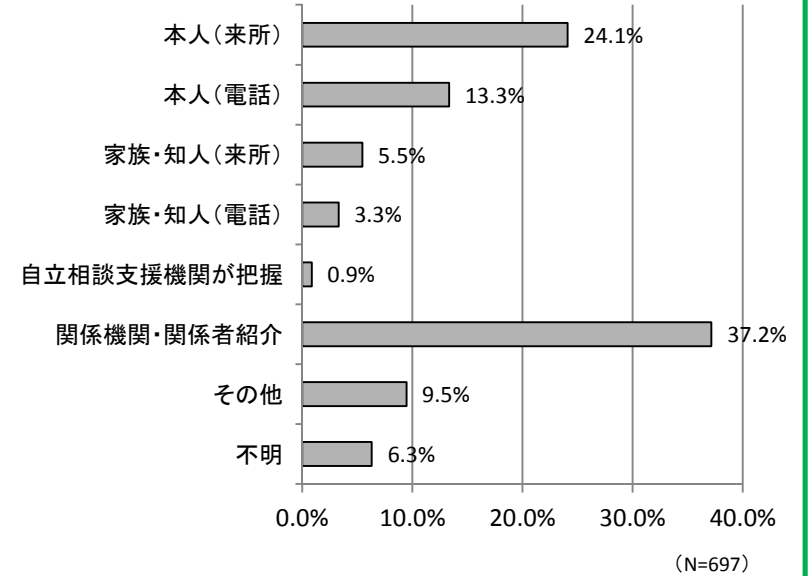
①性別



②年齢



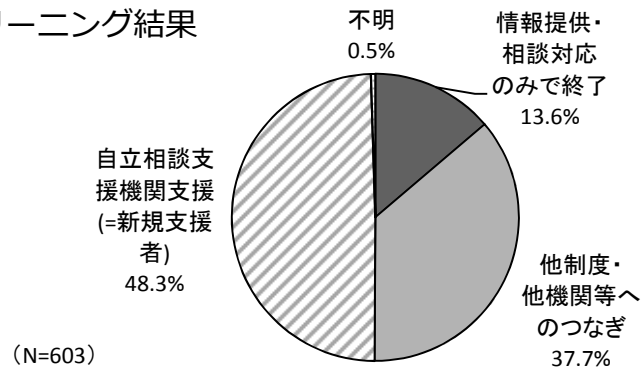
③相談経路（複数回答）



2 スクリーニング実施状況

- スクリーニング（振り分け）の結果、自立相談支援機関において支援を行うこととなったケースが5割弱、他制度・他機関等へつないだケースが4割弱となっている。

(1) スクリーニング結果

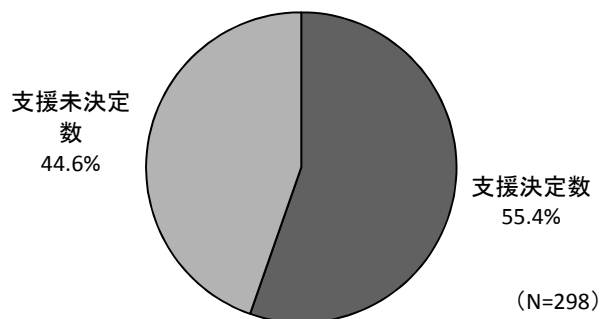


※新規相談受付の697件のうち、スクリーニングに至らなかったケース等を除いた、スクリーニング実施603件についての内訳。

3 支援決定状況

- 8月から10月に新規相談受付したもののうち、約半数が支援決定されており、本人の状況としては経済的困窮だけではなく、就職活動難、病気の割合が高くなっており、同居者がいない者、未婚者がともに5割を超えている。
- また、本人収入がある者が5割を超えているが、そのうち約半数が生活保護による収入となっており、モデル事業において生活保護受給者が一定程度支援を受けていることがうかがえる。
- 就労状況については、求職中のケースが44.6%である一方、無職（求職せず）の層も3割程度おり、離職後2年未満の者、2年以上の者がともに約25%いる。

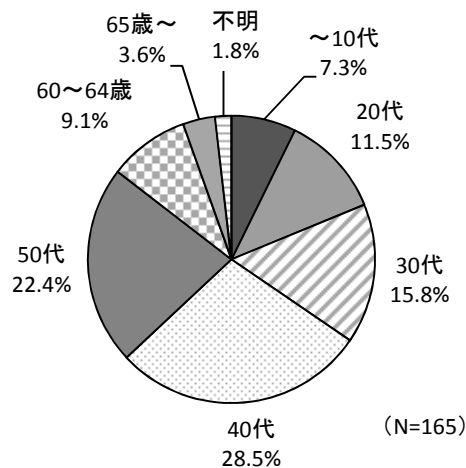
(1) 支援決定（初回プラン）の状況



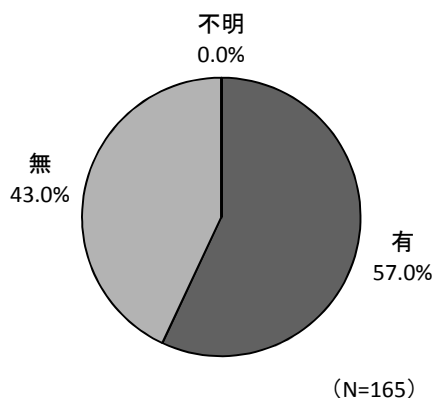
※スクリーニングの結果、自立相談支援機関での支援に至ったケースの内訳。

(2) 支援決定（初回プラン）ケースの状態像

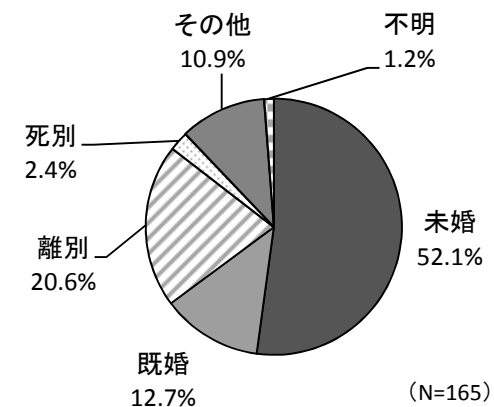
①年齢



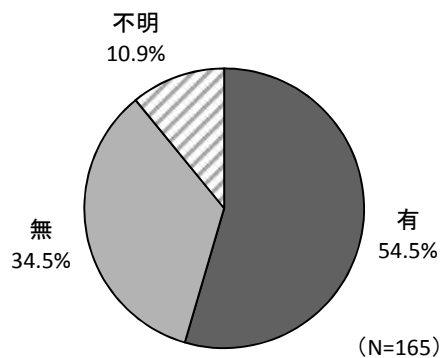
②同居者



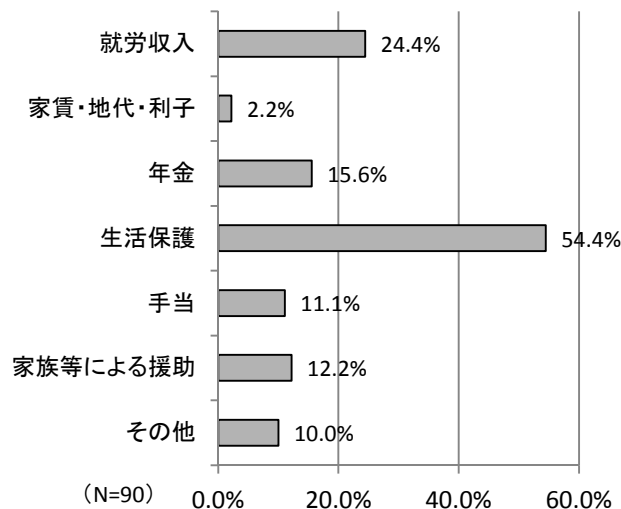
③婚姻



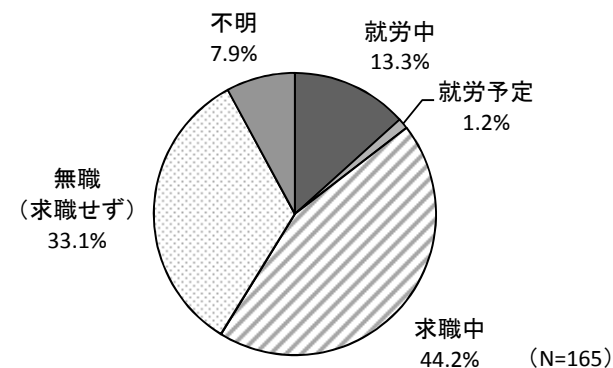
④本人収入



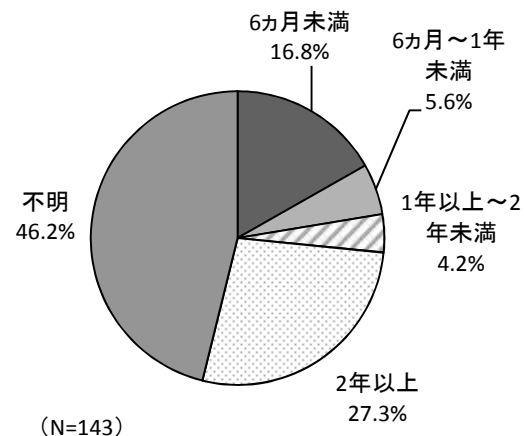
⑤本人収入の内訳 (本人収入有の場合、複数回答)



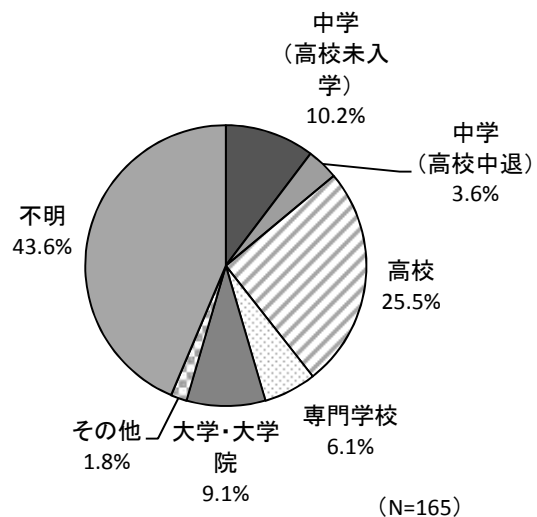
⑥就労状況



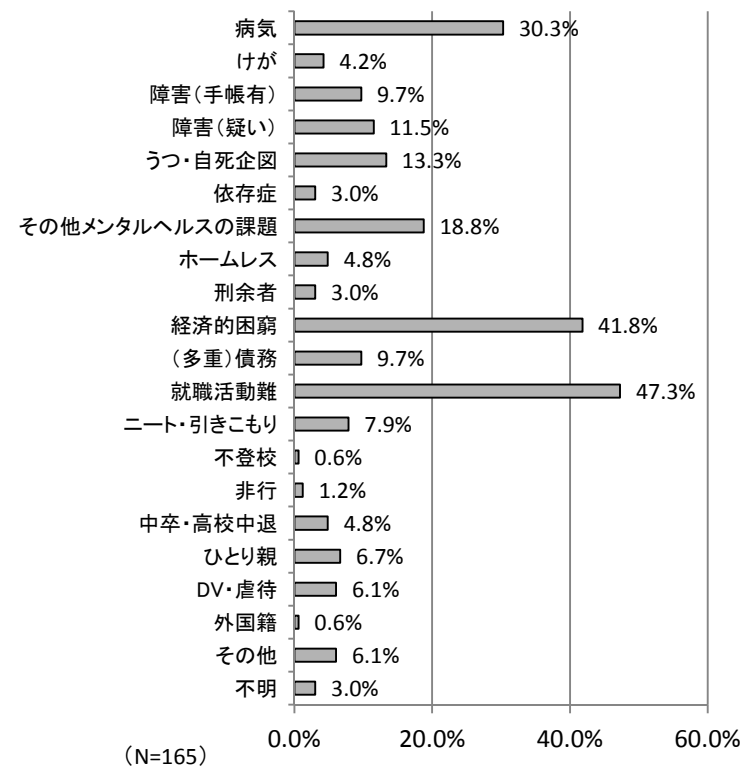
⑦直近の離職後の期間 (就労中除く)



⑧最終学歴



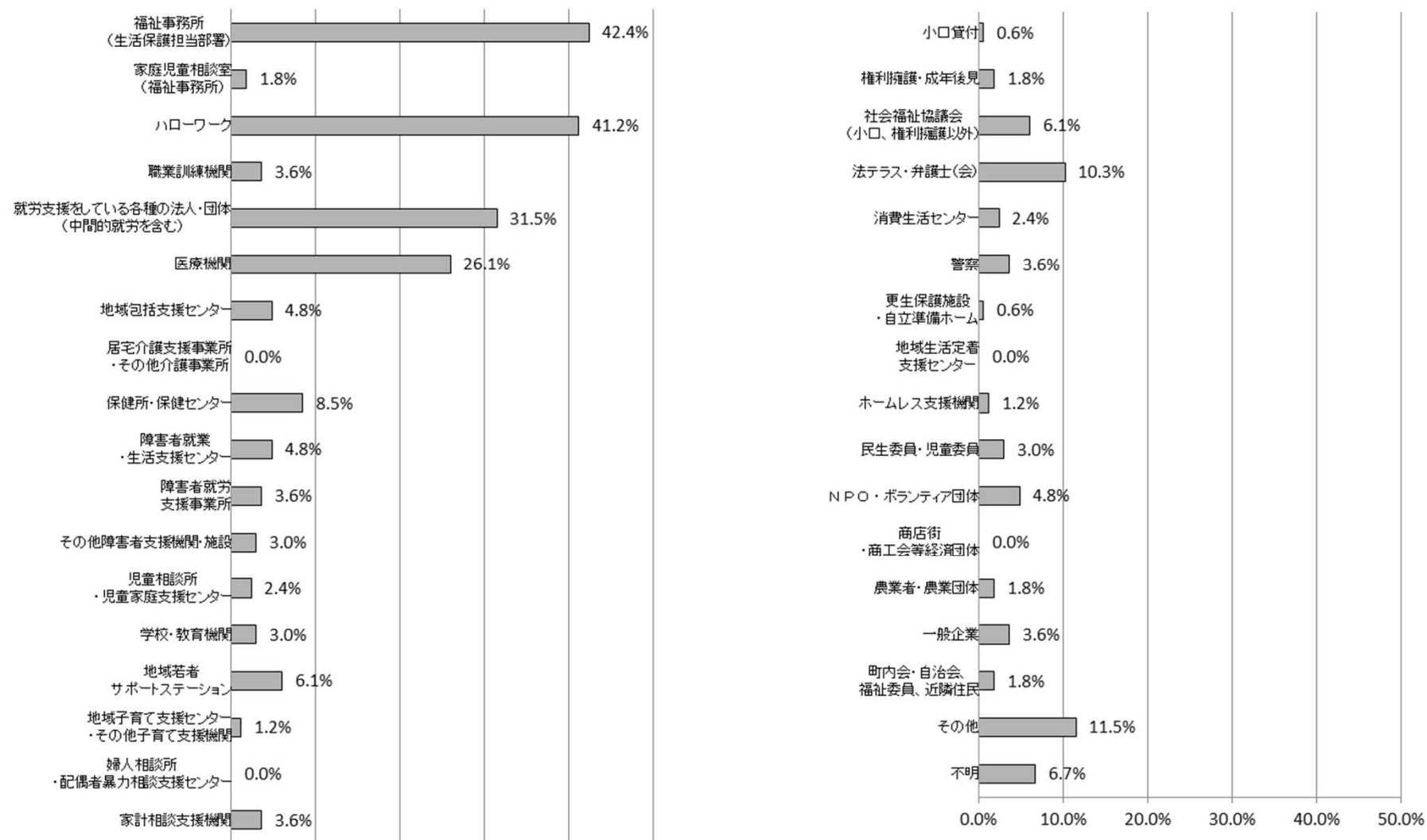
⑨本人の状況 (複数回答)



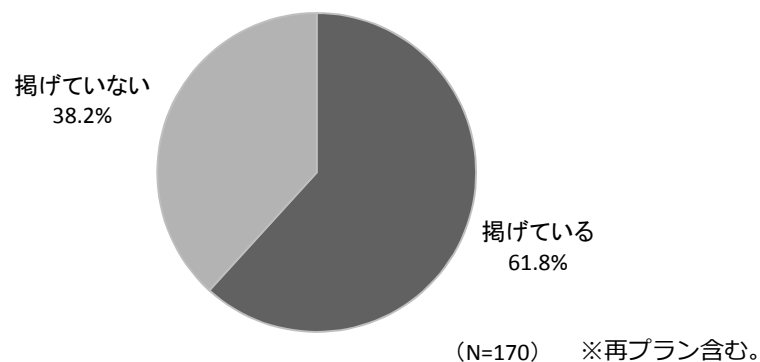
4 プランの内容

- プラン（支援計画）には福祉事務所やハローワークだけではなく、医療機関や地域包括支援センター等の既存の関係機関との連携が見られ、また、公的な機関以外にも、就労支援を行っている法人・団体や、NPO・ボランティア等のインフォーマルな関係者とも協働し、支援が提供されている。また、プランにおいて、一般就労を目標に掲げている割合は6割を超えており、支援内容としては就労準備支援事業が多く利用されている。

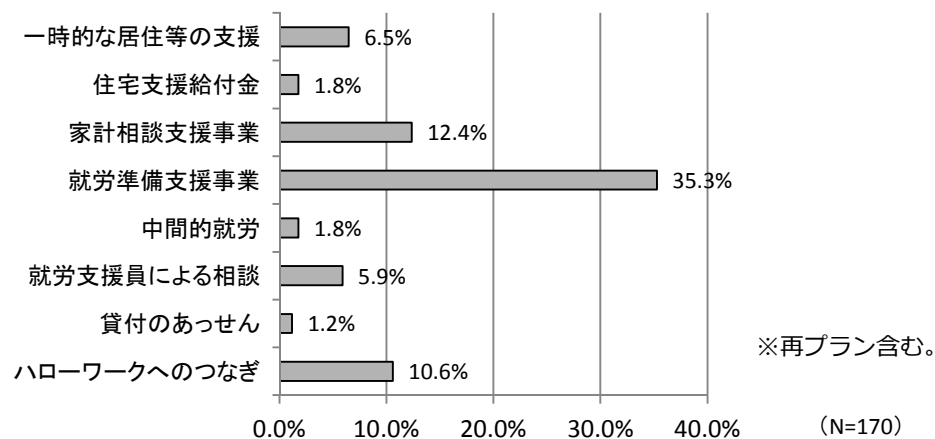
(1) プランに関わる関係機関・関係者（初回プラン）（複数回答）



(2) プラン期間内で一般就労を目標に掲げているか



(3) プランにおける生活支援サービス等利用の状況



5 支援により見られた変化

- 支援が提供されたケースのうち、評価に至った27件について、就労開始（一般就労）したケースが8件あるなど、一定の効果が見られる。
- また、経済的な変化以外にも、自立意欲の向上・改善や生活習慣の改善などが見られる。

(1) 経済的变化（複数回答）

経済的变化	件数	構成比
生活保護適用	3	11.1%
生活保護廃止	2	7.4%
生活保護減額	0	0.0%
就労開始（一般就労）	8	29.6%
就労開始（中間的就労）	0	0.0%
就労収入増加	5	18.5%
就職活動開始	8	29.6%
職業訓練の開始、就学	1	3.7%

(2) 経済的变化以外の変化（複数回答）

その他の変化	件数	構成比
社会参加機会の増加	5	18.5%
健康状態の改善	3	11.1%
生活習慣の改善	6	22.2%
家計の改善	2	7.4%
対人関係・家族関係の改善	5	18.5%
自立意欲の向上・改善	9	33.3%
その他	4	14.8%

※支援を提供したケースのうち、評価に至った27件について、
 (1) は経済的变化が見られた事項、
 (2) はその他の変化が見られた事項の内訳。

「就労準備支援事業」及び「就労訓練事業(中間的就労)の推進」の実施状況に関するアンケート集計結果(抜粋)について

調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業(就労支援に関する研究事業)において、就労準備支援事業及び就労訓練事業(中間的就労)の推進に関するモデル事業の実施状況を把握するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体(68箇所)を対象に実施状況調査を実施。

【実施機関】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

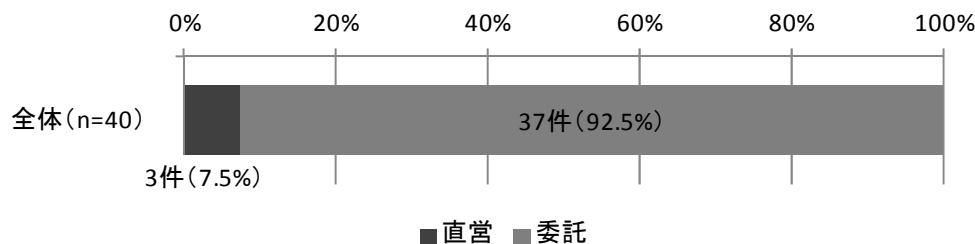
【調査期間】平成25年10月21日～11月1日

【回収状況】54箇所/68箇所(回収率79.5%)

1 実施方法(就労準備支援事業)

- 就労準備支援事業は任意事業ではあるが、68のモデル事業実施自治体の半数以上(38(56%))が実施。なお、その実施方法は、社会福祉協議会や社会福祉法人などに対する委託する割合が非常に高くなっている(92.5%)。
- 生活困窮者支援においては可能な限り就労による自立を目指すべきであり、モデル事業実施自治体においても同じ認識の下、熱心に就労支援に取り組んでいただいております、引き続き積極的な取組が期待される。

(1) 就労準備支援事業の実施方法



(2) 委託先

	回答数	割合
社会福祉協議会	9	24.30%
社会福祉法人	4	10.80%
NPO	8	21.60%
民間法人	3	8.10%
未定	8	21.60%
その他	5	13.50%
合計	37	100.00%

2 委託先以外の協力先（就労準備支援事業）

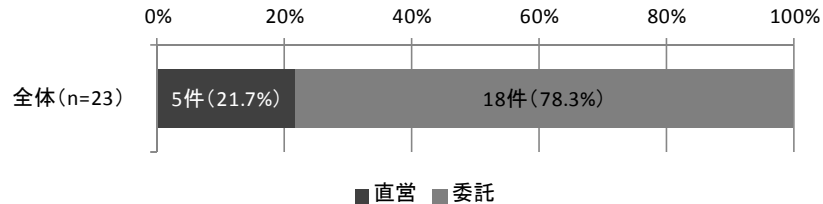
- 就労準備支援事業を含め、就労支援を実施する上でのポイントは、関係機関や民間の一般事業所の協力を得ることである。モデル事業実施自治体では、ハローワークをはじめ地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携するほか、高齢者福祉施設や農園、パン屋、カフェなどの事業所に就労体験の受け入れ先として協力をいただいているケースが多い。

都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	協力の具体的内容	都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	協力の具体的内容	
千葉県	柏市	柏市全域	NPO法人ワーカーズコープ	福祉施設への就労体験の受け入れ	大分県	大分県	東部圏域	(社福)大分県社会福祉事業団	障がい者への就労訓練への協力	
神奈川県	相模原市	相模原市南区	各地域資源	個別に開拓				(社福)陽谷福祉会	高齢者施設での就労体験	
新潟県	新潟県	長岡	NPO法人地域循環ネットワーク	就労体験の受け入れ(学校給食残渣の回収→家畜飼料に再利用)		臼杵市	臼杵市	NPO法人ワーカーズコープ	サボステを活用した若者の自立・就労支援	
岐阜県	岐阜県	岐阜県全域	岐阜県パーソナル・サポート・センター	履歴書、職務経歴書の記入指導 ・模擬面接 ・コミュニケーション練習、ソーシャルスキルや就労意欲の向上を目的としたグループワーク等	沖縄県	沖縄県	南部・宮古・八重山圏域	沖縄労働局、ハローワーク(グジョブセンターおきなわ内・外)	職業紹介、訓練、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、支援調整会議等	
			岐阜県総合人材チャレンジセンター	履歴書、職務経歴書の記入指導 ・模擬面接 ・コミュニケーション練習、ソーシャルスキルや就労意欲の向上を目的としたグループワーク等				就職・生活支援パーソナル・サポート・センター南部事務所(沖縄振興特別推進交付金による就労サポートセンター(労協自主事業))	公的機関が行っていない訓練・セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、企業実習、支援調整会議等	
三重県	名張市	名張市	サンド	挨拶や履歴書の書き方等の指導				那覇市就職・生活支援バックアップセンター【住宅支援給付事業】(主管課:那覇市保健管)	セミナーと個別支援(履歴書添削、自己分析等)	
京都府	京都府	南部	京都ジョブパーク	セミナー参加者の募集				那覇市保護管理課自立支援班	個別支援(履歴書添削、自己分析等)	
		北部	京都ジョブパーク	セミナー参加者の募集				なはし就職なんでも相談センター(主管課:那覇市商工農水課)	セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)	
	京丹後市	京丹後市全域	NPO法人ワーカーズコープ	就労に関するセミナーのみの委託				若者サポートステーションなは(主管課:沖縄県商工労働部労政能力開発課)	若年者ジョブトレ、個別支援(履歴書添削、自己分析等)	
			社会福祉協議会	デイサービスの就労体験受け入れ				沖縄県キャリアセンター(主管課:沖縄県商工労働部雇用政策課)	セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)	
兵庫県	神戸市	神戸市	社会福祉法人よさのうみ福祉会	就労に関するセミナーのみの委託			北部・中部圏域	ハローワーク	職業紹介、訓練、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、支援調整会議等	
			農園	農業の就労体験の受け入れ					就職・生活支援パーソナル・サポート・センター中部事務所(沖縄振興特別推進交付金によるパーソナル・サポート事業[主管課:沖縄県商工労働部雇用政策課、委託先:(公財)沖縄県労協])	公的機関が行っていない訓練・セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、企業実習、支援調整会議等
			手作りパンの店ピノキオ	就労体験の受け入れ						
			須磨浦ゴーゴーズカフェ	就労体験の受け入れ						
			須磨荘シーパル須磨	就労体験の受け入れ						
島根県	島根県	松江市	福原製麺所	就労体験の受け入れ						
			有限会社富士商会	就労体験の受け入れ						
徳島県	徳島県	県内全市町村	NPO法人ユースネットしまね	居場所づくり。						
熊本県	菊池市	菊池圏域	フードバンクとくしま	就労体験・訓練、ボランティア活動						
			リサイクルショップaya	就労訓練の受け入れ						
			社会福祉法人菊愛会	高齢者福祉施設への就労体験の受け入れ						
			社会福祉法人	障がい者福祉施設への就労体験の受け入れ						

3 実施方法（就労訓練事業（中間的就労）の推進）

- 就労訓練事業（中間的就労）の推進については、68のモデル事業実施自治体のうち23（34%）が実施。その実施方法については、社会福祉協議会やNPO法人などに対して委託しているケースが多い（78.3%）。

(1) 就労訓練事業（中間的就労）の推進の実施方法



(2) 委託先

	回答数	割合
社会福祉協議会	6	33.30%
NPO	4	22.20%
民間法人	2	11.10%
未定	4	22.20%
その他	2	11.10%
合計	18	100.00%

4 取り組んでいる団体・組織・内容（就労訓練事業（中間的就労）の推進）

- リサイクルショップ、食堂、農業、高齢者施設など、中間的就労を受け入れている事業所は様々であるが、法人格をみると社会福祉法人やNPO法人が多い。生活困窮者に対する就労支援の一環として、中間的就労の利用の場を提供することは重要であり、法の施行に向け、地域において受け皿の確保が必要。

都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	就労訓練事業(中間的就労)の具体的内容
北海道	札幌市	厚別区	なんもさミディアム	リサイクルショップ、食堂、清掃
			札幌市福祉生活支援センター	協力企業への受入打診(ハウスクリーニング、データ入力など)
		豊平区	なんもさミディアム	リサイクルショップ、食堂、清掃
			札幌市福祉生活支援センター	協力企業への受入打診(ハウスクリーニング、データ入力など)
千葉県	千葉市	中央区	社会福祉法人生活クラブ	施設内の環境整備、福祉用具管理等
	佐倉市	佐倉市	社会福祉法人生活クラブ	就労訓練事業、支援員養成講座
岐阜県	岐阜県	岐阜県全域	NPO法人 チュラサンガ	・就農(仲間で農作し収穫し、仲間で収益を分け合う)
			NPO法人 仕事工房ポポロ	・古紙回収 等・販促品の包装作業等・農業体験
			NPO法人 コミュニティサポートスクエア	・法人経営喫茶へのインターン就労
			りあらいず和	・A型就労作業所での就労(サービス外)
			上石津木の駅プロジェクト	・間伐材の薪割作業

都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	就労訓練事業(中間的就労)の具体的内容
三重県	名張市	名張市	NPO法人アガベの家	農業
			名張市立病院 保育所運営協議会	環境整備
京都府	京丹後市	京丹後市全域	未定	京丹後市において、どのような中間的就労ができるかの調査研究及び啓発事業を委託
島根県	島根県	松江市	社会福祉法人しらゆり会	施設への就労体験の受け入れ(検討中)
徳島県	徳島県	徳島県	徳島県労働者福祉協議会	のんびり茶屋、フードバンクとくしま
大分県	臼杵市	臼杵市	ワーカーズコープ	サボステを活用した若者の自立・就労支援

生活困窮者自立促進支援モデル事業実施状況調査集計結果 (家計相談支援事業)(抜粋)について

調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業（家計相談支援に関する調査・研究事業）において、家計相談支援機関の設置・運営指針を作成するため、モデル事業を実施する自治体（68箇所）を対象に実施状況調査を実施。

【実施機関】 株式会社日本総合研究所

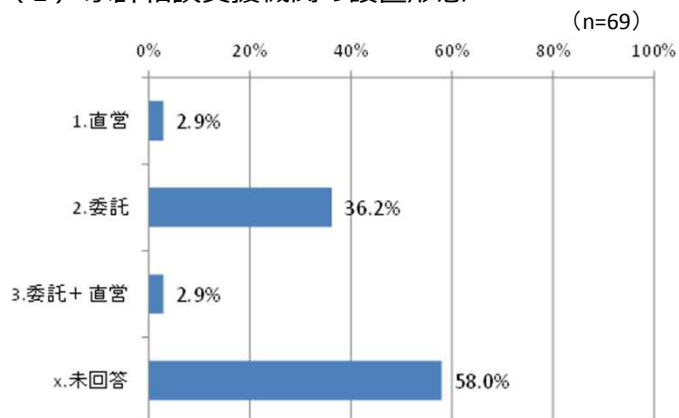
【調査期間】 平成25年10月21日～11月1日

【回収状況】 56 / 68自治体（回収率82.4%）

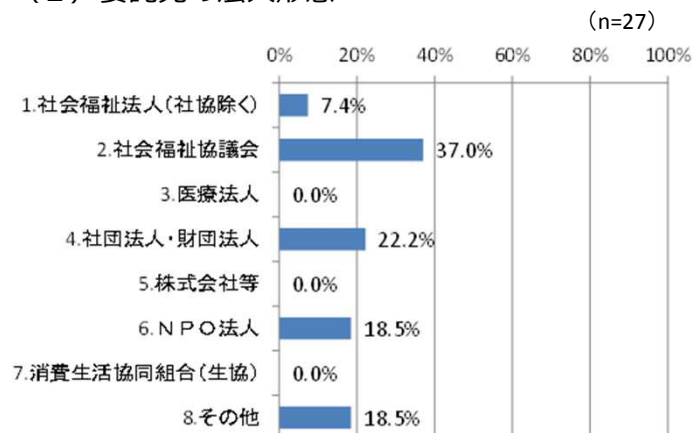
1 実施形態

- 家計相談支援事業を実施しない自治体も調査対象としているため、「未回答」の割合が高くなっているが、実施自治体についてみると、委託（委託+直営含む）による設置が多数を占め、委託先は社会福祉協議会の割合が最も高い。
- また、自立相談支援機関に併設して家計相談支援機関を設置する自治体が多く、今後、これらの事業の役割分担を整理していくことが必要である。

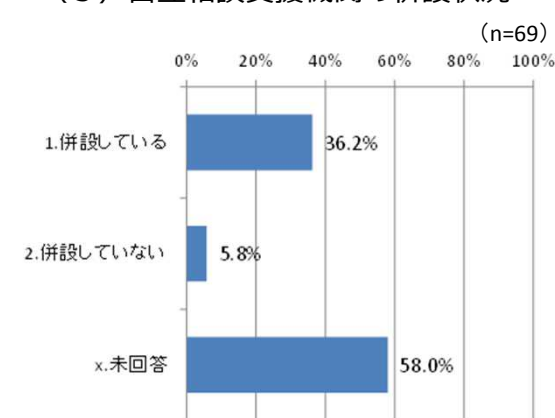
(1) 家計相談支援機関の設置形態



(2) 委託先の法人形態



(3) 自立相談支援機関の併設状況



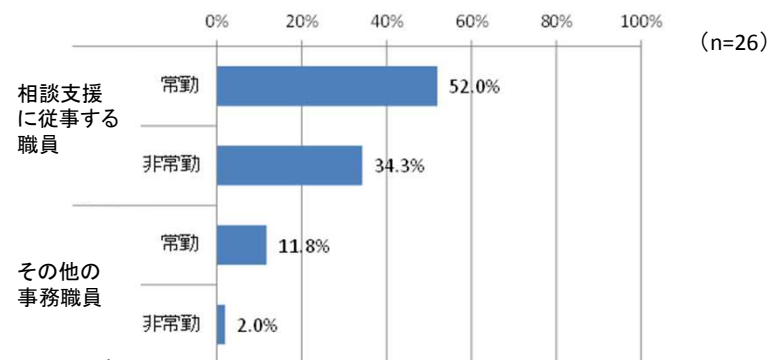
2 職員配置

- 自立相談支援事業との兼務職員を含むため、特に県内全体を対象とする場合は配置職員の総人数が10名を超える自治体も見られるが、1～2人程度の自治体の割合が多い。
- また、職員の保有資格についてみると、ファイナンシャルプランナーや社会福祉士・社会福祉主事の資格を保有する者が多く配置されている。

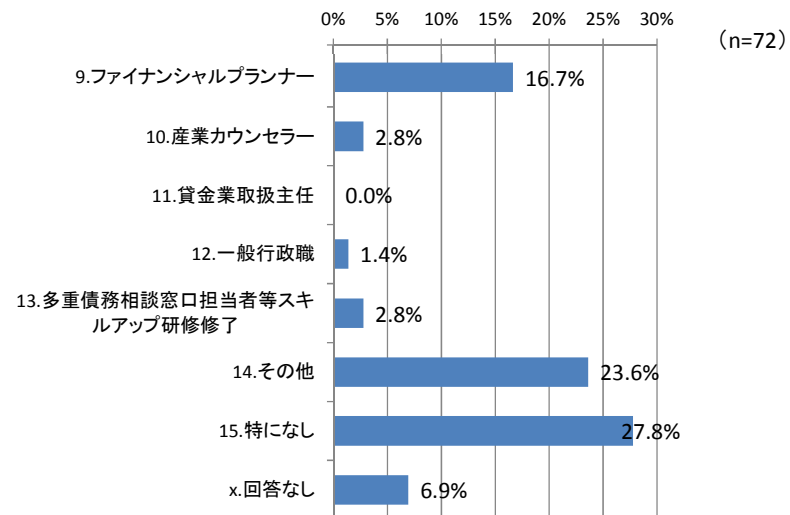
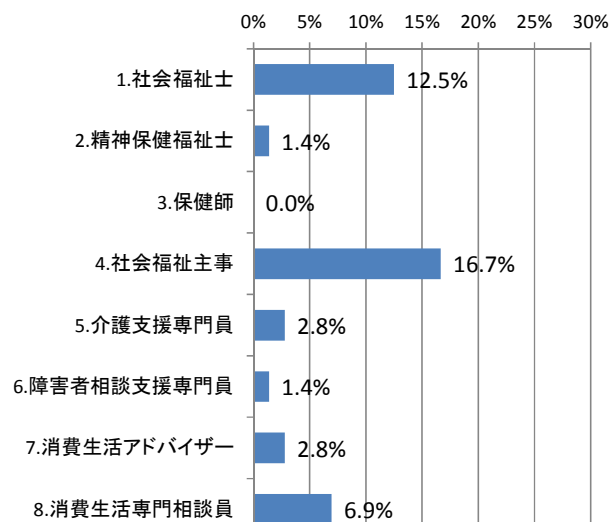
(1) 家計相談支援機関の職員配置予定（総人数）

配置予定人数	圏域数	構成比
1人	7	26.9%
2人	5	19.2%
3人	4	15.4%
4人	3	11.5%
5人	3	11.5%
6人	2	7.7%
11人	1	3.8%
23人	1	3.8%
全体	26	100.0%

(2) 家計相談支援機関の職員配置予定（内訳）



(3) 家計相談支援に従事する職員の保有資格等



子ども・若者の生活困窮支援に関する取組実態調査(抜粋)について

調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業（子ども・若者の生活困窮者支援に関する研究事業）において、子どもの貧困の連鎖を防止するための施策のあり方を研究するため、全国1742市区町村を対象に実態調査を実施。

【実施機関】 国立大学法人東京学芸大学

【調査期間】 平成25年10月～11月

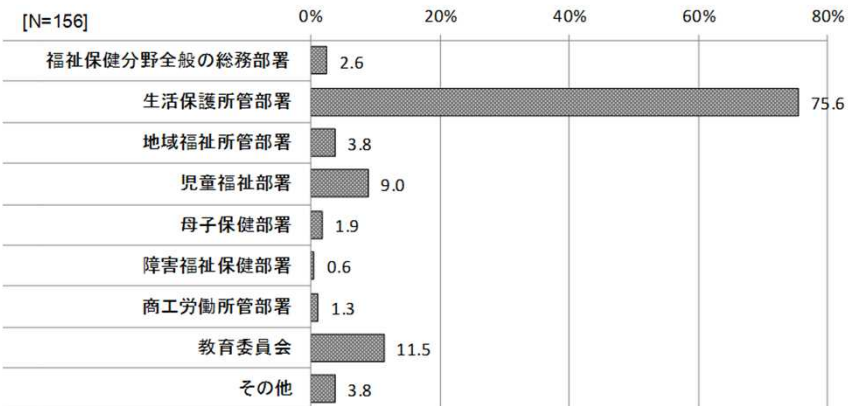
【回収状況】 1016箇所／1742箇所（回収率58.3%）

- ※ 本調査は全国の自治体における悉皆調査であり、平成25年度生活困窮者自立促進支援モデル事業（学習支援事業実施の17自治体）及び生活保護世帯の子ども等の健全育成支援事業（94自治体、中学1～3年生を対象に実施）も内数に含まれる。

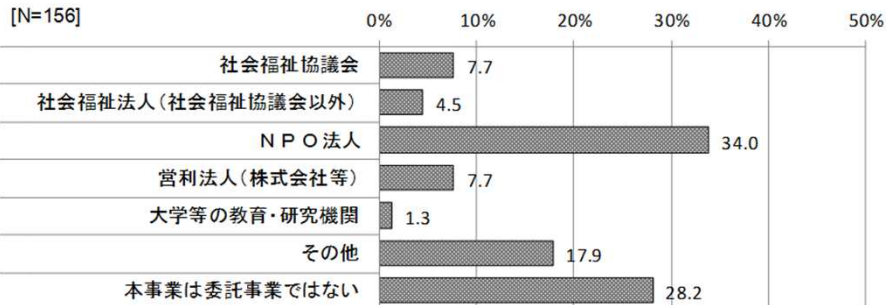
1 実施形態

- 事業の所管部署については、生活保護担当部署が最も多く75.6%、次いで教育委員会が11.5%、児童福祉部署が9%となっている。
- 事業の実施主体は、市区町村がもっとも多く85.9%、次いで都道府県が14.1%である。
- 事業の委託先は、NPO法人への委託が34%で最も多く、その他（社団法人、財団法人、学校法人等）が約18%となっており、委託事業でない割合が約28%である。
- 学習支援を行うスタッフは、有資格者は少なく、雇用関係がなく交通費等のみ支弁している場合が多い。
- スタッフに対する研修については、特に実施していない割合が最も多いが、研修を実施している場合には、実際の学習支援に携わる中でOJTで知識・スキルを習得させている割合、OJT以外に研修を実施している割合が一定程度ある。
- 事業の実施場所は、一時開設する場所として公民館、生涯学習センター等が多く、次いで児童養護施設、特別養護老人ホーム等が多い。常時開設する場所としては、NPOや企業等の施設が多い。

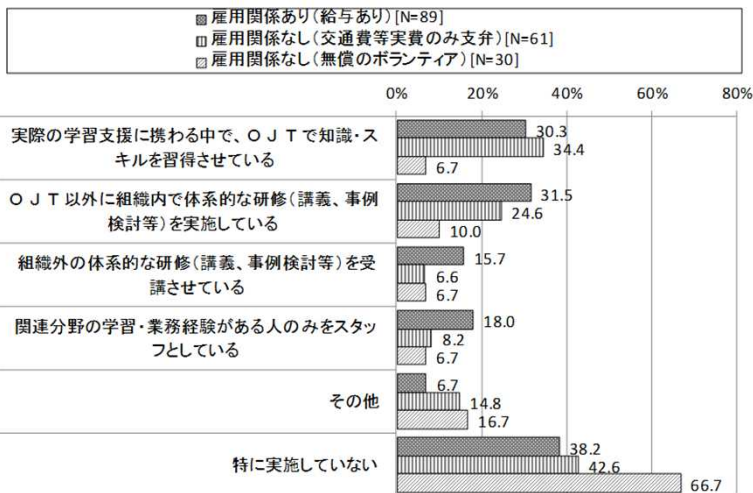
(1) 所管部署



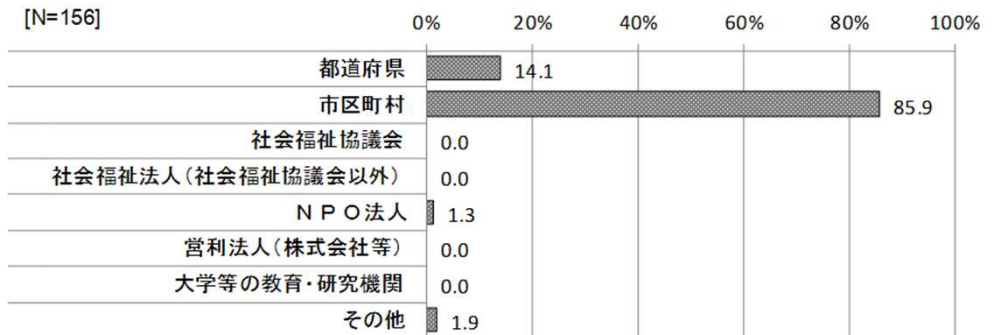
(3) 委託先



(5) スタッフに対する研修



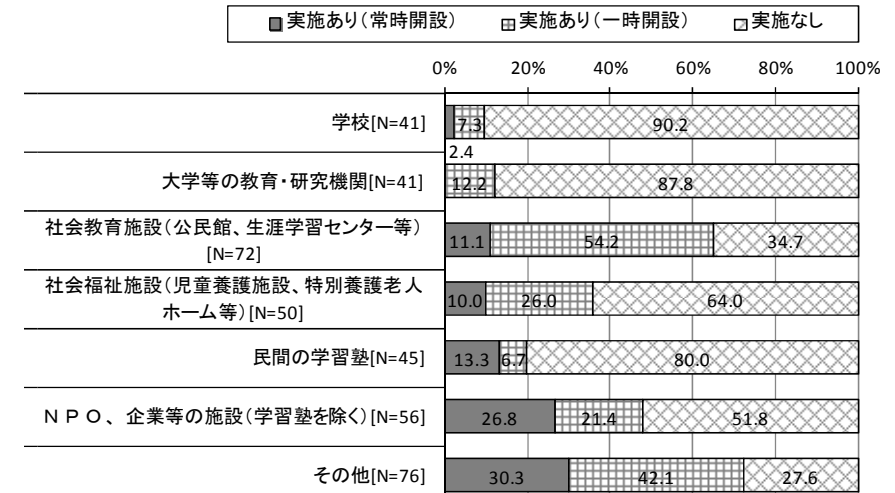
(2) 実施主体



(4) 学習支援スタッフ(1事業あたり平均人数)

雇用関係	教諭(養護教諭含む)、保育士	医師、保健師、看護師	臨床心理士、児童心理司(類似資格含む)	社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉士	その他	資格なし
雇用関係あり(給与あり)	3人	0人	0人	0人	4人	3人
雇用関係なし(交通費等実費のみ支弁)	1人	0人	0人	0人	8人	19人
雇用関係なし(無償のボランティア)	0人	0人	0人	0人	2人	4人

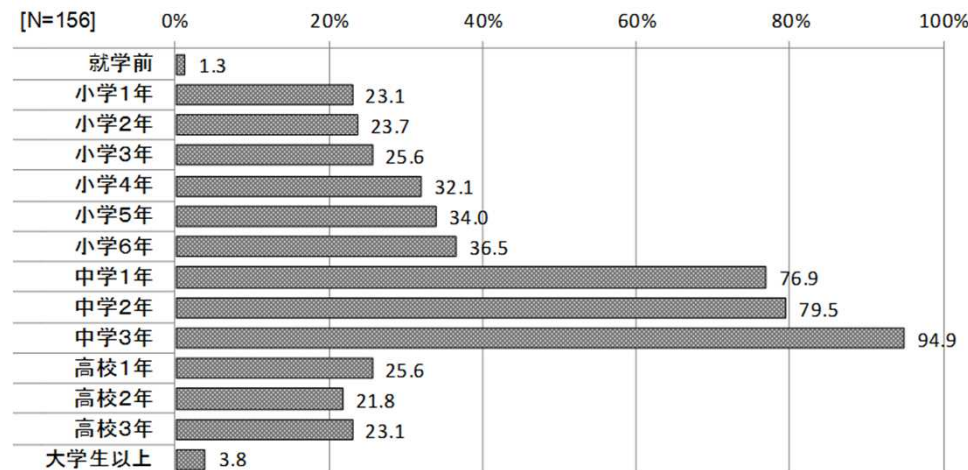
(6) 実施場所



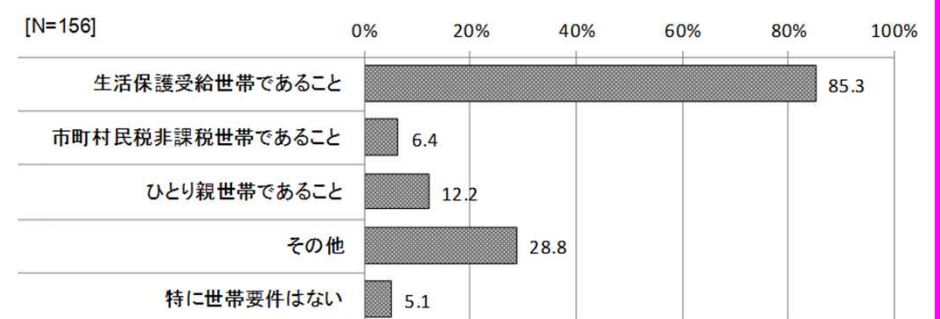
2 支援対象者

- 事業の対象となる子どもの学年は、中学3年生が約95%で最も多いが、中学1年生、中学2年生が8割弱で、主に中学生が対象となっている。
- 世帯要件は、生活保護受給世帯であることがもっとも多く85.3%、次いでひとり親世帯であることが12.2%、市町村民税非課税世帯であることが6.4%である。なお、その他としては、生活保護受給世帯に準ずること、定性的に生活困窮が認められる世帯であること等が挙げられている。
- 居住地要件は、事業実施拠点が存在する市区町村内とする自治体が多く、小学校、中学校区内としているところもみられる。
- 対象者数は、21～50人がもっとも多く30.5%、次いで1～20人が28.4%であり、うち生活保護受給世帯の子どもの人数については、1～20人がもっとも多く38.336.7%、次いで21～50人が32.0%となっている。

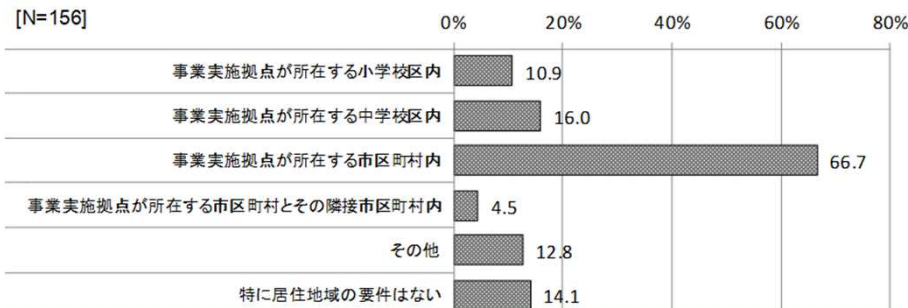
(1) 対象となる子どもの学年



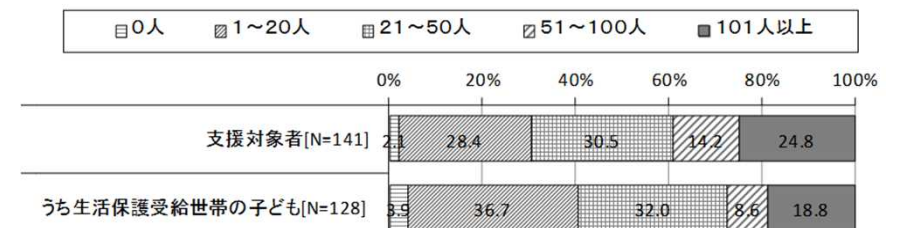
(2) 世帯要件



(3) 居住地要件



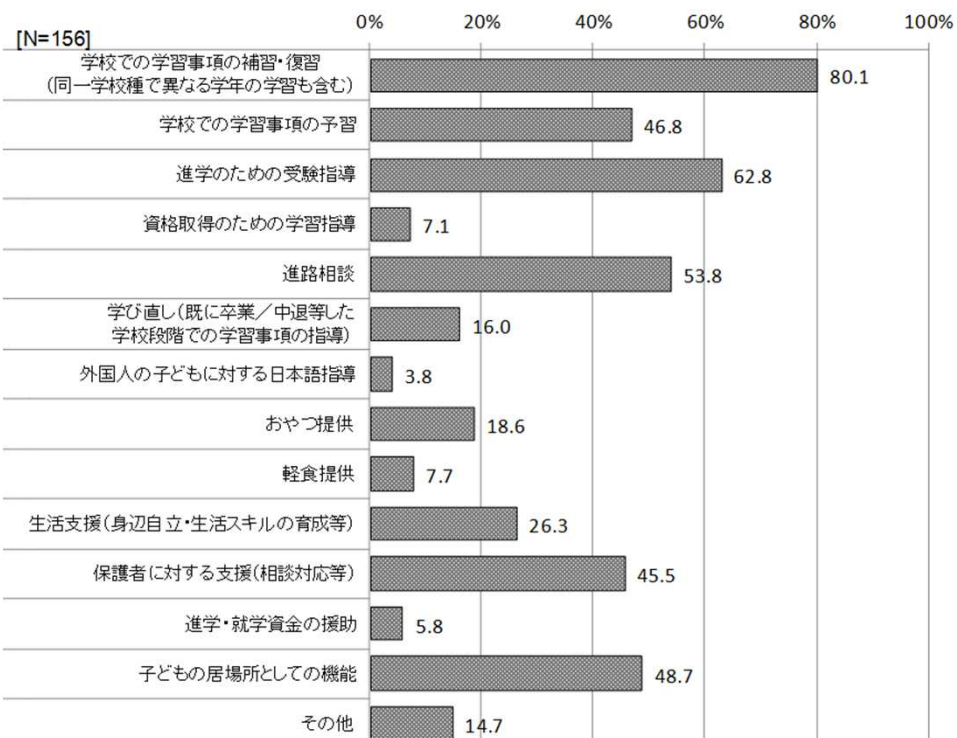
(4) 対象者数



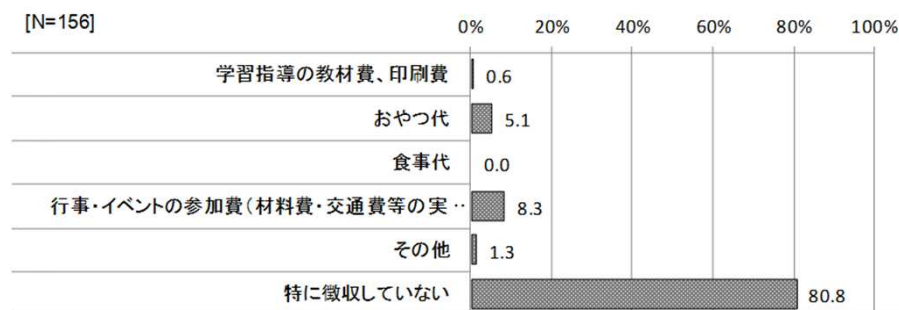
3 事業内容

- 事業の内容としては、学校での学習事項の補習、復習が8割以上、次いで進学受験指導や進路相談が多くなっている。
- 事業実施に当たり、8割以上の自治体で利用料は徴収していないが、おやつ代や行事・イベント等の参加費などの実費については徴収している例がある。
- 事業への参画を促す方法については、生活保護のケースワーカーが声をかけている例が約8割を占めている。次いで、案内のハガキ等を個別送付している（25.6%）、学校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が声をかけている（18.6%）となっている。なお、その他としては、相談員・支援員による声かけ、学校での案内状配布、メールマガジンによる周知等がある。
- 一年間の事業費については、500～1000万円未満が23.9%と最も多く、次いで1～100万円未満及び1000万円以上が17.7%である。そのうち自治体負担額は、0円が68.3%と最も多く、次いで1～100万円が13.5%である。活用している国の事業としては、セーフティネット補助金、要保護児童生徒援助費補助金、ひとり親家庭生活支援事業等が挙げられ、国負担額は500～1000万円未満が21.5%と最も多く、次いで1～100万円が20.4%である。

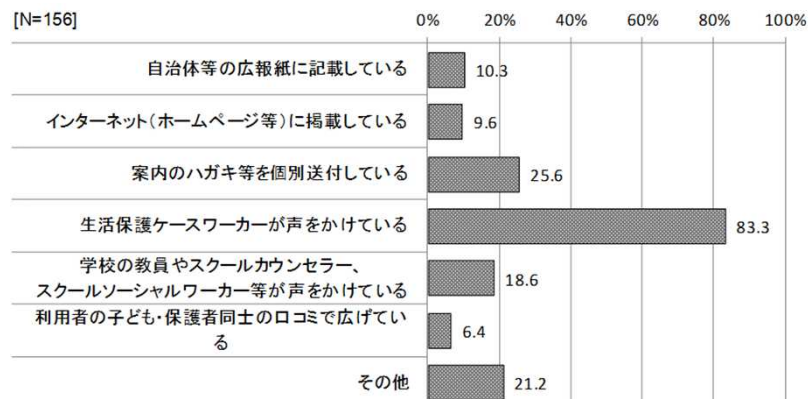
(1) 事業内容



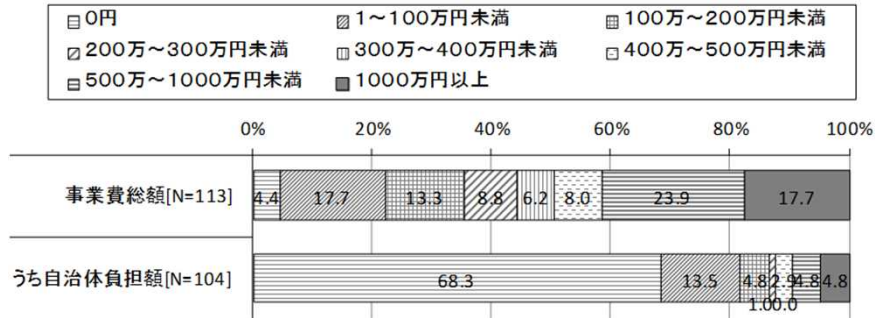
(2) 利用料の徴収



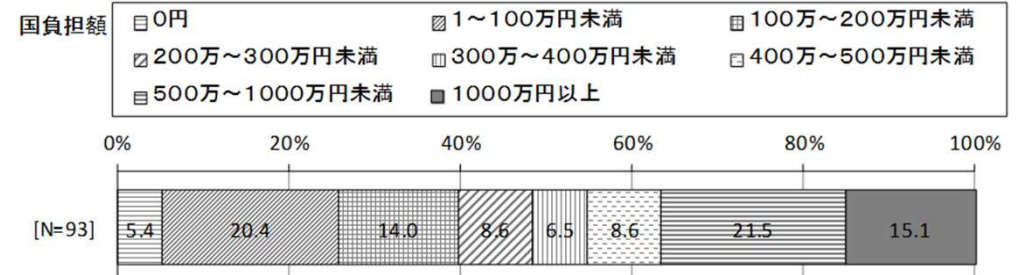
(3) 参画促進の方法



(4) 1年間の事業費



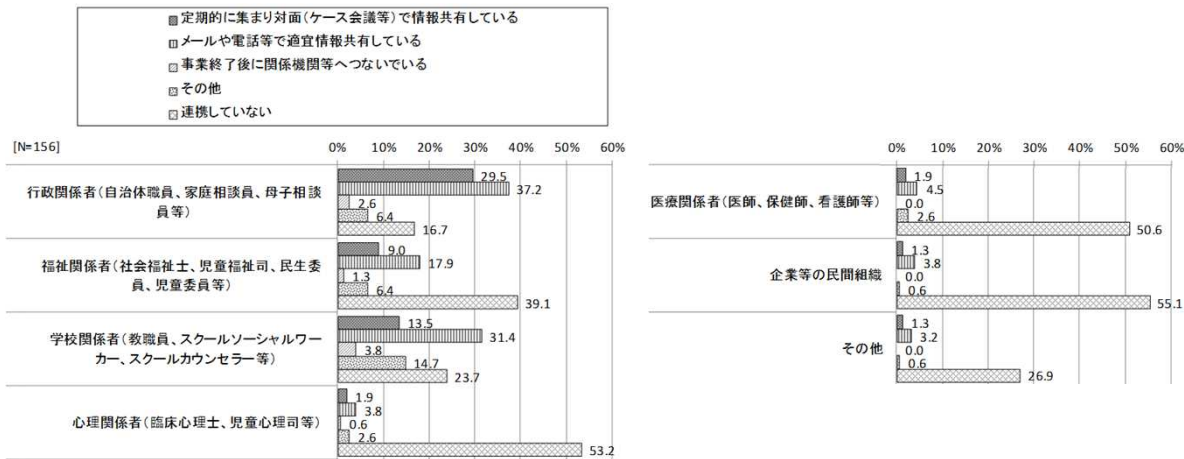
(5) 国庫負担額



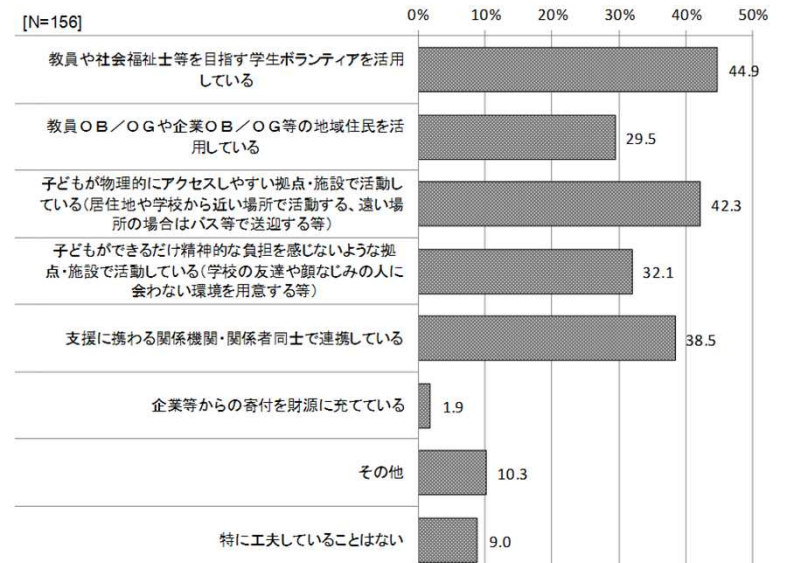
4 その他

- 関係者との連携状況については、行政関係者（自治体職員、家庭相談員、母子相談員等）とは、メールや電話等で適宜情報共有している割合がもっとも多く37.2%、次いで定期的に集まり対面（ケース会議等）で情報共有されている割合が多い。
- 事業実施体制について工夫していることについては、教員や社会福祉士等を目指す学生ボランティアを活用している割合が44.9%でもっとも多く、次いで子どもが物理的にアクセスしやすい拠点・施設で活動している割合が42.3%、支援に携わる関係機関・関係者同士で連携しているが38.5%である。

(1) 関係者との連携状況



(2) 事業実施体制について工夫していること



(参考7)モデル事業実施自治体の具体的取組事例

【野洲市】市民相談総合推進委員会設置要綱(抄)

(協議事項)

第2条 委員会は、市民相談に関する次に掲げる事項について協議する。

- (1) 問題の解決のためのネットワーク形成及び具体的な対応策に関すること。
- (2) 啓発活動に関すること。
- (3) 委員の知識習得、相談対応、支援策等の技術向上に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、問題解決のために必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、市民部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部市民生活相談課において処理する。

別表(第3条関係)

政策調整部 企画調整課職員

総務部 人事課職員

総務部 人権施策推進課職員

総務部 人権センター職員

総務部 野洲地域総合センター職員

総務部 市民交流センター職員

総務部 税務課職員

市民部 生活安全課職員

市民部 協働推進課職員

市民部 市民生活相談課職員

健康福祉部 社会福祉課職員

健康福祉部 障がい者自立支援課職員

健康福祉部 地域生活支援室職員

健康福祉部 こども課職員

健康福祉部 子育て家庭支援課職員

健康福祉部 家庭児童相談室職員

健康福祉部 高齢福祉課職員

健康福祉部 健康推進課職員

健康福祉部 保険年金課職員

都市建設部 住宅課職員

環境経済部 環境課職員

環境経済部 商工観光課職員

環境経済部 上下水道課職員

教育委員会 教育総務課職員

教育委員会 学校教育課職員

教育委員会 人権教育課職員

教育委員会 生涯学習スポーツ課職員

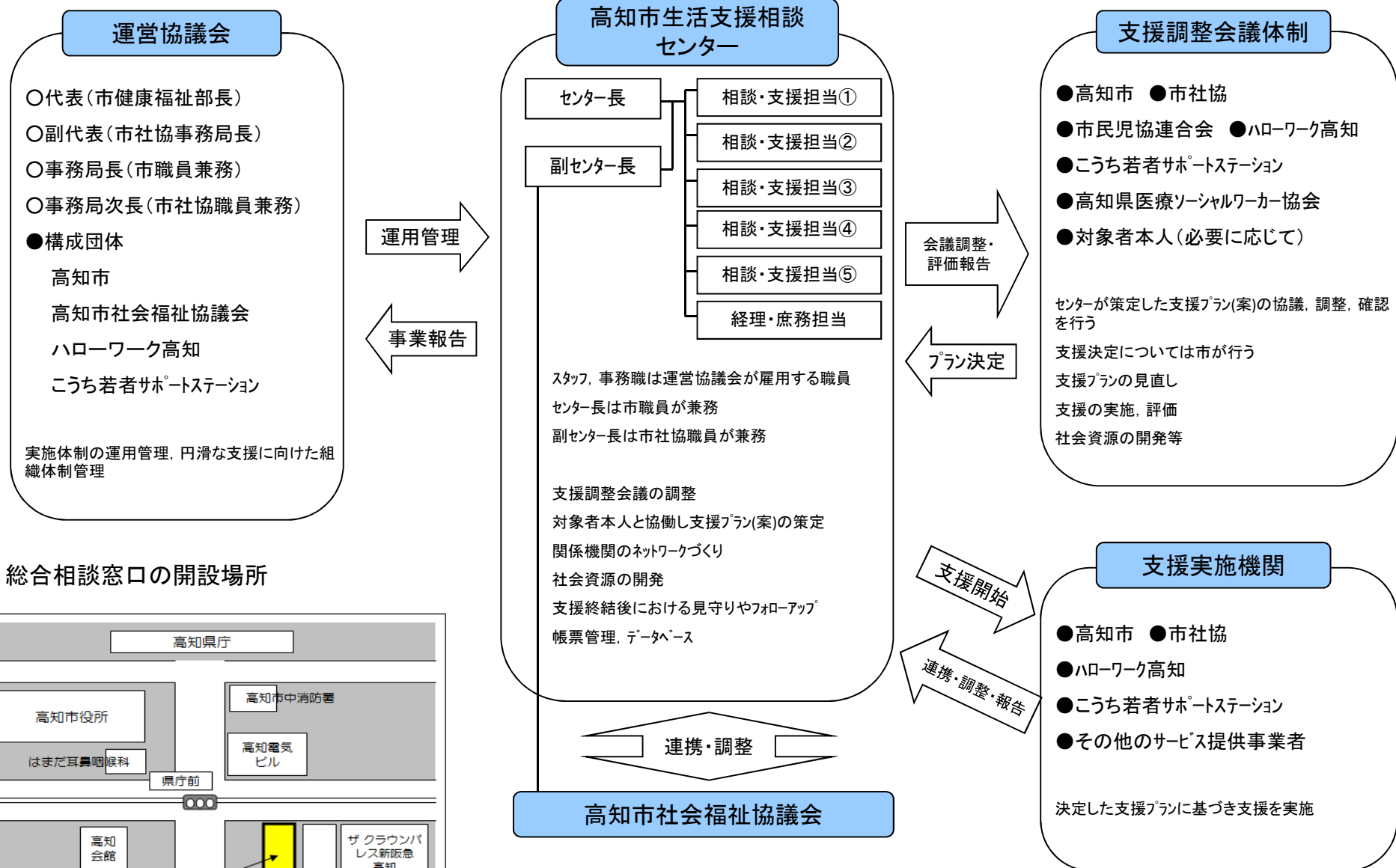
野洲市地域包括支援センター職員

野洲市子育て支援センター職員

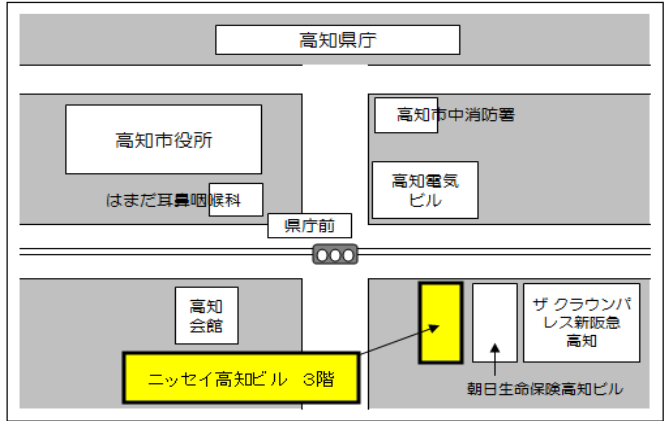
ふれあい教育相談センター職員

野洲市発達支援センター職員

【高知市】総合相談窓口の運営体制



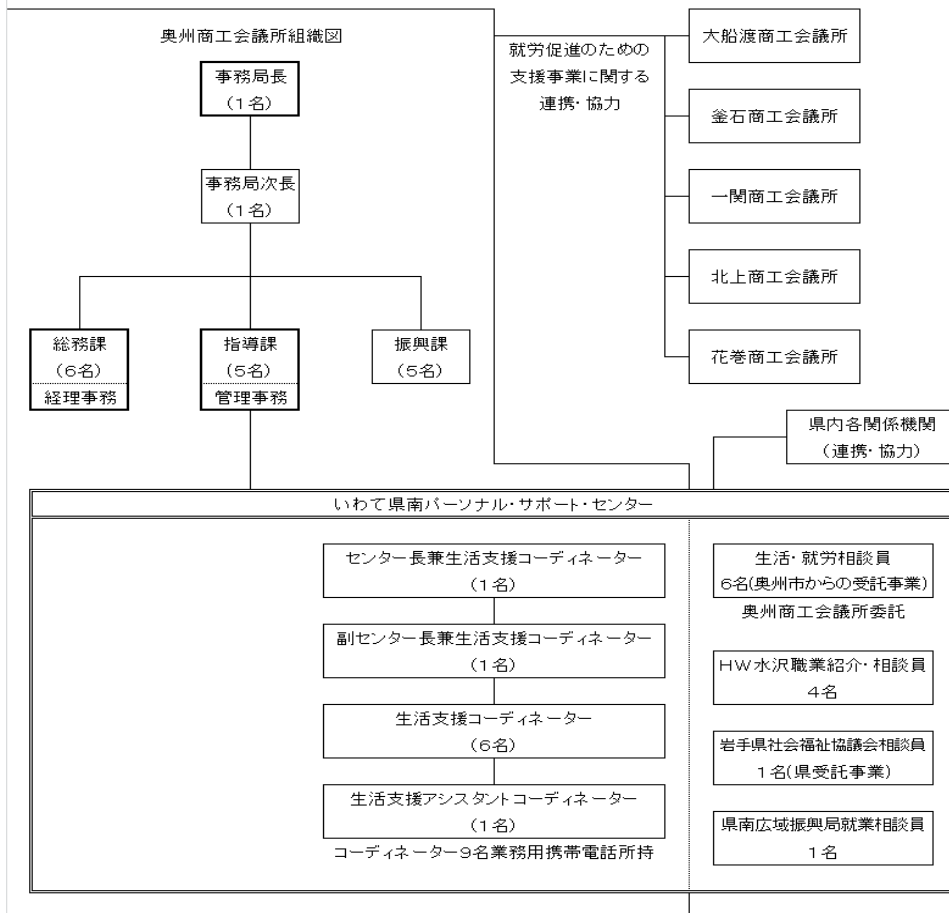
○ 総合相談窓口の開設場所



【岩手県】いわてパーソナル・サポート・センターの体制図

- 自立相談支援事業を奥州商工会議所に委託。※奥州商工会議所はこれまでパーソナル・サポート・サービス事業を実施してきた実績をもつ。
- 県とハローワーク（HW）との一体的実施の協定締結、奥州市の緊急雇用創出事業の活用など、既存の取組とモデル事業との連携を図っており、センター内には自立相談支援事業の相談支援員のほか、HWや社会福祉協議会の職員も配置。これにより、生活や就労に関する相談を包括的にコーディネート。

奥州商工会議所組織図



センター内レイアウト



○相談支援員等の職員については、社会福祉士、介護福祉士、保健師、看護師、衛生管理者、キャリアカウンセラー、キャリアコンサルタント、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーなどの有資格者を配置している。

【沖縄県】平成25年度沖縄県生活困窮者自立促進支援モデル事業の概要

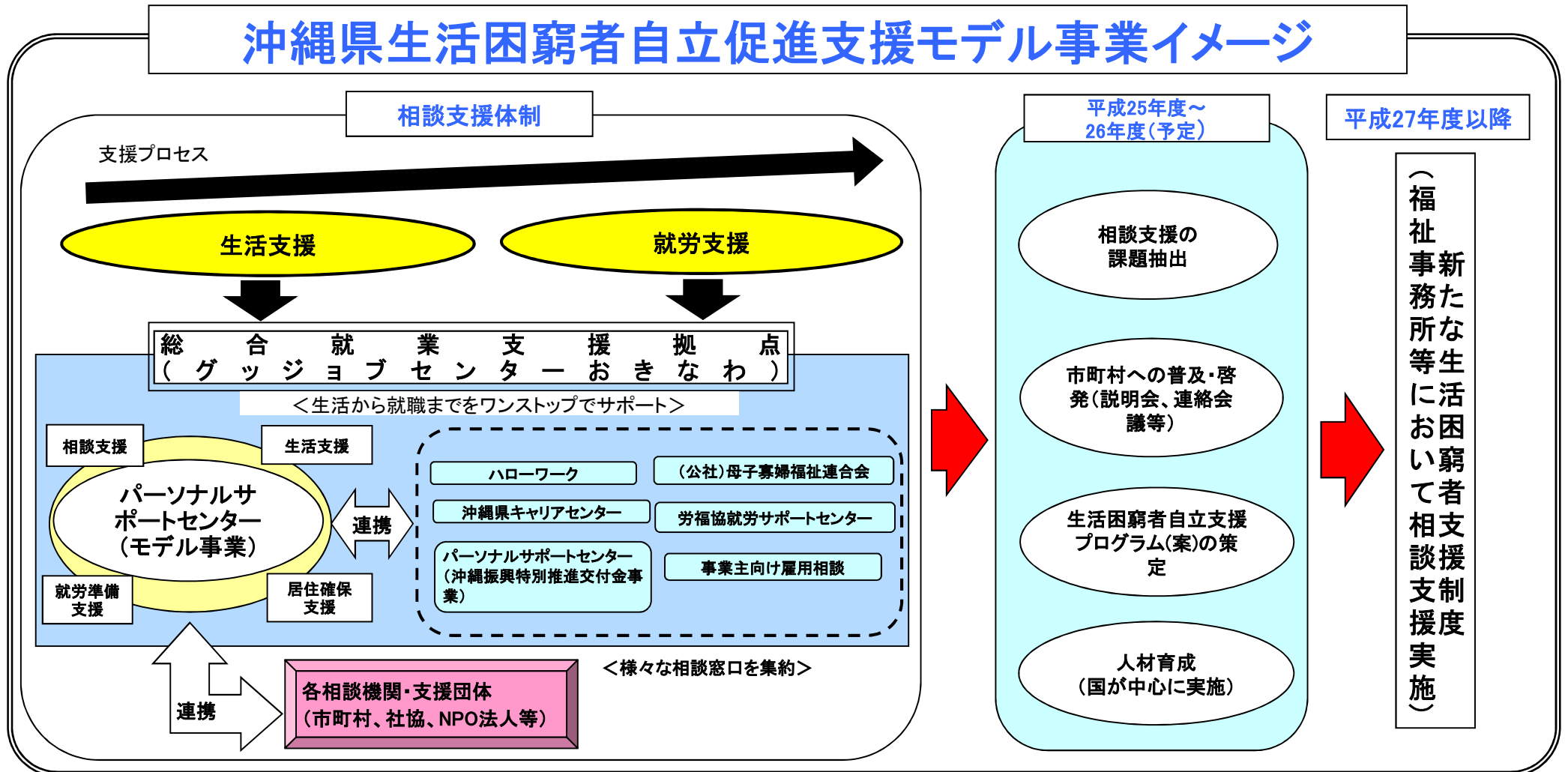
実施主体

- 沖縄県（公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会への委託により実施）

実施地域

- 県下全域（ただし、市町村において、モデル事業を実施する場合は、当該区域を実施区域から除く。）

沖縄県生活困窮者自立促進支援モデル事業イメージ



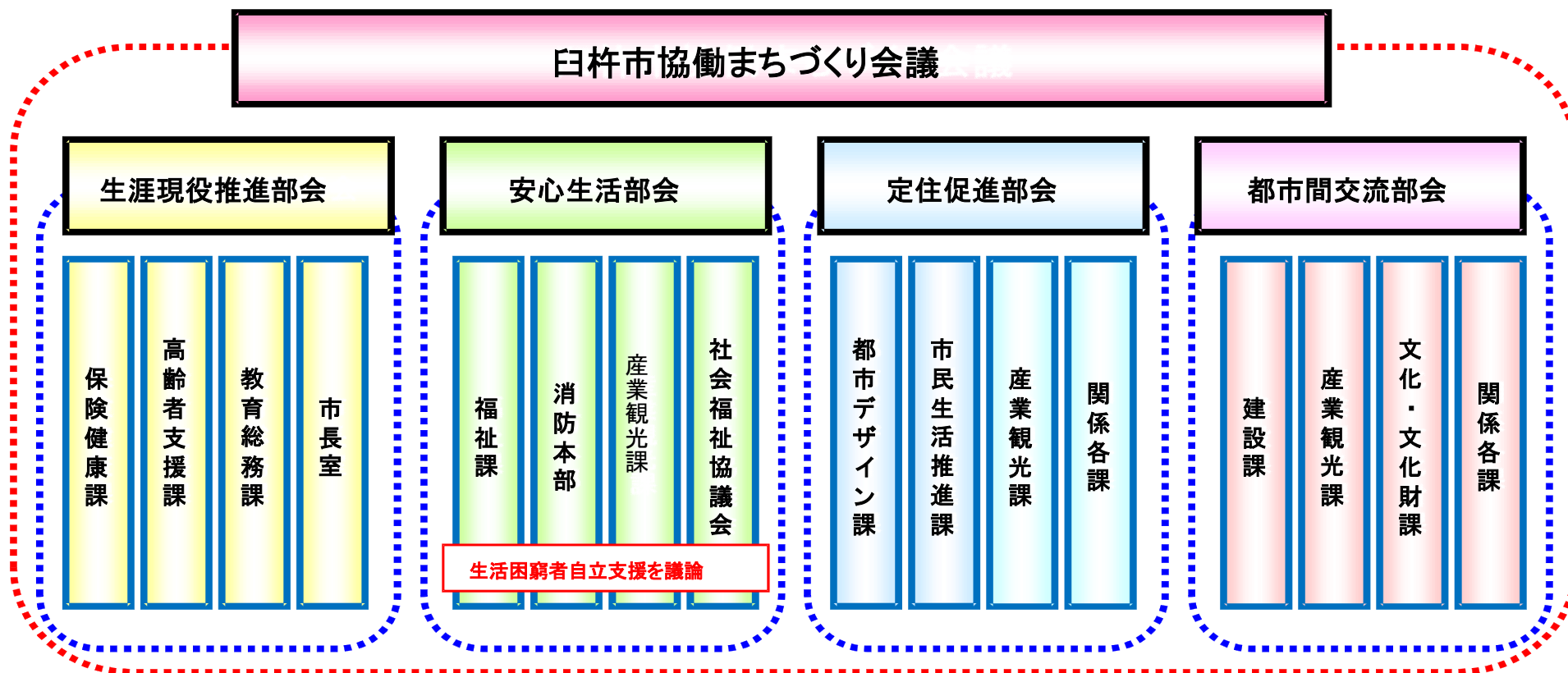
【長野県】パーソナル・サポート・モデル事業連絡会参集団体・機関（2013年7月1日）

分野	国関係機関	県関係機関	市町村関係	社会福祉関係団体	経営者団体	関係団体	PS事業支援ネットワーク団体	県労協関係
県連絡会	長野労働局職業安定課 長野公共職業安定所	長野県企画部 人権・男女共同参画課、消費生活室、県民協働・NPO課、次世代サポート課 長野県総務部税務課 長野県健康福祉部 健康福祉政策課、地域福祉課、健康長寿課、介護支援室、障害者支援課、子ども・家庭課 長野県商工労働部 労働雇用課、人材育成課 長野県観光部国際課 長野県建設部住宅課 長野県精神保健福祉センター	長野市産業政策課 長野市厚生課 松本市労政課 松本市障害・生活支援課 上田市雇用促進室 上田市福祉課 飯田市産業振興支援課 飯田市福祉課	長野県社会福祉協議会 長野県民生児童委員協議会	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	ながの若者サポートステーション 長野県弁護士会 長野県司法書士会 長野県NPOセンター 生活底上げ実現長野県連絡会	(株)コミュニケーションズ・アイ 企業組合 労協ながの 反貧困ネットワーク信州	労協政策委員会 長野県暮らしサポートセンター
長野地域連絡会	長野公共職業安定所 長野障害者職業センター	長野県北信労政事務所 長野県長野地方事務所 商工観光課 長野県長野保健福祉事務所 健康づくり支援課、福祉課 長野県若年者就業サポートセンター	市民生・雇用対策主管課（室） （長野市、須坂市、千曲市） 市町村民生児童委員協議会 （長野市、須坂市、千曲市）	市町村社会福祉協議会 （長野市、須坂市、千曲市） 市町村民生児童委員協議会 （長野市、須坂市、千曲市）	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	ながの若者サポートステーション 長野県弁護士会 長野県司法書士会 生活底上げ実現長野県連絡会 長野圏域障害者総合支援センター 長野県NPOセンター 社団法人長野県社会福祉士会	労働組合LCCながの NPO法人ホットラインながの 長野県高齢者生活協同組合 ながのコスモスの会 反貧困ネット長野 NPO法人エリアネット更埴	地区労協 地区暮らしサポートセンター ジョブながの地区センター
松本地域連絡会	松本公共職業安定所	長野県中信労政事務所 長野県松本地方事務所 商工観光課 長野県松本保健福祉事務所 健康づくり支援課、福祉課 長野県若年者就業サポートセンター	市民生・雇用対策主管課（室） （松本市、塩尻市、安曇野市）	市町村社会福祉協議会 （松本市、塩尻市、安曇野市） 市町村民生児童委員協議会 （松本市、塩尻市、千曲市）	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会 中小企業診断協会長野県支部	しおじり若者サポートステーション 長野県弁護士会 長野県司法書士会 生活底上げ実現長野県連絡会 松本圏域障害者総合相談支援センター	生存を支える会 NPO法人ユニオンサポートセンター NPO法人ジョイフル SOSネットワークすわ NPO法人キャリアサポート NPO法人てくてく NPO法人夢トライ工房	地区労協 地区暮らしサポートセンター ジョブながの地区センター
上田地域連絡会	上田公共職業安定所	長野県東信労政事務所 長野県上小地方事務所 商工観光課 長野県上田保健福祉事務所 健康づくり支援課、福祉課	市民生・雇用対策主管課（室） （上田市、東御市）	市町村社会福祉協議会 （上田市、東御市、小諸市） 市町村民生児童委員協議会 （上田市、東御市）	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	若者サポートステーション・シナノ 長野県弁護士会 長野県司法書士会 生活底上げ実現長野県連絡会 上小圏域障害者総合支援センター 佐久障害者相談支援センター	SOSネットワーク 反貧困・ひだまりネット 佐久こどもサポートセンター NPO法人侍学園スクオーラ・今人	地区労協 地区暮らしサポートセンター ジョブながの地区センター
飯田地域連絡会	飯田公共職業安定所	長野県南信労政事務所 長野県下伊那地方事務所 商工観光課 長野県飯田保健福祉事務所 健康づくり支援課、福祉課	市民生・雇用対策主管課（室） （飯田市）	市町村社会福祉協議会 （飯田市、伊那市、駒ヶ根市） 市町村民生児童委員協議会 （飯田市、伊那市、駒ヶ根市）	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	長野県弁護士会 長野県司法書士会 生活底上げ実現長野県連絡会 飯伊圏域障害者総合支援センター 上伊那圏域障害者総合支援センター	SOSネットワーク（上伊那） NPO法人キャリアサポート NPO法人くらりnet NPO法人いいだ元気塾 NPO法人生活応援ネット スキップ 一般社団法人南信州ここに	地区労協 地区暮らしサポートセンター ジョブながの地区センター

※ 第1回関東・信越ブロック「生活困窮者自立促進支援モデル事業」担当者会議（平成25年9月3日開催）における長野県提出資料を基に作成。

【臼杵市】生活困窮者自立支援事業推進のための庁内体制の整備

- 臼杵市協働まちづくり会議は、副市長をトップに市の重要施策を多部局連携で検討するために設置。
- 生活困窮者自立支援については、安心生活部会で議論を行う。



☆ 課題に対して従前の縦割りから脱却し、関係する各課の横断的な検討体制を構築する。

☆ 市内のみならず、全国の自治体との連携を模索する。

【旭川市】旭川市の取組について

【旭川市の取組の特徴】

- 旭川市では、モデル事業における実際の支援を開始する前に、地域の関係機関と生活困窮者支援に関する課題等について丁寧に議論を重ねてきた。
- 具体的には、関係機関との協議の場として「旭川市生活困窮者自立促進支援モデル事業検討会議」を設置し、①地域における課題の抽出、②生活困窮者の自立・就労支援等に必要な支援体系等について検討。
- これにより、生活困窮者支援に関する課題や、各機関の役割・その有する機能について共通認識が醸成され、実際の支援の際は地域のネットワークを最大限に活用することが可能。
- なお、今後は検討会議を基盤として新たに「支援調整会議」を設置する予定。

生活困窮者自立促進支援モデル事業検討会議

○期間

平成25年6月～10月

○構成

- ・事務局 保護第1課
- ・コーディネーター 学識経験者（元大学教授）
- ・相談支援WG、就労促進WG、子ども健全育成WG

○検討課題

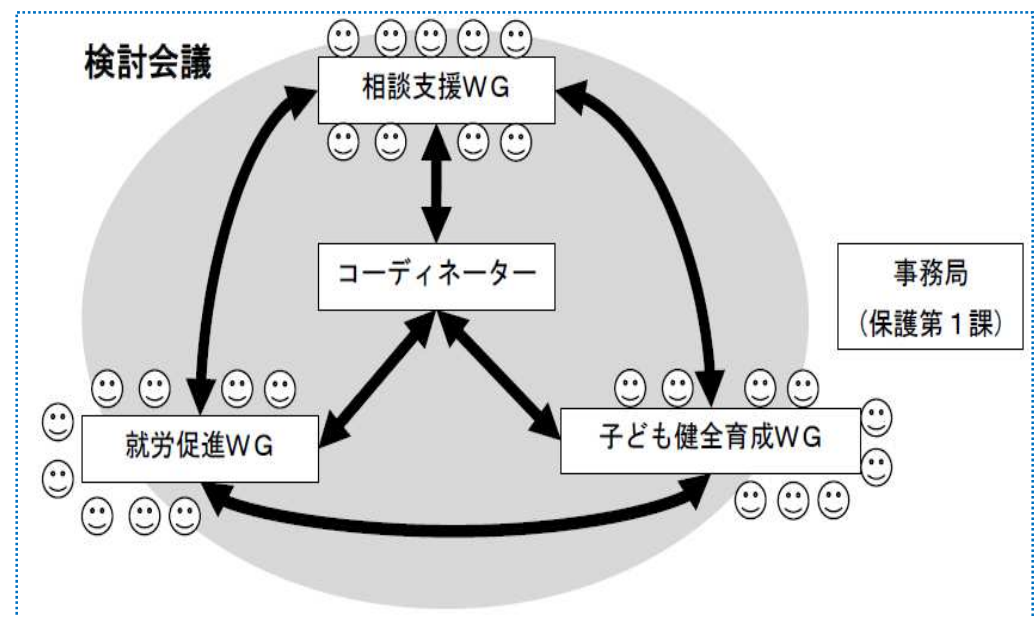
- ①生活困窮者支援に関する地域の実情・課題の把握
- ②関係機関との連携・ネットワーク構築
- ③モデル事業の在り方

○進め方

- ・初回と最後に全体会を開催（2回）
- ・各WGを3回開催（3WG×3回=9回）

○その他

- ・ワークショップ・事例研究等の手法を活用
- ・ニュースレターを発行し各WGの進捗状況を全体で共有
- ・検討会議の開催状況を市HPで公開（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/hogo1/fuzokukikan/gaiyou>）
- ・検討結果について福祉関係者に限らず広く市民向けに報告会を実施（10月19日実施、市民101名が参加）



(参考8)モデル事業実施自治体ブロック会議の実施状況

平成25年度「モデル事業担当者ブロック会議」の実施状況

1. 各ブロックの開催状況

ブロック	開催日	箇所数	モデル事業実施自治体
北海道・東北	①8月30日(金) ②11月19日(火) ③2月10日(月)	11	北海道、 <u>札幌市</u> 、旭川市、釧路市、岩見沢市、青森県、岩手県、花巻市、湯沢市、山形市、福島県
関東・信越	①9月3日(火) ②11月19日(火) ③2月4日(火)	14	千葉市、船橋市、柏市、野田市、佐倉市、香取市、足立区、 <u>国分寺市</u> 、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、新潟県、長野県
東海・北陸	①9月2日(月) ②11月25日(月) ③2月19日(水)	8	氷見市、小松市、岐阜県、富士宮市、愛知県、長久手市、 <u>名張市</u> 、伊賀市
近畿	①8月30日(金) ②11月13日(水) ③1月30日(木)	15	福井県、大津市、野洲市、東近江市、京都府、長岡京市、京丹後市、大阪府、 <u>大阪市</u> 、豊中市、箕面市、柏原市、藤井寺市、神戸市、奈良市
中国・四国	①8月26日(月) ②11月13日(水) ③2月3日(月)	10	鳥取県、島根県、 <u>岡山市</u> 、山口県、徳島県、丸亀市、高知県、高知市、須崎市、土佐清水市
九州・沖縄	①8月28日(水) ②11月21日(木) ③9月5日(水)	10	福岡県、福岡市、佐賀市、熊本県、 <u>熊本市</u> 、菊池市、大分県、臼杵市、日置市、沖縄県

※ 下線は各ブロックの幹事自治体

2. 会議の議題

- 各自治体におけるモデル事業の進捗状況の報告
- 帳票類等の記載方法のデモンストレーション
- 自立相談支援事業運営の手引き案や就労支援ガイドライン等に
対する意見交換
- 対象者の考え方、自立支援計画（プラン）、支援調整会議、
支援決定についての意見交換
- モデル事業を進める上での課題と解決策 等

(参考9)その他

新たな生活困窮者自立支援制度構築の背景①

- 生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、**生活保護に至る前の自立支援策の強化**を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることが必要であり、**生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体実施が不可欠。**

【主な対象者】

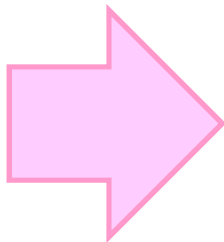
現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者

- ・ 福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない者は、高齢者等も含め年間約40万人(平成23年度推計値)
(参考：その他生活困窮者の増加等)
 - ・ 非正規雇用労働者 平成12年：26.0% →平成24年：35.2%
 - ・ 年収200万円以下の給与所得者 平成12年：18.4% →平成23年：23.4%
 - ・ 高校中退者：約5.4万人(平成23年度)、中高不登校：約15.1万人(平成23年度)
 - ・ ニート：約60万人(平成23年度)、引きこもり：約26万世帯(平成18年度厚労科研調査の推計値)
 - ・ 生活保護受給世帯のうち、約25% (母子世帯においては、約41%)の世帯主が出身世帯も生活保護を受給。(関西国際大学道中隆教授による某市での平成19年度の調査研究結果)
 - ・ 大卒者の貧困率が7.7%であるのに対し、高卒者では14.7%、高校中退者を含む中卒者では28.2%

新たな生活困窮者自立支援制度構築の背景②

【これまでの支援】

- 自治体とハローワークが一体となった就労支援（平成17年度から実施）
 - ・ 「福祉から就労」支援事業 【実績】就職率54.5%（平成23年度）
- 自治体独自の多様な就労支援
 - ・ 生活保護受給者に対し、民間団体や地域と連携し、生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を一体的に実施（横浜市）
【実績】就労率 60.4%（平成23年10月～平成24年3月）
- 居住の確保
 - ・ 住宅支援給付（平成25年度までの時限措置）の支給（平成21年度第1次補正予算等において措置、緊急雇用創出事業臨時特例基金として実施） 【実績】常用就職率 58.5%（平成24年度）
- 貸付・家計相談
 - ・ グリーンコープ生協においては、きめの細かい生活相談に併せて貸付を実施
【実績】平成23年度末までの貸倒率 0.97%
- 子ども・若者への学習支援、養育支援、居場所づくり、就労支援
 - ・ 被保護世帯の中学生及びその保護者等を対象に進学の助言等を行うとともに、学生ボランティアによる学習支援を実施（埼玉県）
【実績】参加者の高校進学率 97.0%（平成23年度）（参考）被保護世帯全体:89.5%
 - ・ 地域若者サポートステーションによる就労支援（平成18年度から実施）
【実績】就職等進路決定者数 1万2千人（平成23年度）

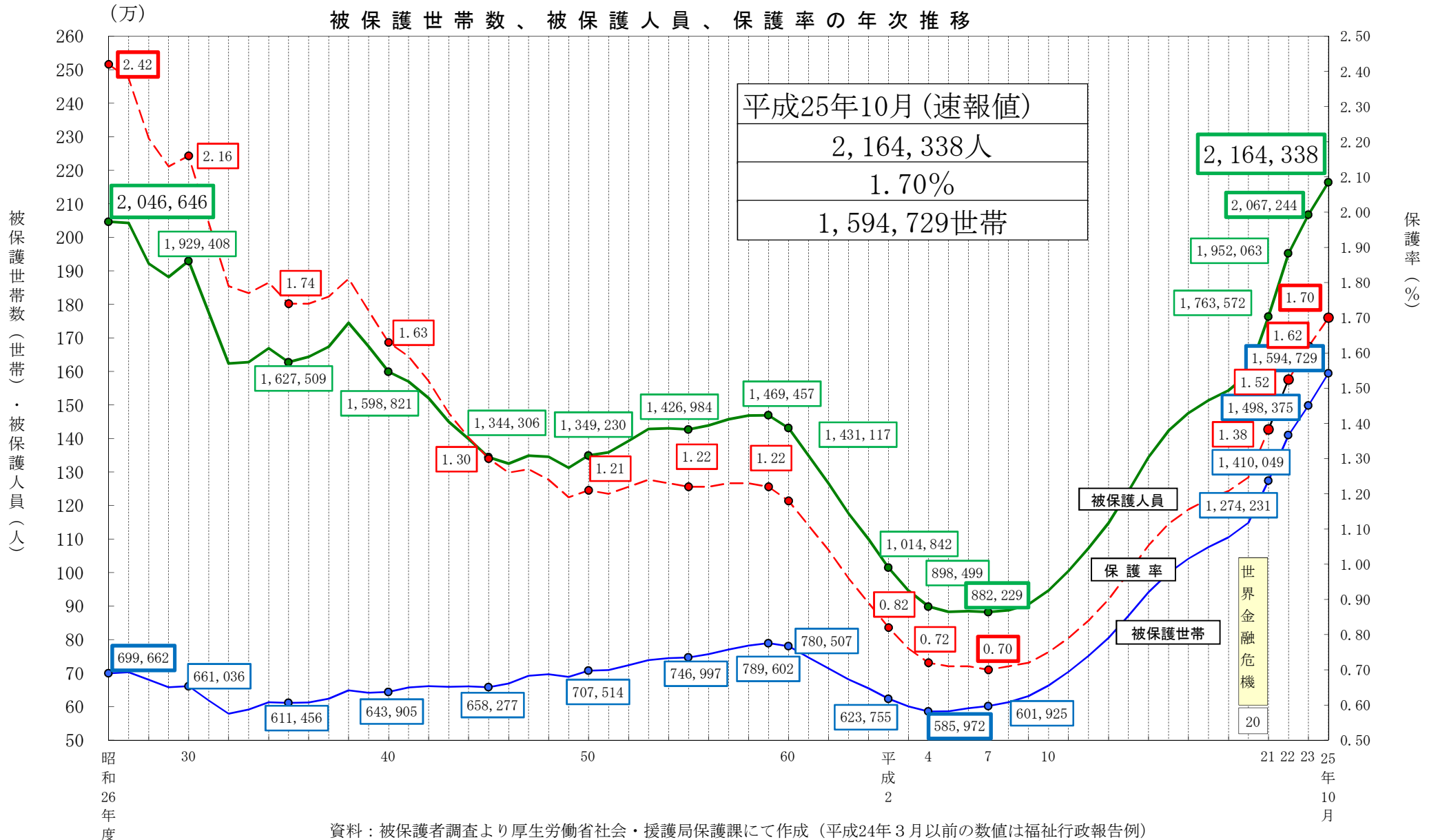


【指摘されている課題】

- 一部の自治体のみの実施
- 各分野をバラバラに実施
- 早期に支援につなぐ仕組みが欠如

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は216万人であり、平成23年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

10年度前と比較すると、稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加。

◆平成15年度

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	939,733	435,804	82,216	336,772	84,941
構成割合 (%)	100	46.4	8.7	35.8	9.0

資料：平成15年度福祉行政報告例

◆平成25年10月（概数）

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	1,586,420	719,398	112,057	466,335	288,630
構成割合 (%)	100	45.3	7.1	29.4	18.2

資料：被保護者調査（平成25年10月概数）

3倍強増

世帯類型の定義

高齢者世帯：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満

(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯

傷病者世帯：世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

その他の世帯：上記以外の世帯

(参考)

その他の世帯のうち、年齢階級別にみた世帯人員の構成割合

・20～29歳：5.3%

・50歳以上：53.5%

(平成23年)

求職者支援制度と生活困窮者自立支援制度の役割分担について

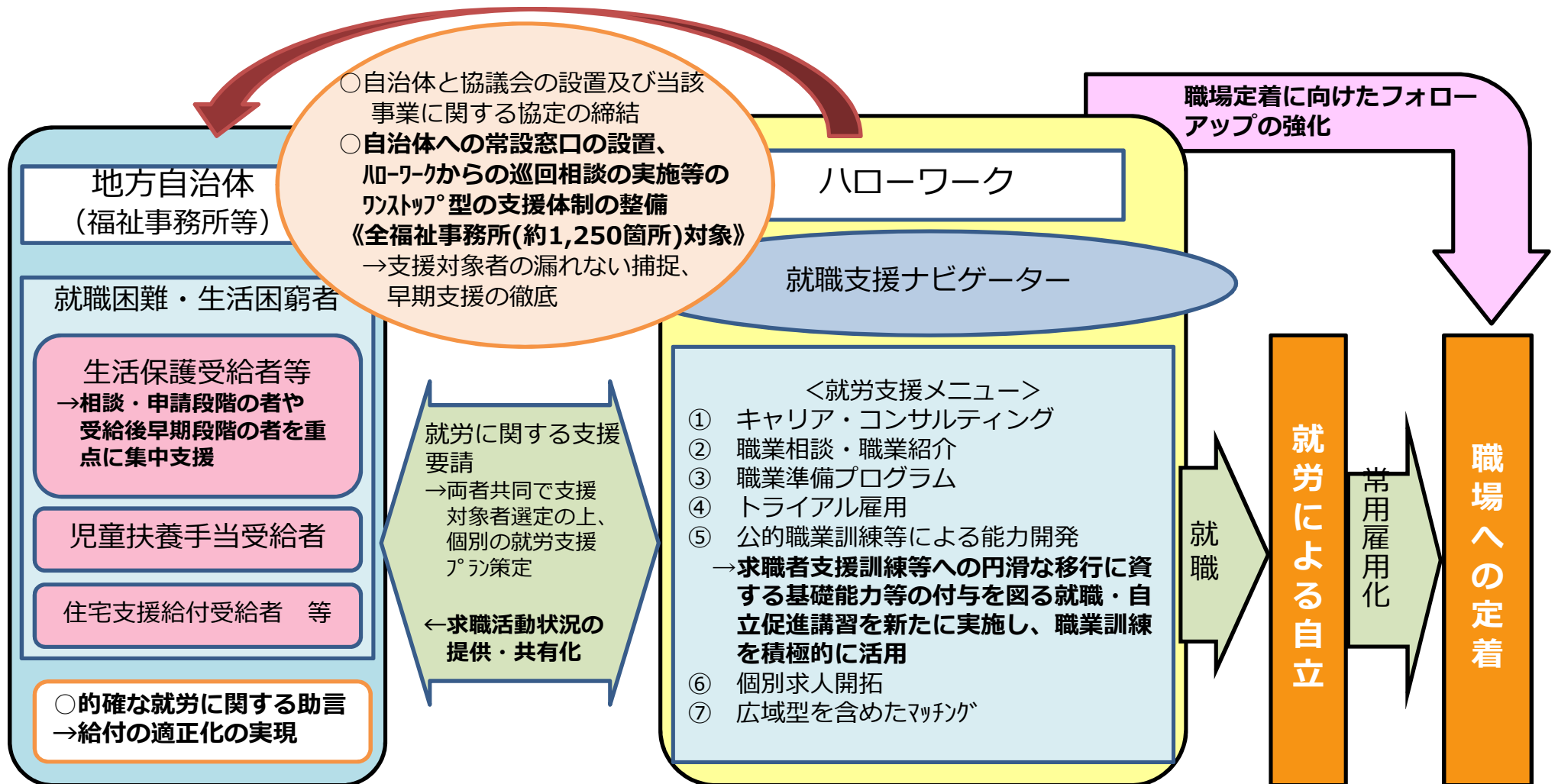
	求職者支援制度	生活困窮者自立支援制度
制度の趣旨	○ 雇用を通じた第1のセーフティネットと生活保護という第3のセーフティネットの間の第2のセーフティネットとして機能するもの。	
制度の目的	○ 雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の受講機会を提供すること等により、就職を促進し、もって、その職業及び生活の安定に資することを目的。	○ 生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的。
実施主体	国(ハローワーク)	福祉事務所設置自治体
対象者	○ 雇用保険を受給できない求職者であって、就労への意欲と基礎的能力のある者。	○ 就職活動を行うために必要な生活習慣や社会参加能力の形成等が必要な生活困窮者。
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間教育訓練機関が実施する就職に資する職業訓練の受講機会を提供。 ○ 訓練受講中、職業訓練受講給付金(10万円+交通費)を支給。(一定の要件あり) ○ 訓練の受講前、受講中、終了後において、一貫してハローワークが就職支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般就労に向け、生活習慣や社会参加能力等を形成するための訓練を実施。 ○ 訓練実施期間中、住居確保給付金(家賃相当額)を支給。(一定の要件あり) ○ その他、必要に応じて、日常生活上の相談支援等を受けることが可能。

生活困窮者の就労支援に当たっては、求職者支援制度と生活困窮者自立支援制度の適切な役割分担の下、生活困窮者の個々の段階に応じて連続的に行われていくことが重要。

生活保護受給者等就労自立促進事業の創設

新事業の概要

生活保護受給者を含め広く生活困窮者を対象として、福祉事務所等にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、生活困窮者への早期支援の徹底、求職活動状況の共有化など就労支援を抜本的に強化し、生活困窮者の就労による自立を促進。



(事例)総合相談・ワンストップ対応

- 一部の地域においては、複合的な問題を抱える者に対する縦割りでない総合相談やワンストップ対応を行い、成果を上げているところがある。

野洲市【直営＋既存の総合相談窓口に併設】

- 市の既存の相談体制の機能を強化。
- ワンストップで相談対応が可能であり、利用者への利便性が高い。
- 直営方式のため、自治体内部組織(福祉事務所等)との連絡調整、連携を円滑に行うことが容易。
- 税、国民健康保険、水道担当等の滞納情報を活用することで、生活困窮者の早期把握・早期支援が可能。
- 市にとっても、市民の借金問題を解決することで過払い金の回収等を通じて公租公課の滞納額圧縮に寄与。

富士宮市【直営＋地域包括支援センターに併設】

- 高齢者向けの総合相談窓口である地域包括支援センターに、新たな人員を配置し機能を強化。(全世代対応型に)
- 新たな相談窓口を設置するよりも地域包括支援センターのノウハウを活用し、効果的・効率的な運営が可能。
- 直営のため、自治体内部組織との連絡・調整、連携が容易。
- 8か所のランチを設置することで、地域住民の利便性も向上。

TOKYOチャレンジネット(東京都全域が対象)【委託・補助(複数法人)＋既存支援窓口との併設によるワンストップ型】

- 住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしている不安定就労者や離職者に居住支援、生活支援、就労支援、貸付を実施する広域的な取組事例。
- ワンストップサービスを実現するため、複数の民間法人に委託又は補助しつつも、窓口を一ヶ所に集約。ハローワーク職員の出張相談も同じ場所を実施。
- 相談者にとって、極めて利便性が高い仕組みであり、迅速かつ効果的な支援が可能。

豊中市【委託＋地域福祉ネットワークで対応】

- 「制度の狭間」に取り組み、民間活用型ながら行政との連携が緊密であり、かつ社会資源の開拓も視野に入れる参考例。
- 地域における見守り・発見・相談・つなぎの機能を担うコミュニティソーシャルワーカーを生活圏域(7地域)ごとに2名配置し、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスでは対応困難な事案の解決に取り組んでいる。

千葉県中核地域生活支援センター「がじゅまる」【委託＋複数自治体による広域共同設置】

- 中核地域生活支援センターは、福祉圏域ごとに県が委託して設置。(がじゅまるは市川市及び浦安市をカバー。)
- 総合相談を主として実施。相談を受け止め、他機関につなぎ、支援体制を構築するまでの移行支援を中心に行う。
- ※ 単独では相談センターの設置が難しく、かつ、適切な民間委託先がない小規模自治体では、複数市町村と共同で一法人に委託することが考えられる。

(事例)生活困窮者等への就労準備のための支援

- 近年、地域において、生活訓練・就労訓練等を通じた就労準備のための支援を行う取組が始まっている。こうした事業では、ひきこもりやコミュニケーション能力が低い者を対象としノウハウ等の蓄積がない中でも、成果を上げている。

横浜市中区「仕事チャレンジ講座実施事業」 (平成23年10月～)

【事業概要】生活保護受給者に対し、民間団体や地域と連携し、生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を一体的に実施
(2か月程度)

【実績】

- 平成24年度に修了した77名中51名が就労(就労率66.2%)

足立区「仕事道場」 (平成21年度～)

【事業概要】あだち若者サポートステーションにおいて、コミュニケーション能力等の乏しいニート等がNPOの職員の指導のもと、地域の事業所に置いて就労体験(訓練)を行うもの(平均訓練期間:通常訓練約5.3か月)。

【実績】

- 平成24年上半期までに訓練を受講した60名中40名が卒業し29名が就職(卒業者に占める就職割合は72.5%)。

特定非営利活動法人青少年自立援助センターの若者自立支援

【事業概要】ひきこもり・ニート・不登校等の若者の自立を支援するため、合宿形式による生活改善・ボランティア・学習指導等を行うもの。

【実績】

- 平成25年8月現在センターに在籍している者(※)22名のうち6名が就労、5名が進学している。(進路決定率約50%)
 - ※ プログラム終了後も引き続き、センターには居住。
 - ※ このほか、「若者自立塾事業」受託時には、平成17年7月～22年4月に、154名中94名が就労、8名が進学(進路決定率約66%)。基金訓練「合宿型自立支援プログラム」を通じて、平成22年7月～23年12月に、51名中33名が就労(進路決定率約65%)。

(事例)就労訓練事業(いわゆる中間的就労)の取組

○ これまでも、地域において、一般就労に就くことが難しい者に簡易な就労の場等を提供する独自の取組や、地域の関係者によるネットワーク形成が行われてきており、そうした支援の広がりを求める声は高まってきている。

千葉県「生活クラブ風の村」の「ユニバーサル就労」

【事業概要】「はたらきたいのにはたらきにくいすべての人」を対象に、雇用による就労のほか、「コンピューター」(支援付き就労。必ずしも雇用契約によらない)等の就労形態を提供することで、対象者の同一職場での継続したステップアップを図る。

【実績】平成24年度は、「コンピューター」15名のうち、無償コンピューターは100%のステップアップ、有償コンピューターは、10名中6名が雇用による就労。(ステップアップできなかった4人のうち3名は障害者手帳所持)ユニバーサル就労の総数は、マッチング中を含め77名。

和歌山県一麦会での6次産業を通じた就労支援

【事業概要】障害者の就労支援の一環として、地域農業を中心に6次産業化を推進することで雇用創出を図る中で、ひきこもりの若者等も対象者として受け入れ、支援を実施。

【実績】ひきこもりの者の就労に向けた支援と併せ、地域の耕作放棄地化の歯止めとしても役立っている。

北海道釧路市での就労支援

【事業概要】地域のNPO等の事業者と協力し、有償・無償のボランティア活動、インターンシップ等を通じた生活保護受給者の就労やステップアップを支援。

【実績】平成24年度参加者数:就労移行型インターンシップ16名、公園管理ボランティア55名、作業所ボランティア37名、介護施設等におけるボランティア58名。

とちぎボランティアネットワークの「ワーキングスクールプログラム」

【事業概要】地域の企業80社に協力を依頼し、コーディネーターの支援の下、ひきこもりの若者等が職場体験をできる場を開拓。(現在は「しごとれ(仕事トレーニングプログラム)」として実施)

【実績】平成17年～20年に43名中32名が研修を修了し、就職率71%(正社員6名)。

京都府での就労支援

【事業概要】行政機関、経済・福祉・教育関係の各団体が一体となった「きょうと生活・就労おうえん団」を設立し、中間的就労開拓への協力、ネットワークづくり、賛同者増に向けた広報・啓発を実施。

【実績】「『風のとちぎ』事業」では、京都市内の中小企業が自社の社員食堂をひきこもりの者の就労支援の場として提供するなど、地域での中間的就労の場の開拓が進められている。

(事例)家計再建に向けた取組

- 家計再建に向けた事例として、現状、各都道府県社会福祉協議会による「総合支援資金」に加え、一部の民間貸付機関において、多重債務者等の一般金融機関からの借入が困難な者に対し、相談を丁寧に行いつつ貸付を行う事例等がある。

都道府県社会福祉協議会による「総合支援資金」

【事業概要】市町村民税非課税程度の低所得世帯を対象に、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費等の貸付を実施。生活費については、貸付上限額1月15万円(2人以上世帯の場合は20万円)、貸付期間12月以内。

【実績】

- 平成23年度貸付件数119,067件、貸付金額約365億円。

消費者信用生活協同組合やグリーンコープ生協ふくおか等による貸付

【事業概要】多重債務等生活に困窮する組合員を対象に、生活再建のためのきめの細かい相談支援を行った上で、相談の結果、必要に応じて債務整理資金や生活資金の貸付を実施。

【実績】

- 消費者信用生活協同組合においては、平成23年度貸付件数4,301件、貸付金額約50億円。
- グリーンコープ生協ふくおかにおいては、平成23年度貸付件数265件、貸付金額約1.5億円
- 両者とも貸倒率は1%未満。

静岡県労働金庫や多摩信用金庫等の民間金融機関による多重債務問題への取組

【事業概要】多重債務者向けのローン商品を設定し、多重債務問題に関する相談窓口を設置するとともに、必要に応じて融資を実施。静岡県労働金庫においては、民間相談機関と連携して支援を行っている。

自治体と民間金融機関の提携による多重債務問題への取組(栗原市のぞみローン)

【事業概要】栗原市においては、金融機関と連携し、多重債務問題の解決を支援。福祉事務所で相談支援を行いつつ、融資が必要な場合には提携金融機関(一関信金、仙北信金)の融資を紹介。提携金融機関においては、「のぞみローン」として多重債務者向けのローン商品を設定。

(事例)「貧困の連鎖」防止の取組

- 一部の地域においては、生活保護受給家庭等のこどもに対する学習支援や中退者等に対する自立支援の取組がなされており、高校進学率の向上や若者の就職などで成果をあげている。

横浜市における市立定時制高校への進路支援

【事業概要】横浜市では、市立戸塚高校定時制における進路支援や生活状況に関する相談支援を、若年者の支援に専門的に取り組むNPO等と連携して実施。キャリアカウンセラー等が学校訪問し、個々の生徒の課題を把握、実践的な職場体験や就職支援セミナーを開催するとともに、すぐに就労につながらない者に対して、卒業後の居場所や活動の場を確保。※他の一部の高校でも同様の取り組みを実施。

(参考)生徒の進路状況(市立戸塚高校定時制)

・平成24年度進路状況:就職・進学66%、アルバイトその他34%

佐賀若者サポートステーションの事例

【事業概要】困難を抱える若者に対し、学校教育との連携、複数の専門職によるチーム対応により、切れ目のない自立支援を実施。中核事業である「家庭教師方式」の訪問支援は、学習支援のみならず、カウンセリングから各種適応訓練、家庭環境のコーディネートまで包括的に実施。

【実績】平成24年度における就職等進路決定者数334人(うち112人進学)。

埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業

【事業概要】埼玉県内(政令市以外)の生活保護受給世帯の中学生全員及びその保護者等を対象に、一般社団法人に委託して学習支援等を実施。教員OBなどの教育支援員が、定期的な家庭訪問を行い、子ども及び親に対して進学の助言等を行うとともに、週1~4回の学習支援室を開催し、学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援を実施。

【実績】平成24年度は中学3年生の対象者782人のうち331人が参加。うち321人(97%)が高校へ進学した。

高知市高知チャレンジ塾における学習支援

【事業概要】福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援を実施。市が雇用した就学促進員(教員免許資格者)が定期的に家庭訪問し、保護者へ事業参加への働きかけ等を行うとともに、民間団体に委託して、教員OB・大学生などの学習支援員が週2回程度、市内5カ所で学習支援を実施。

【実績】平成24年度は生活保護受給世帯の生徒106人が参加。中学3年生43人のうち41人が高校へ進学した。